

八雲町地域防災計画

(案)

令和 年 月

八雲町防災会議

〔目 次〕

第1編 総 則

第1章 総則	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	4
第4節 計画の修正要領	4
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第6節 住民及び事業者の基本的責務等	11
第2章 八雲町の概況等	14
第1節 自然的条件	14
第2節 災害の概況	16
第3章 防災組織	20
第1節 八雲町防災会議	20
第2節 災害時の応急活動体制	22
第3節 職員の配備体制	37
第4節 住民組織等の活用	42

第2編 一般災害対策編

第1章 総則	45
第1節 一般災害対策編の目的	45
第2節 一般災害対策編の構成	45
第2章 災害予防計画	46
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	47
第2節 防災訓練計画	50
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	53
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	54
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	56
第6節 避難体制整備計画	59
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	64
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	70
第9節 建築物等災害予防計画	71
第10節 消防計画	72
第11節 水害予防計画	79
第12節 風害予防計画	82
第13節 雪害予防計画	83
第14節 融雪災害予防計画	85
第15節 高波、高潮災害予防計画	87
第16節 土砂災害予防計画	88
第17節 積雪・寒冷対策計画	91

第 18 節	複合災害に関する計画	94
第 19 節	業務継続体制整備に関する計画	95
第 3 章	災害応急対策計画	97
第 1 節	気象等に関する情報の収集・伝達計画	97
第 2 節	災害情報等の収集・伝達計画	114
第 3 節	災害通信計画	117
第 4 節	災害広報・情報提供計画	120
第 5 節	避難対策計画	124
第 6 節	水防活動計画	135
第 7 節	応急措置実施計画	149
第 8 節	自衛隊派遣要請計画	153
第 9 節	広域応援・受援計画	156
第 10 節	ヘリコプター等活用計画	159
第 11 節	救助救出計画	161
第 12 節	医療救護計画	163
第 13 節	防疫計画	167
第 14 節	災害警備計画	170
第 15 節	交通応急対策計画	171
第 16 節	輸送計画	176
第 17 節	食料供給計画	178
第 18 節	給水計画	181
第 19 節	衣料、生活必需物資供給計画	183
第 20 節	石油類燃料供給計画	186
第 21 節	電力施設災害応急計画	187
第 22 節	上下水道施設対策計画	188
第 23 節	応急土木対策計画	189
第 24 節	被災宅地安全対策計画	191
第 25 節	住宅対策計画	193
第 26 節	障害物除去計画	196
第 27 節	文教対策計画	198
第 28 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	201
第 29 節	家庭動物等対策計画	204
第 30 節	応急飼料計画	205
第 31 節	廃棄物等処理計画	206
第 32 節	災害ボランティアとの連携計画	208
第 33 節	労務供給計画	209
第 34 節	災害救助法の適用と実施	211
第 4 章	事故災害対策計画	214
第 1 節	海難対策計画	214
第 2 節	海上流出油等対策計画	219
第 3 節	鉄道災害対策計画	223
第 4 節	道路災害対策計画	226
第 5 節	危険物等災害対策計画	232
第 6 節	林野火災対策計画	237
第 7 節	大規模停電災害対策計画	242

第5章 災害復旧・被災者援護計画	245
第1節 災害復旧計画	245
第2節 被災者援護計画	247

第3編 地震・津波災害対策編

第1章 総則	253
第1節 地震・津波災害対策編の目的	253
第2節 地震・津波災害対策編の性格及び構成	253
第3節 地震・津波災害による被害の想定	254

第2章 災害予防計画	262
第1節 住民の心構え	262
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	266
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	269
第4節 防災訓練計画	270
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	270
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	270
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	270
第8節 避難体制整備計画	271
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	271
第10節 津波災害予防計画	272
第11節 火災予防計画	275
第12節 危険物等災害予防計画	277
第13節 建築物等災害予防計画	278
第14節 土砂災害予防計画	279
第15節 液状化災害予防計画	279
第16節 積雪・寒冷対策計画	280
第17節 複合災害に関する計画	280
第18節 業務継続体制整備に関する計画	280

第3章 災害応急対策計画	281
第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画	281
第2節 災害情報等の収集・伝達計画	291
第3節 災害通信計画	292
第4節 災害広報・情報提供計画	292
第5節 避難対策計画	293
第6節 地震火災等対策計画	295
第7節 津波災害応急対策計画	297
第8節 応急措置実施計画	298
第9節 自衛隊派遣要請計画	298
第10節 広域応援・受援計画	298
第11節 ヘリコプター等活用計画	298
第12節 救助救出計画	298
第13節 医療救護計画	298
第14節 防疫計画	298
第15節 災害警備計画	298

第16節	交通応急対策計画	299
第17節	輸送計画	299
第18節	食料供給計画	299
第19節	給水計画	299
第20節	衣料、生活必需物資供給計画	299
第21節	石油類燃料供給計画	299
第22節	生活関連施設対策計画	300
第23節	応急土木対策計画	301
第24節	被災建築物安全対策計画	302
第25節	被災宅地安全対策計画	305
第26節	住宅対策計画	305
第27節	障害物除去計画	305
第28節	文教対策計画	305
第29節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	305
第30節	家庭動物等対策計画	305
第31節	応急飼料計画	305
第32節	廃棄物等処理計画	305
第33節	災害ボランティアとの連携計画	306
第34節	労務供給計画	306
第35節	災害救助法の適用と実施	306
第4章	災害復旧・被災者援護計画	307
第1節	災害復旧計画	307
第2節	被災者援護計画	307
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	308
第1節	総則	308
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	308
第3節	関係者との連携協力の確保	309
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	310
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	318
第6節	防災訓練計画	320
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	321
第8節	地域防災力の向上に関する計画	323
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応	324

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び八雲町防災会議条例（平成17年八雲町条例第150号）第2条第1項の規定に基づき、八雲町防災会議が作成する計画であり、八雲町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 本町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関する事。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関する事。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関する事。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関する事。
- 5 災害復旧に関する事。
- 6 防災訓練に関する事。
- 7 防災思想の普及に関する事。

第2節 計画の構成

この計画は、次の各編によって構成する。

編	内容
第1編 総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、町の災害環境、防災組織等、共通的な事項を定める。
第2編 一般災害対策編	計画の基本となる編として位置づけ、風水害、土砂災害、雪害等の一般災害に海上災害（海難、流出油等）、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、大規模停電等の事故災害を含めた、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護等について定める。
第3編 地震・津波災害対策編	一般災害対策編を基本とし、ここでは特に地震・津波災害対策について定める。
資料編	各編に関連する各種資料を掲載する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画の推進に当たっては、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本とする。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

八雲町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い防災計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により本計画の変更又は削除を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他八雲町防災会議会長が必要と認めたとき。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 八雲町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

事務又は業務を実施するに当たっては、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

なお、本計画に掲載のない指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等については北海道地域防災計画に準ずるものとする。

1 八雲町

機関の名称	処理すべき事務及び業務
町長部局	(1) 住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (2) 防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) 避難指示等に関すること。 (10) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 (13) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (15) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。 (16) 災害ボランティアの受入れに関すること。
消防機関 (八雲町消防本部・ 消防署・消防団)	(1) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに救急に関すること。 (3) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (4) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
八雲総合病院 熊石国民健康保険病院	(1) 災害時における医療、助産等の救助の実施及び医療関係機関との連絡調整に関すること。
教育委員会	(1) 児童及び生徒に対する防災知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 (3) 災害時における文教施設及び文化財の保全対策に関すること。

2 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務及び業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道森林管理局 (渡島森林管理署)	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道農政事務所 (函館地域拠点)	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

機関の名称	処理すべき事務及び業務
北海道開発局 (函館開発建設部 〔八雲道路事務所〕 〔江差道路事務所〕 〔江差港湾事務所〕)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町等への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (10) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (11) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (12) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局 (函館運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
札幌管区气象台 (函館地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること。
第一管区海上保安本部 (函館海上保安部) (江差海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び保安本部災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。

3 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務及び業務
陸上自衛隊北部方面隊	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

4 北海道

機関の名称	処理すべき事務及び業務
渡島総合振興局 (地方創生部危機管理室)	(1) 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
函館建設管理部 (八雲出張所、江差出張所)	(1) 水防活動の技術指導に関すること。 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること。 (3) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 (4) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
保健環境部 (八雲保健所)	(1) 医療救護班の編成調整指導に関すること。 (2) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 (3) 薬品の保有状況、応急措置連絡調整に関すること。 (4) 防疫活動、特に調査指導に関すること。 (5) 検病調査及び健康診断に関すること。 (6) 避難所における衛生施設管理指導に関すること。 (7) 防疫薬剤の供給斡旋に関すること。
渡島教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。
函館公共職業安定所 (八雲出張所)	(1) 被災者に対する職業紹介に関すること。 (2) 被災事業主の雇用保険料の納期延長に関すること。 (3) 被災者の失業給付金支給に関すること。

5 北海道警察

機関の名称	処理すべき事務及び業務
函館方面本部 (八雲警察署)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務及び業務
日本郵便株式会社 (八雲郵便局及びその他の 町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する こと。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について 関係機関の支援に関すること。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用 制限及び重要通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限 及び重要通信の確保に関すること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限 及び重要通信の確保に関すること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限 及び重要通信の確保に関すること。
楽天モバイル株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限 及び重要通信の確保に関すること。
日本赤十字社北海道支部	(1) 災害救助法が適用された場合における、知事との委託協定に基 づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務の実施に 関すること。 (2) 災害ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整 に関すること。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること。
日本放送協会函館放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報(注意報を含む。)、特別警報・警報並びに情報等及び被害状 況等に関する報道、防災広報に関すること。
東日本高速道路株式会社 北海道支社	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関するこ と。
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務及び業務
一般社団法人北海道医師会及 び各郡市医師会(渡島医師会)	(1) 災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人北海道歯科医師会 及び各郡市区歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会 及び支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会 及び支部	(1) 災害時における飼養動物の対応に関すること。
一般社団法人北海道バス協会、 公益社団法人北海道トラック協会 及び地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸 送への支援に関すること。

機関の名称	処理すべき事務及び業務
一般社団法人北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に係る関係機関の支援に関すること。
公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援に関すること。
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関すること。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 八雲町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施の協力等総合調整に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務及び業務
新函館農業協同組合 八雲支店・落部支店 八雲町漁業協同組合 落部漁業協同組合 ひやま漁業協同組合 山越郡森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 保険金や共済金支払いの手続に関すること。
八雲商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助救援物資の確保に関すること。 (2) 被災商工業者に対する資金の融資、斡旋に関すること。
青年団体	(1) 町長の要請に応じ、災害情報等の一般住民に対する広報活動に関すること。 (2) 災害時における住民の避難誘導、被災者の救護対策への協力に関すること。
女性団体	(1) 町長の要請に応じ、被災者等に対する炊き出し等、被災者の救護対策への協力に関すること。
一般医院・診療所等	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
八雲町危険物安全協会・ 八雲町熊石危険物安全協会	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。
社会福祉法人 八雲町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及び斡旋に関すること。 (2) 被災者救護支援及び保護についての協力に関すること。 (3) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に関すること。
一般運送業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
建設関連業者	(1) 災害時における応急資機材等の使用要請への協力に関すること。

第6節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安心・安全を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練等自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道・町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 道・町・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入

しないことなどの協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として八雲町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。
- 3 八雲町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて

町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 八雲町の概況等

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

八雲町は北海道の南部、渡島半島のほぼ中央部に位置している。

東は太平洋、西は日本海に面しており、日本の市町村としては唯一、2つの海に面する町である。

北は長万部町、今金町、せたな町と、南は森町、厚沢部町、乙部町と接している。

面積は約956 km²で渡島檜山管内最大の広さを有している。

■位置及び面積等

令和5年1月1日現在

位 置			範 囲		面 積
区 分	東 経	北 緯	東 西	南 北	
北 端	140° 13' 46"	42° 23' 42"	44.29km	41.31km	956.08 km ²
南 端	140° 25' 43"	42° 01' 23"			
東 端	140° 27' 24"	42° 10' 36"			
西 端	139° 55' 14"	42° 08' 00"			

第2 地勢

八雲町は渡島山系をはさんで、東は内浦湾（太平洋）に注ぐ遊楽部川、落部川、野田追川が流れ、西は日本海に注ぐ相沼内川、見市川が流れており、流域は肥沃な農耕地となっている。

また、沿岸では内浦湾のホタテ漁、日本海はあわびの養殖漁業が盛んで、渡島山系東側に広がる丘陵地は道内随一の酪農地帯を形成している。

第3 気候

気候は、雄大な渡島山脈で分断されていることから、太平洋側と日本海側とで異なり、太平洋側は夏季に冷涼性の海洋気象に支配され、平均気温は道内の他地域と大差はないが、農作物の生育に最も重要な5～6月には塩分を含んだ偏東風が災いすることがある。

また、日本海側は、対馬海流の影響を受け比較的温暖で7～8月にかけて降水量が多い気候となっている。

■気象概況

八雲観測所（北緯42度15.1分、東経140度16.3分、標高8m）

八雲 観測所	気温（℃）			降水量（mm）		風速（m/s）	積雪（cm）	
	平均	最高	最低	総数	一日最大	平均	最深積雪	最深月日
2018年	8.6	31.4	-16.0	1,418.5	102.0	2.5	108	2/23
2019年	8.6	31.9	-12.3	975.0	97.5	2.5	85	2/13
2020年	9.0	31.7	-14.0	1,207.5	76.0	2.6	24	2/8
2021年	8.8	33.5	-15.0	1,431.0	53.0	2.5	105	3/3
2022年	8.9	30.2	-15.1	1,381.5	136.5	2.4	107	2/23

熊石観測所（北緯42度7.7分、東経139度59.1分、標高12m）

熊石 観測所	気温（℃）			降水量（mm）		風速（m/s）	積雪（cm）	
	平均	最高	最低	総数	一日最大	平均	最深積雪	最深月日
2018年	9.5	33.0	-12.8	1,588.0	104.5	2.9	49	2/27
2019年	9.8	31.0	-12.3	853.5	61.5	2.9	39	1/25
2020年	10.0	32.0	-10.4	1,245.5	83.0	2.9	26	2/9
2021年	10.2	31.0	-10.7	1,444.0	109.0	3.0	22	1/11
2022年	10.0	29.2	-10.0	1,383.0	98.0	2.7	91	2/8

（資料：気象庁ホームページ（<https://www.data.jma.go.jp/>））

【令和4年（2022年）】

八雲観測所

令和4年	気温（℃）			降水量（mm）		風速（m/s）	積雪（cm）	
	平均	最高	最低	総数	一日最大	平均	最深積雪	最深月日
1月	-3.3	4.2	-14.6	92.5	12.0	2.2	85	1/31
2月	-2.4	6.6	-15.1	68.5	12.0	2.9	107	2/23
3月	1.9	9.3	-6.7	77.5	20.0	2.3	98	3/06
4月	7.3	21.4	-3.4	16.5	7.0	2.6	1	4/08
5月	11.3	22.1	1.8	68.5	22.5	2.5	0	—
6月	15.5	27.0	5.5	224.0	79.0	2.6	0	—
7月	20.9	30.1	14.8	35.0	7.0	2.6	0	—
8月	21.5	30.2	13.3	398.5	136.5	2.4	0	—
9月	18.3	28.1	5.2	92.0	42.0	2.2	0	—
10月	11.5	26.9	-0.1	110.5	48.5	2.2	0	—
11月	6.3	19.5	-3.7	93.5	37.5	2.3	3	11/30
12月	-1.7	6.1	-8.7	104.5	12.5	2.4	58	12/19

熊石観測所

令和4年	気温（℃）			降水量（mm）		風速（m/s）	積雪（cm）	
	平均	最高	最低	総数	一日最大	平均	最深積雪	最深月日
1月	-2.8	8.0	-10.7	78.0	16.0	3.7	22	1/11
2月	-1.5	8.8	-10.4	65.5	20.5	3.8	15	2/27
3月	4.3	15.0	-5.7	146.0	35.5	3.1	2	3/03
4月	7.4	16.0	-1.3	126.5	32.5	2.6	0	—
5月	12.1	21.8	4.0	239.5	109.0	2.3	0	—
6月	16.9	26.8	8.0	129.0	33.0	2.2	0	—
7月	22.6	31.0	15.5	77.0	32.5	2.8	0	—
8月	22.3	30.7	15.0	141.5	29.0	3.0	0	—
9月	19.0	25.5	11.1	144.5	40.5	2.6	0	—
10月	12.8	23.0	3.6	123.5	25.0	2.4	0	—
11月	8.7	17.7	0.3	73.5	12.5	3.9	0	—
12月	0.6	14.9	-10.5	99.5	11.0	3.2	34	12/31

（資料：気象庁ホームページ（<https://www.data.jma.go.jp/>））

第2節 災害の概況

第1 災害の記録

過去に発生した主な災害の履歴については資料編に掲載のとおりであり、ここでは八雲町合併以降（平成18年から令和4年までの17年間）に発生した災害を地域別に示すと、下表のとおりである。

【資料編】資料2-1 災害の記録

■災害の記録（平成18年から令和4年まで）

No.	発生年月日	種別	八雲地域	熊石地域
1	H18. 9. 19～20	台風13号による災害	八雲地域全域	熊石地域全域
2	H19. 1. 7	高波被害	落部黒岩	
3	H19. 7. 28	大雨被害	八雲地域全域	
4	H19. 11. 18	落雷被害		熊石曇岩
5	H19. 11. 22	大雪被害	八雲地域全域	
6	H20. 10. 17～18	落雷被害	〃	
7	H21. 4. 26	暴風雨被害		熊石西浜
8	H21. 7. 13～14	大雨被害	八雲地域全域	
9	H21. 11. 13～14	大雨・強風波浪被害	黒岩～野田生	
10	H21. 12. 5～6	大雨・強風波浪被害	黒岩～野田生	
11	H22. 4. 14	強風被害		熊石折戸
12	H22. 7. 29	大雨・大雨洪水被害	八雲地域全域	熊石地域全域
13	H22. 8. 11	大雨・大雨洪水被害	八雲地域全域	熊石地域全域
14	H23. 1. 11～16	大雪被害	八雲地域全域	熊石鮎川
15	H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震による津波被害	八雲地域沿岸全域	
16	H23. 5. 12	暴風被害		熊石折戸
17	H23. 7. 17	大雨被害		雲石泊川
18	H23. 9. 6	台風12・13号による被害	栄浜	
19	H23. 12. 23	暴風雪		熊石折戸
20	H23. 12. 24	大雪被害	花浦	
21	H24. 1. 20	大雪被害	立岩	
22	H24. 2. 6～3. 1	大雪被害	八雲地域全域	
23	H24. 3. 20	大雪被害	春日	
24	H24. 4. 4	風雪被害	東野	熊石館平
25	H24. 9. 15	大雨被害		熊石平
26	H24. 10. 25	雷雨・突風による被害		熊石泊川・熊石雲石
27	H24. 11. 27	暴風雪被害		熊石相沼・熊石折戸
28	H24. 12. 6	暴風雪被害	三杉・東野・入沢・山崎	熊石鮎川・熊石相沼
29	H25. 8. 8～9	大雨被害	八雲地域全域	熊石地域全域
30	H25. 8. 18	大雨被害	八雲地域全域	熊石地域全域
31	H25. 8. 20	雹による被害	桜野	
32	H25. 9. 15	低気圧による被害	鉛川	
33	H25. 11. 26	暴風被害		熊石鮎川
34	H26. 8. 19	豪雨被害	八雲地域全域	
35	H26. 11. 3～4	暴風被害		熊石折戸・熊石平

No.	発生年月日	種別	八雲地域	熊石地域
36	H27. 4. 3	大雨被害	鉛川～わらび野	
37	H27. 4. 26	強風被害	浜松・東野・入沢	
38	H27. 9. 2	大雨被害	大新	
39	H27. 9. 2	台風17号（高波）による被害	山越	
40	H27. 10. 1～3	暴風被害	東町・立岩	熊石相沼・熊石館平
41	H27. 11. 3	暴風被害		熊石地域全域
42	H28. 1. 18～19	暴風雪被害	上八雲～東野	
43	H28. 8. 30	台風10号による被害	八雲地域全域	熊石地域全域
44	H29. 9. 18	台風18号による被害	八雲地域全域	
45	H30. 7. 4～5	大雨被害	黒岩・山崎	
46	H30. 8. 16	大雨被害	熱田・柏木・大新	熊石湯ノ沢・熊石見日
47	H30. 9. 4	台風21号による被害	八雲地域海岸	熊石地域全域
48	H30. 9. 6	北海道胆振東部地震による被害	八雲地域全域	
49	R3. 5. 17	大雨被害		熊石相沼
50	R4. 6. 28～29	大雨被害	浜松・旭丘	熊石雲石～熊石折戸
51	R4. 8. 16	大雨被害	上八雲	熊石地域全域

1 災害の種別

上記の災害記録から災害発生の件数を災害種別で見ると、以下のとおりである。

「大雨・大雨洪水」「台風・低気圧」「暴風・強風」による災害が計30件と全体の過半数を占め、その他「大雪」「暴風雪・波浪」「暴風雨・波浪」が多く発生している。

また、「地震」「津波」はそれぞれ1件ずつ発生している。

全体として風水害が災害の大半を占めるが、そのうち町全域にわたって広がる災害は、平成18年の台風13号や平成28年の台風10号など、大雨や強風がもたらす水害・風害・土砂災害が多くなっている。

■災害の種別

単位：件

災害種別	総数	町全域	八雲地域のみ	熊石地域のみ
大雨・大雨洪水	16	7	6	3
台風・低気圧	7	3	4	0
暴風・強風	7	1	1	5
大雪	6	1	5	0
暴風雪・波浪	5	2	1	2
暴風雨・波浪	3	0	2	1
落雷	2	0	1	1
ひょう	1	0	1	0
高波	1	0	1	0
雷雨・突風	1	0	0	1
地震	1	0	1	0
津波	1	0	1	0
計	51	14	24	13

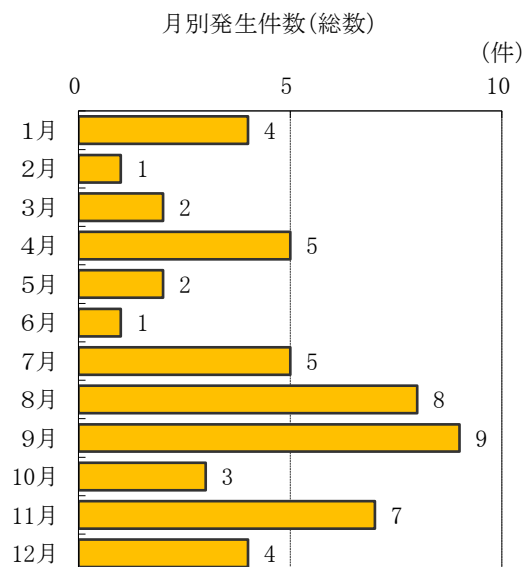
2 災害の発生時期（月別）

災害の発生は、台風が襲来する7月から9月までの3か月間で22件と多く、町全域にわたってもたらす災害もこの期間に集中している。

また、7件発生している11月については、暴風・強風あるいは暴風雨（雪）・波浪の発生が多くなっている。そのほか、1月の災害は大雪によるもので、4月は大雨、暴風雨、暴風雪など様々な要因によって発生している。

■災害の発生時期（月別）

	総数	町全域	八雲地域のみ	熊石地域のみ
1月	4	1	3	0
2月	1	0	1	0
3月	2	0	2	0
4月	5	1	2	2
5月	2	0	0	2
6月	1	1	0	0
7月	5	1	3	1
8月	8	6	2	0
9月	9	2	6	1
10月	3	1	1	1
11月	7	0	2	5
12月	4	1	2	1
計	51	14	24	13



第2 災害の想定

本計画では、風水害、土砂災害等の一般災害からなる自然災害に人為的な事故災害を加えた一般災害対策編と、地震・津波災害による地震・津波災害対策編とに分けて、八雲町における災害を想定する。

1 一般災害

八雲町の地理的条件や気象条件に合わせて災害事例を参考にすると、自然災害としては、主に大雨・台風等による風水害・土砂災害、雪崩・融雪洪水等の雪害、高潮・高波による災害の発生が想定される。

(1) 風水害

本町における風水害の主な要因としては、台風期の大雨・暴風雨と、最近の異常気象による経験したことがなく、かつ局地的な豪雨等異常降雨が想定される。

ア 水害

道は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、水位周知河川等における洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、又は浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域が浸水した場合に想定される水深等を示した洪水浸水想定区域図を作成している。

これを受け、町は現在、見市川、相沼内川、遊楽部川、砂蘭部川・野田追川、落部川における洪水の発生を想定した洪水ハザードマップを作成しており、これらの河川等における洪水の発生が想定される。このほか、過去の災害事例に見られるように、融雪期の降雨や集中豪雨等

に伴う排水路・下水道等のオーバーフローで発生する水害として、家屋の床上浸水、道路や田畑の冠水等が想定される。

イ 風害

最近の災害記録で見られるように、台風に伴う風害が挙げられる。被害としては、住家屋根の損壊等をはじめとして、農業施設（ビニールハウス・倉庫）の損壊や倒木などの林業被害が想定される。

ウ 高波、高潮

災害の記録を見ると、過去には高潮の被害があったほか、近年においても高波による水産被害が発生しており、台風や低気圧の際には高波、高潮災害の発生に留意する必要がある。

(2) 土砂災害

本町には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域が次のとおり指定されており、台風や集中豪雨等による山間・沿岸部での土砂災害が想定される。

■土砂災害警戒区域の指定状況

令和5年7月28日現在

現象名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
地すべり	3	3
急傾斜地の崩壊	48	48
土石流	68	68
合計	119	119

資料：北海道土砂災害警戒情報システム

(<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do>)

(3) 雪害

過去の災害履歴から、暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害の発生が想定される。

2 森林火災及び事故災害

海上では漁船・船舶の衝突、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故災害とそれらに伴い発生する油等流出事故災害があり、陸上では大規模な森林面積を有するための林野火災や、北海道縦貫自動車道の高速交通をはじめとして、国道・道道での道路交通事故災害が想定される。

そのほかに、JR函館本線での列車事故などが想定される。

3 地震・津波災害

八雲町合併以前ではあるが、平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震（M7.8）では、人的被害のほか、住宅、店舗、土木施設、農業施設、文教施設など全町域に多大の被害をもたらした。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（Mw9.0）は、日本の観測史上最大規模の地震であり、町ではこれに伴う津波に備えて避難勧告を発令しており、本町においてもホタテ養殖場の損壊等、水産業に大きな被害が発生した。

地震・津波災害については、発生頻度は低いものの、ひとたび発生すると多大な被害をもたらすことから、十分な備えを行っておく必要がある。

なお、地震・津波については、「第3編 地震・津波災害対策編」で被害の想定を掲載する。

第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るための防災に関する組織及びその運営に関する事項は、次のとおりとする。

第1節 八雲町防災会議

第1 組織

1 所掌事務

八雲町防災会議条例第2条の定めるところによる。

- (1) 八雲町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議の組織及び構成

八雲町防災会議は、町長を会長とし、八雲町防災会議条例第3条第5項の規定により町長が任命した者を委員として組織し、その構成は次ページ「八雲町防災会議の構成」のとおりである。

第2 運営

八雲町防災会議条例第5条の定めるところによる。

【資料編】資料1-1 八雲町防災会議条例

■八雲町防災会議の構成



第2節 災害時の応急活動体制

第1 八雲町災害対策本部

災害時において、町長が必要と認めるときは、基本法第23条の2及び八雲町災害対策本部条例（平成17年八雲町条例第151号）に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策に当たるものとする。

また、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部（熊石地区本部）を設置する。

なお、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

【資料編】資料1-2 八雲町災害対策本部条例

1 組織等

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部及び熊石地区本部の組織は、別図「災害対策本部及び地区本部機構図」のとおりとする。

(2) 各班の構成及び所掌業務分担

災害対策本部及び熊石地区本部の各班の構成及び所掌業務分担は、別表第1「八雲町災害対策本部業務分担表」及び別表第2「地区本部業務分担表」のとおりとする。

ア 各対策部長は、対策本部長の指示に従い部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

イ 各班長は、対策部長の指示に従い班の事務及び業務を掌理する。また、あらかじめ班員の責任分担及び配備の要領等を定め、並びに班の運営処理要領を作成し、総務対策部長又は地区本部長に提出することとする。

(3) 本部事務局

災害対策本部を設置した場合は、本部事務局を設置する。

ア 本部事務局員は、災害対策本部に常駐し災害応急対策について積極的に相互協力を行い、被害状況及び災害応急対策に関する全般の情報資料の収集・整備に当たるものとする。

イ 本部事務局員は、各対策部長の指名するものを充てる。

ウ 本部事務局員において措置することが困難な事項については、速やかにその旨を各主務対策部長に報告し、その円滑なる処理を図るものとする。

2 運営

(1) 対策部長会議

対策部長会議は、対策本部長、同副本部長、地区本部長及び各対策部長をもって構成し、災害対策本部の基本的事項について協議するものとする。

ア 協議事項

(7) 災害対策本部及び熊石地区本部の配備体制の決定及びその見直し、廃止に関すること。

(4) 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(7) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 会議の開催

- (7) 各対策部長は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (イ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (ウ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長又は地区本部長にその旨を申し出るものとする。

ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち対策本部長、地区本部長又は各対策部長が本部職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 対策本部長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統確立のため、当該職務を代理する者の順位を次のとおりとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害時、災害の状況に応じて次の基準の一に該当し、対策本部長が必要と認めるときに設置する。

■災害対策本部設置基準

災害種別	基準
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家や人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があるとき。 ・津波についての情報、又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。 ・地震・津波による大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
大事故等 (海上災害) (鉄道災害) (道路災害) (危険物等災害) (林野火災) (大規模停電災害)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時。 ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷(湿)害被害が発生したとき。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として八雲町役場 本庁舎とし、熊石地区本部の設置場所は、原則として八雲町役場 熊石総合支所とする。ただし、役場庁舎が被災し、使用できない場合、又は津波警報が発表された場合等は、対策本部長又は地区本部長の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設に設置する。

(3) 設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員に通知するとともに、八雲町防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し、北海道総合行政情報ネットワーク、防災行政無線、広報車等適宜な方法により周知するものとする。

(4) 廃止の時期

次のいずれかに該当するときは、対策本部長の判断に基づき、災害対策本部及び熊石地区本部を廃止する。この場合、災害対策本部等の設置に準じて、その通知及び公表を行う。

- ア 予想された災害発生危険が解消したとき。
- イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

第2 北海道における災害対策現地合同本部

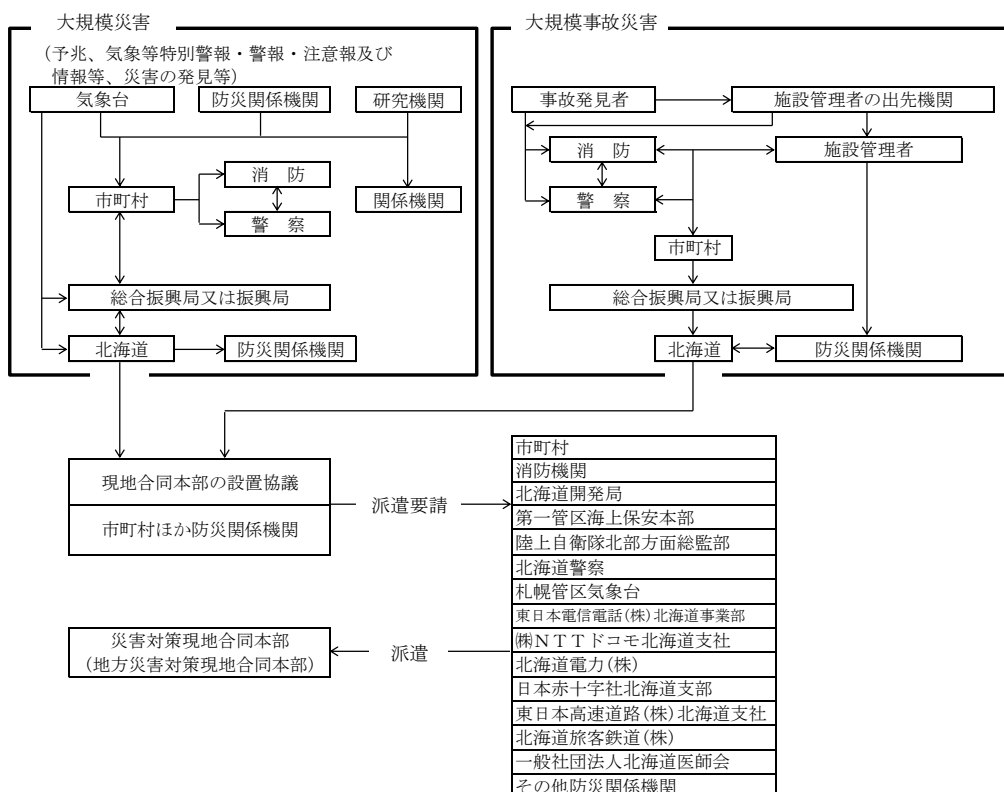
1 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

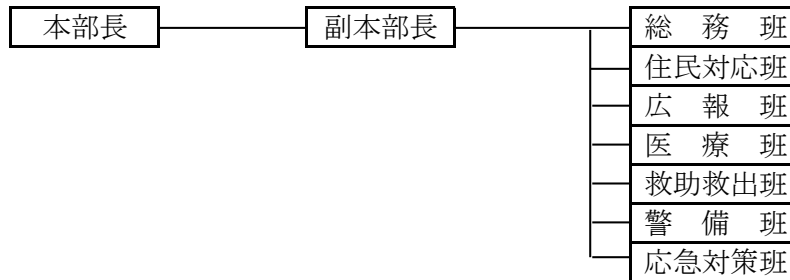
■災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



(1) 組織及び業務分担

災害対策現地合同本部等の組織及び業務分担は、次のとおりである。

■災害対策現地合同本部等の組織



■災害対策現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担当	内容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保～派遣があった場合)
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊～災害派遣があった場合)

(注)施設管理者は、事故災害の場合のみ

(2) 運営等

道が定める災害対策現地合同本部設置要綱の定めるところによる。

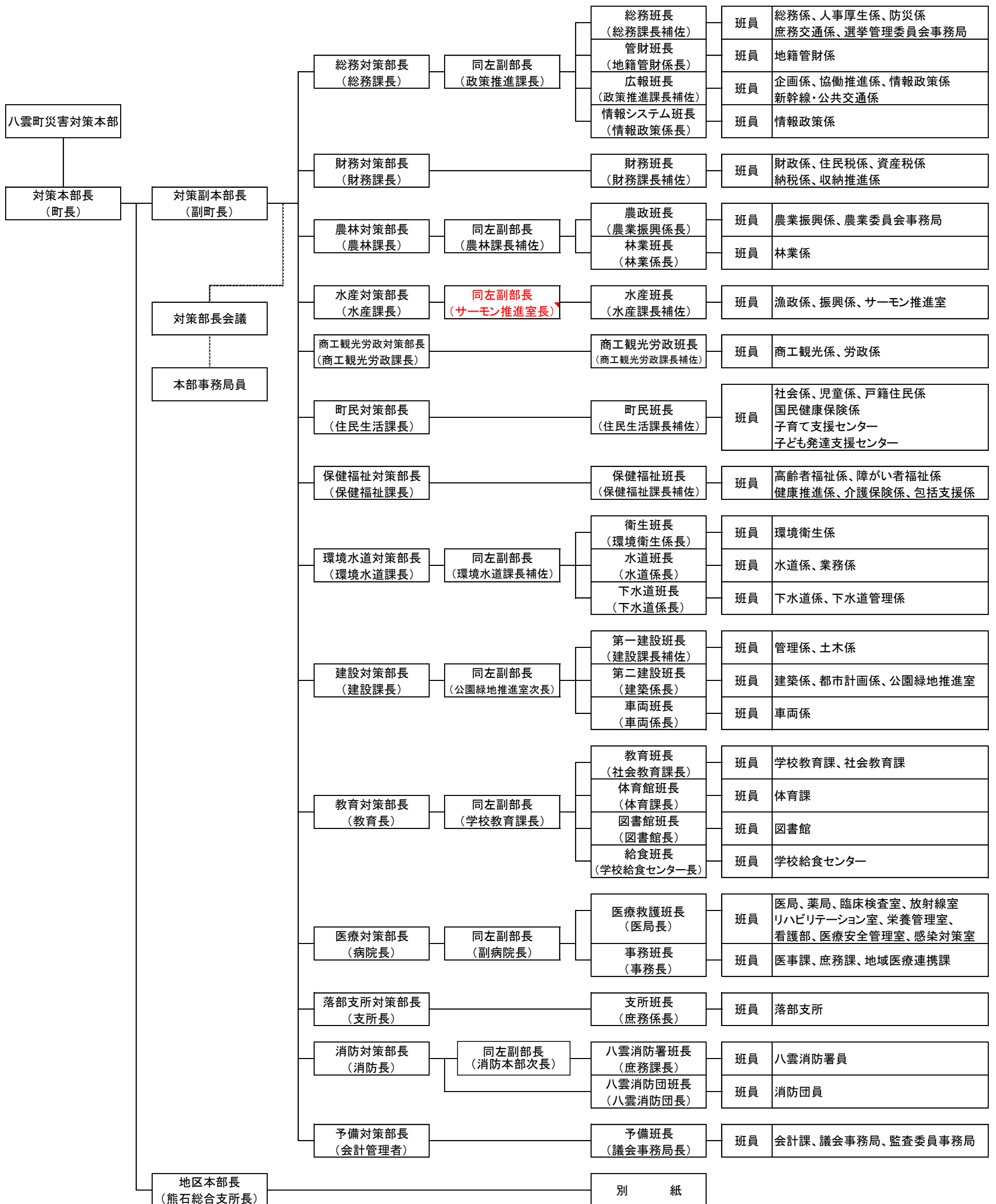
2 廃止

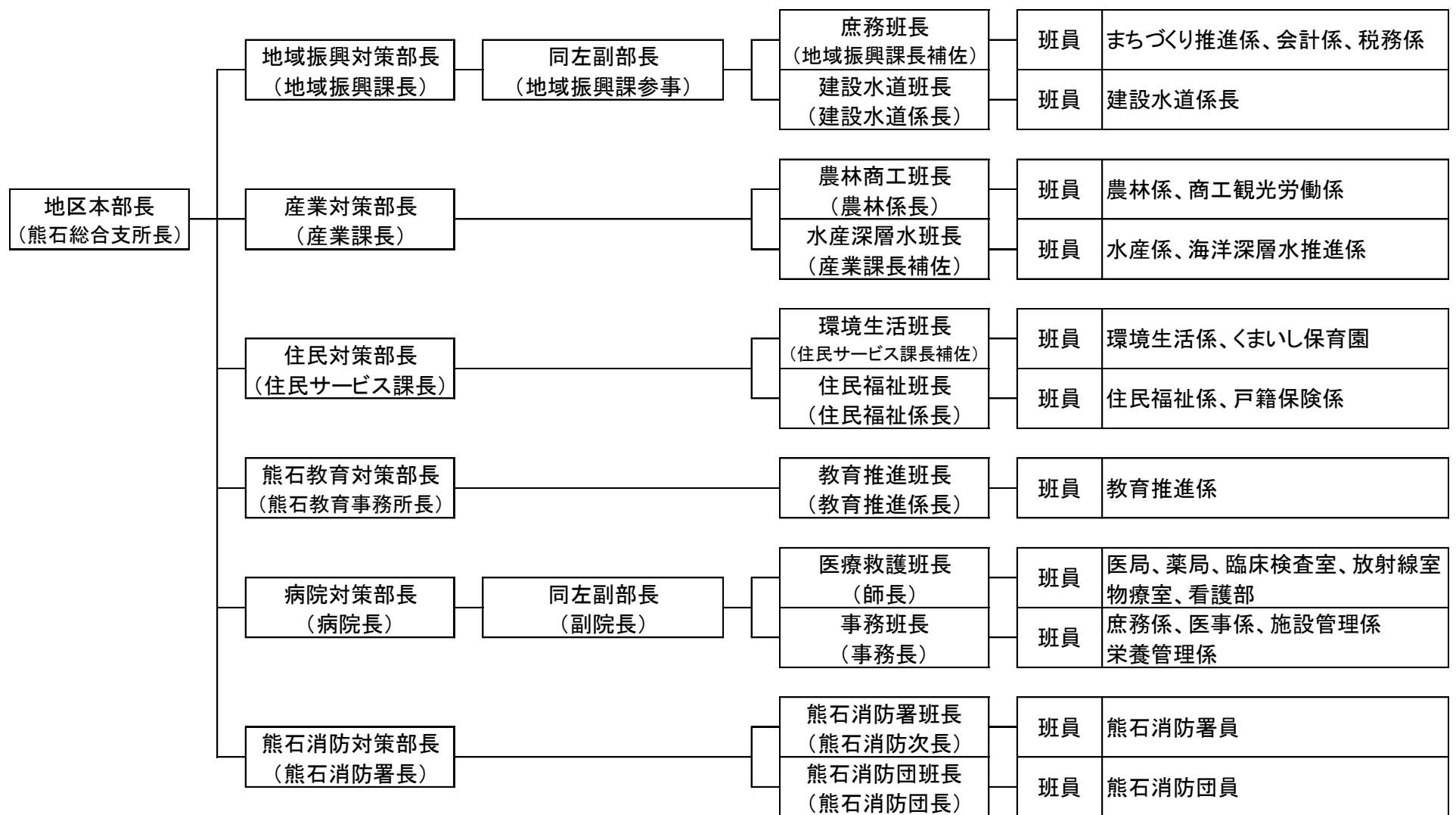
災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

第3 町長の消防長に対する権限の委任

町長は、消防長に対し災害予警報発令中若しくは災害時において、危険と認められるものに対する事前措置及び応急措置並びに避難のための立ち退きについての指示の権限を委任するものとする。ただし、消防長は緊急やむを得ない場合を除くほかは事前に町長の指示を仰ぎ、事後の経過措置については、直ちに町長に報告するものとする。

■別図 災害対策本部及び地区本部機構図





■別表第1 災害対策本部業務分担表

部名	班名	対策業務
総務対策部 ()	総務班 (総務係、人事厚生係、防災係、庶務交通係、選挙管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の庶務に関すること。 2 対策部長会議に関すること。 3 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象等警報及び災害情報の受理、伝達に関すること。 5 災害情報等の収集と被害状況等の報告に関すること。 6 災害の記録に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 警察官、その他の防災関係機関及び団体の出動要請に関すること。 9 業務継続計画の発動・実施・解除に関すること。 10 各部、各班の連絡調整に関すること。 11 その他各班に属しない事項に関すること。
	管財班 (地籍管財係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の警防及び応急対策に関すること。 2 町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。
	広報班 (企画係、協働推進係、情報政策係、新幹線・公共交通係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報及び広聴の企画実施に関すること。 2 対策本部の災害応急対策について広報活動を行うこと。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 災害報道記事及び写真の収集に関すること。 5 被災地の巡回広聴活動に関すること。 6 広報車等による緊急避難等の周知に関すること。 7 避難情報の発令並びに避難所、救護所の広報に関すること。 8 避難所設置場所の案内、お知らせに関すること。 9 その他災害に関する所掌事項に関すること。
総務課・政策推進課 ()	情報システム班 (情報政策係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT-BCPの発動・実施・解除に関すること。 2 広報班の応援に関すること。 3 その他災害に関する所掌事項に関すること。
	財政班 (財政係、住民税係、資産税係、納税係、収納推進係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び決算に関すること。 2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること。 3 災害応急対策等に要する資材、物品の購入、経理に関すること。 4 災害時における一般的被害(人的・住家・非住家被害)の状況調査に関すること。 5 被災者の税の減免及び徴収猶予等に関すること。 6 応急公用負担に関すること。 7 その他災害に関する所掌事項に関すること。
	財務(財務対策課)	
農林対策部 (農林課)	農政班 (農業振興係、農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設、畜産施設、農作物、家畜等の災害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関すること。 2 被災農家への援護に関すること。 3 関係資金の斡旋に関すること。 4 被災農作物・家畜の防疫に関すること。 5 家畜舎及び飼料の確保に関すること。 6 救援事業等の選定及び実施に関すること。 7 所管施設の避難・誘導に関すること。 8 その他農業災害に関すること。

部名	班名	対策業務
農林対策部（農林課）	林業班 (林業係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業施設、林野の災害に関する調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関すること。 2 関係資金の斡旋に関すること。 3 被災林野の病害虫異常発生の防疫に関すること。 4 災害応急及び復旧対策用木材の需給計画に関すること。 5 林野の保全、警防に関すること。 6 林道の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関すること。 7 林道の交通不能箇所の調査及び危険標示に関すること。 8 その他林業災害に関すること。
（水産課、水産対策部） サーモン推進室	水産班 (水産課、サーモン推進室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物、水産施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関すること。 2 被災漁家の援護に関すること。 3 関係資金の斡旋に関すること。 4 救援事業等の選定及び実施に関すること。 5 海岸の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関すること。 6 油流出事故災害（海岸）及び海難救助に関すること。 7 その他漁業災害に関すること。
商（商工観光労政課） 商工観光労政対策部	商工観光労政班 (商工観光労政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急食糧、衣料、生活必需品、その他の物資の供給計画の作成及び実施に関すること。 2 災害時の物価対策及び生活必需物資の流通対策に関すること。 3 商工業関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 4 関係資金の斡旋に関すること。 5 被災者の雇用対策に関すること。 6 観光施設関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 7 災害時における電力の確保に関すること。 8 所管施設の避難・誘導に関すること。 9 その他商工業災害に関すること。
町民対策部（住民生活課）	町民班 (社会係、児童係、戸籍住民係、国民健康保険係、子育て支援センター、子ども発達支援センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の調達並びに義援金品の受付、配分および輸送に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 3 所管施設の避難・誘導に関すること。 4 被災者名簿の作成及びり災証明の発行に関すること。 5 避難所の設置及びり災者の受入れに関すること。 6 被災者に対するたき出し計画の作成及び実施に関すること。 7 保育所、幼稚園、認定こども園の園児の保護に関すること。 8 被災地域の母子・父子世帯への援護に関すること。 9 被災者相談所の開設に関すること。 10 支援団体、ボランティアの受入れ窓口及び労務提供の受付に関すること。 11 死体の火葬及び埋葬の許可に関すること。 12 その他災害に関する所掌事項に関すること。

部名	班名	対策業務
保（保健福祉課） 保（保健福祉課）	保健福祉班 (高齢者福祉係、障がい者福祉係、健康推進係、介護保険係、包括支援係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 所管施設の避難・誘導に関する事。 3 被災地域の老人世帯及び身障世帯の援護に関する事。 4 救助日誌等の記載、記帳に関する事。 5 災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関する事。 6 保健所との災害関係連絡調整に関する事。 7 メンタルヘルスに関する事。 8 その他災害に関する所掌事項に関する事。
環（環境水道課） 環（環境水道課）	環境衛生班 (環境衛生係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生施設など衛生関係の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 被災地の防疫対策等、環境衛生保持に関する事。 3 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関する事。 4 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	水道班 (業務係、水道係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 被災者に対する給水計画の作成及び実施に関する事。 3 水道施設業者の協力要請に関する事。 4 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	下水道班 (下水道係、下水道管理係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 下水道施設業者の協力要請に関する事。 3 その他災害に関する所掌事項に関する事。
建設対策部（建設課・公園緑地推進室） 建設対策部（建設課・公園緑地推進室）	第一建設班 (管理係、土木係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通不能箇所の調査及び危険表示並びに通行路線の決定に関する事。 2 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 3 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関する事。 4 町内建設業者の協力要請に関する事。 5 災害時における労務供給計画の作成及びその実施に関する事。 6 災害応急資材の確保及び輸送に関する事。 7 災害復旧対策全般（他班の主管に属するものを除く。）に関する事。 8 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	第二建設班 (建築係、都市計画係、公園緑地推進室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地の浸水対策に関する事。 2 被災地の住宅対策に関する事。 3 被災予定地域における建築制限に関する事。 4 建築防災街区の造成及び防災住宅促進に関する事。 5 災害時の建築用材の需給計画に関する事。 6 被災地の住宅建築指導に関する事。 7 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事。 8 避難所、応急仮設住宅の建築に関する事。 9 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	車両班 (車両係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者、避難者等の輸送に関する事。 2 災害物資の輸送に関する事。 3 災害時における一般車両及び土木建設用機械等の運用計画の作成及び実施に関する事。 4 町内運送業者の協力要請に関する事。 5 その他災害に関する所掌事項に関する事。

部名	班名	対策業務
教育対策部 (教育委員会)	教育班 (学校教育課、 社会教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関する事。 3 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関する事。 4 被災児童生徒の医療防疫及び学用品の支給等に関する事。 5 文教施設及び文化財の保全に関する事。 6 施設利用者の避難、誘導に関する事。 7 給食班及び体育館班、図書館班との連絡調整に関する事。 8 被災児童生徒のメンタルヘルスに関する事。 9 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	体育館班 (体育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 施設利用者の避難、誘導に関する事。 3 教育班及び給食班、図書館班との連絡を密にし、相互協力する事。 4 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	図書館班 (図書館)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 施設利用者の避難、誘導に関する事。 3 教育班及び給食班、体育館班との連絡を密にし、相互協力する事。 4 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	給食班 (学校給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食施設の保全、警防に関する事。 2 被災児童生徒の給食に関する事。 3 被災者及び対策本部職員の給食に関する事。 4 教育班及び体育館班、図書館班との連絡を密にし、相互協力する事。 5 その他災害に関する所掌事項に関する事。
医療対策部 (八雲総合病院)	医療救護班 (医局、薬局、 臨床検査室、放射線室、 リハビリテーション室、 栄養管理室、看護部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療及び助産についての具体的な計画の作成と実施に関する事。 2 災害時において医療救護班を編成し、巡回による医療及び助産の救護実施に関する事。 3 救護所の設置と診療運営に関する事。 4 医療対策本部の設置における医療救護班の編成とその運営に関する事。 5 入院患者等の避難、誘導に関する事。
	事務班 (庶務課、医事課、 地域医療連携課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、施設の警防並びに応急及び復旧対策の企画調整とその実施に関する事。 2 医療救護班の出動等、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関する事。 3 その他医療活動の実施に伴う事務に関する事。 4 医療機関及び団体等との連絡調整に関する事。
落部支所対策部 (落部支所)	支所班 (落部支所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 落部地域における災害情報の収集並びに所管施設の応急対策及び復旧対策に関し、各対策部との連絡調整にあたる事。 2 所管施設の避難・誘導に関する事。 3 その他災害に関する所掌事項に関する事。

部名	班名	対策業務
消防対策部 (消防機関)	八雲消防署班	<ol style="list-style-type: none"> 1 築堤の補強、溢水の排除等に関する事。 2 人命、家畜、家財等の救助及び捜索に関する事。 3 行方不明者の捜索及び死体等の収容に関する事。 4 災害時における障害物の除去及び危険物の保安に関する事。 5 消防計画の作成及び実施に関する事。 6 広域応援要請に関する事。 7 防災ヘリコプターの出動要請に関する事。 8 その他災害に関する所掌事項に関する事。
	八雲消防団班	<ol style="list-style-type: none"> 1 八雲消防署班を補助し、相互協力する事。 2 業務分担は、八雲消防署班と同じ。
予備対策部	予備班 (会計課、議会議事事務局、監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部への必要に応じた協力に関する事。

■別表第2 地区本部業務分担表

部名	班名	対策業務	
地域振興対策部（地域振興課）	庶務班 (まちづくり推進係、会計係、税務係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部の庶務に関する事。 2 地区対策部長会議に関する事。 3 対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象等の予警報及び災害情報の受理、伝達に関する事。 5 災害情報等の収集と被害状況等の報告に関する事。 6 警察官、その他の防災関係機関及び団体の出動要請に関する事。 7 避難場所の開設及び被災者の収容に関する事。 8 防災行政無線による緊急避難等の周知に関する事。 9 災害広報及び広聴の企画実施に関する事。 10 地区本部の災害応急対策について広報活動を行う事。 11 災害報道記事及び写真の収集に関する事。 12 被災地の巡回広聴活動に関する事。 13 報道機関との連絡に関する事。 14 地区本部各部、各班の連絡調整に関する事。 15 町有財産の警防及び応急対策に関する事。 16 災害時における一般的被害（人的・住家・非住家被害）の状況調査に関する事。 17 被災者の税の減免に係わる資料の収集に関する事。 18 被災者名簿の作成及び被災証明の発行に関する事。 19 その他各係に属しない事項に関する事。 	
		建設水道班 (建設水道係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 2 被災者に対する給水計画の作成及び実施に関する事。 3 水道施設業者の協力要請に関する事。 4 交通不能箇所の調査及び表示に関する事。 5 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関する事。 6 河川の水位、潮位の観測、雨量等の気象情報収集に関する事。 7 建築物、海岸等の被害調査に関する事。 8 町有建築物並びに公共施設、設備の応急対策、復旧対策に関する事。 9 市街地の浸水対策に関する事。 10 町内建設業者の協力要請に関する事。 11 災害時における一般車両及び土木建設用機械等の運用計画の作成及び実施に関する事。 12 災害応急資材の調達及び輸送に関する事。 13 災害時における労働力の確保に関する事。 14 避難所、応急仮設住宅の建築に関する事。 15 被災地の住宅対策及び住宅建築指導、融資に関する事。 16 その他災害に関する所掌事項に関する事。

部名	班名	対策業務
産業対策部（産業課）	農林商工班 (農林係、商工 観光労働係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設、農作物等の災害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 被災農家への援護に関すること。 3 関係資金の斡旋に関すること。 4 被災農作物の防疫に関すること。 5 救援事業等の選定及び実施に関すること。 6 林業施設、林野の災害に関する被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 7 被災林野の被害拡大防止及び病虫害の防疫に関すること。 8 災害応急及び復旧対策用木材の斡旋に関すること。 9 林野の保全、警防に関すること。 10 商工業関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 11 観光関係施設及び温泉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 12 災害時における電力の確保に関すること。 13 災害時の応急食糧、衣料、生活必需品、その他の物資の供給計画の作成及び実施に関すること。 14 所管施設の避難・誘導に関すること。 15 その他農林・商工災害に関すること。
	水産深層水班 (水産係、海洋 深層水推進係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 被災漁家の援護に関すること。 3 関係資金の斡旋に関すること。 4 救援事業等の選定及び実施に関すること。 5 油流出事故災害（海岸）及び海難救助に関すること。 6 所管施設の避難・誘導に関すること。 7 その他水産災害に関すること。
住民対策部（住民サービス課）	環境生活班 (環境生活係、 くまいし保育園)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の調達並びに義援金品の受付、配分および輸送に関すること。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 3 所管施設の避難・誘導に関すること。 4 被災者に対する炊き出し計画の立案及び実施に関すること。 5 保育園児の保護に関すること。 6 被災地域の老人世帯及び母子・父子世帯、身障世帯の援護に関すること。 7 被災者相談所の開設に関すること。 8 支援団体、ボランティアの受入れ窓口及び労務提供の受付に関すること。 9 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 10 その他災害に関する所掌事項に関すること。
	住民福祉班 (住民福祉係、 戸籍保険係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救護に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 3 災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること。 4 保健所との災害関係連絡調整に関すること。 5 被災地の防疫等、環境衛生保持に関すること。 6 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関すること。 7 所管施設の避難・誘導に関すること。 8 メンタルヘルスに関すること。 9 死体の火葬及び埋葬に関すること。 10 救助日誌等の記載、記帳に関すること。 11 その他災害に関する所掌事項に関すること。

部名	班名	対策業務
熊石教育対策部 (熊石教育事務所)	教育推進班 (教育推進係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること。 3 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。 4 被災児童生徒の医療、防疫及び学用品の給与等に関すること。 5 文教施設及び文化財の保全に関すること。 6 所管施設の避難・誘導に関すること。 7 被災児童生徒のメンタルヘルスに関すること。 8 給食施設の保全、警防に関すること。 9 被災児童生徒の給食に関すること。 10 被災者及び対策本部職員の給食に関すること。 11 その他災害に関する所掌事項に関すること。
病院対策部 (熊石国保病院)	医療救護班 (医局、臨床検査、放射線、物室、看護部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の編成及び医療活動全般に関すること。 2 救護所の設置と診療運営に関すること。 3 入院患者等の避難、誘導に関すること。 4 災害時の医療品の調達に関すること。
	事務班 (庶務係、医事係、施設管理係、栄養管理係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の警防及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 「救急医療活動報告書」の作成に関すること。 3 八雲総合病院との連絡調整及び救援出動要請に関すること。 4 医療機関及び団体等との連絡調整に関すること。 5 その他医療活動の実施に伴う事務に関すること。
熊石消防対策部 (消防機関)	熊石消防署班	<ol style="list-style-type: none"> 1 築堤の補強、溢水の排除等に関すること。 2 人命、家畜、財産等の救助及び捜索に関すること。 3 行方不明者の捜索及び死体等の収容に関すること。 4 災害時における障害物の除去及び危険物の保安に関すること。 5 消防計画の作成及び実施に関すること。 6 その他災害に関する所掌事項に関すること。
	熊石消防団班	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊石消防署班を補助し、相互協力すること。 2 業務分担は、熊石消防署班と同じ。

第3節 職員の配備体制

第1 非常配備体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害の規模及び被害の程度によって対策本部（八雲地域）及び地区本部（熊石地域）に配備体制をとるものとする。ただし、災害の規模及び特性等により基準によりがたい場合又は対策本部・地区本部が設置されていない場合には、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

1 非常配備基準

非常配備体制及び配備の基準は、次のとおりとする。

(1) 八雲地域

配備体制	設置時期	配備内容
第一配備 (準備体制)	<p>【風水害等】</p> <p>○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】</p> <p>○震度4の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】</p> <p>○津波注意報が発表されたとき。</p> <p>【その他】</p> <p>○後発地震への注意を促す情報等が発信されたとき。</p> <p>○その他特に対策本部長が必要と認めたとき。</p>	特に関係ある対策部員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制
第二配備 (警戒体制)	<p>【風水害等】</p> <p>○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、町内に小規模災害が発生、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】</p> <p>○震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】</p> <p>○津波注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>○その他特に対策本部長が必要と認めたとき。</p>	災害対策に関係ある対策部員で情報収集、連絡活動及び応急措置の実施
第三配備 (非常体制)	<p>【風水害等】</p> <p>○特別警報が発表され、広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想されたとき。</p> <p>【地震災害】</p> <p>○震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】</p> <p>○「津波」「大津波」の津波警報が発表されたとき。</p> <p>【その他】</p> <p>○予想されない重大な災害が発生したとき。</p>	八雲地域の全職員が参集して防災業務に従事

(2) 熊石地域

配備体制	設置時期	配備内容
<p>第一配備 (準備体制)</p>	<p>【風水害等】 ○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】 ○震度4の地震が発生したとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。</p> <p>【その他】 ○その他特に対策本部長が必要と認めたとき。</p>	<p>特に関係ある対策部員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制</p>
<p>第二配備 (警戒体制)</p>	<p>【風水害等】 ○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、町内に小規模災害が発生、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】 ○震度4^{*1}又は震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】 ○津波注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>【その他】 ○その他特に対策本部長が必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策に関係ある対策部員で情報収集、連絡活動及び応急措置の実施</p> <p>※1 津波が予想されるときに限る。</p>
<p>第三配備 (非常体制)</p>	<p>【風水害等】 ○特別警報が発表され、広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想されたとき。</p> <p>【地震災害】 ○震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】 ○「津波」「大津波」の津波警報が発表されたとき。</p> <p>【その他】 ○予想されない重大な災害が発生したとき。</p>	<p>熊石地域の全職員が参集して防災業務に従事</p>

2 配備計画の作成

各配備の動員数は次ページ（配備の基準別各対策部の動員数）のとおりとし、各対策部長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

3 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たるなど、災害対応へ従事する職員の心身の健康確保に留意する。

■ 配備の基準別各対策部の動員数

八雲地域

熊石地域

(令和5年10月1日現在)

	出動する対策部	人員	内 容
第一配備	総務対策部	6	部長、総務班長及び班員4名
	農林対策部	1	部長
	環境水道対策部	1	部長
	建設対策部	4	部長、第一建設班長及び班員2名
	計	12	
第二配備	総務対策部	7	部長、副部長、総務班長及び班員4名
	財政対策部	1	部長
	農林対策部	1	部長
	水産対策部	1	部長
	商工観光 労政対策部	1	部長
	町民対策部	1	部長
	保健福祉対策部	1	部長
	環境水道対策部	1	部長
	建設対策部	5	部長、副部長、第一建設班長及び班員2名
	教育対策部	5	部長、副部長、教育班長、 体育館班長、給食班長
	落部支部対策部	1	部長
	消防対策部	2	副部長、消防署班長
	予備対策部	2	部長、予備班長
計	29		
第三配備	全 対 策 部	470	対策本部職員全員

	出動する対策部	人員	内 容
第一配備	地域振興対策部	5	部長、副部長、庶務班長、建設水道班長 及び班員1名
	産業対策部	1	部長
	住民対策部	1	部長
	計	7	
第二配備	地域振興対策部	5	部長、副部長、庶務班長、建設水道班長 及び班員1名
	産業対策部	4	部長、農林商工班長、水産深層水班長 及び班員1名
	住民対策部	6	部長、環境生活班長及び班員2名 保健福祉班長及び班員1名
	教育対策部	3	部長、教育管理班長及び班員1名
	消防対策部	2	部長、熊石消防署班長
計	20		
第三配備	全 対 策 部	69	地区本部職員全員

第2 職員の動員及び参集

1 動員の方法

(1) 平常執務時

ア 総務対策部長又は地域振興対策部長は、関係機関から災害の発生するおそれのある気象情報若しくは異常現象のおそれのある情報又は災害が発生したことの情報を受理した場合は、直ちにその旨を対策副本部長、地区本部長及び対策本部長に報告する。

イ 対策本部（八雲地域）又は地区本部（熊石地域）の設置を必要と認めた場合は直ちに設置し、非常配備体制を定めて職員を指揮監督し、災害情報の収集・伝達及び調査その他の応急措置を実施し得る体制を確立する。

(2) 夜間・休日等勤務時間外の場合

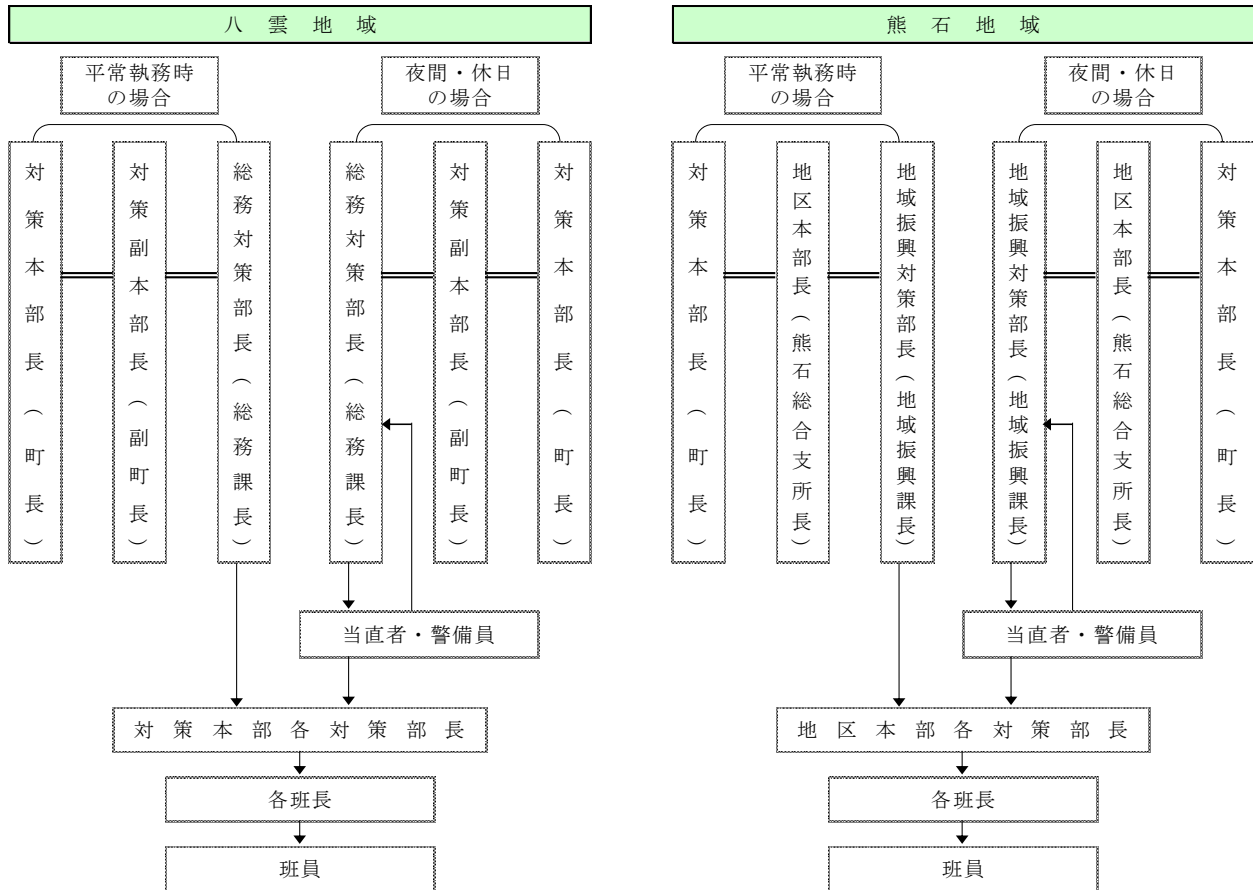
ア 当直者は、関係機関から災害に関する情報を収受した場合は、直ちに総務対策部長、地域振興対策部長又は防災担当職員に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係する対策部長に連絡する。

イ 以下、平常執務時における場合と同様に体制を確立する。

2 配備の通知、動員の伝達系統

対策本部（八雲地域）及び地区本部（熊石地域）の配備の通知及び動員は、対策本部長の配備決定に基づき、次の方法による。

■ 配備の通知、動員の伝達系統



3 職員の非常参集

(1) 職員は、夜間・休日等勤務時間外に動員の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡をとり、又は自らの判断により参集し、非常配備基準に基づく配備につくものとする。

(2) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。

ア 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

イ 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒（飲料水）、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

ウ 被害状況の報告

参集途上においては、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を所属の上司に報告する。特に、避難施設、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、所属の対策部長に詳しく報告する。

エ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、管轄消防署又は警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置を講じ、

職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

4 参集状況の報告と安否確認

各対策部長等は、職員の参集状況、所管に係る配備体制を把握するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、直ちに総務対策部長又は地域振興対策部長を通じて対策本部長に報告する。

第4節 住民組織等の活用

災害時において災害応急対策等に対する住民組織の応援協力を得るための地域行政区、女性部、青年部の組織の概要は、次のとおりである。

第1 地域行政区

1 組織

町内会長を防災に関する地区の代表者とし、「地区責任者」に任ずる。

2 協力事項

- (1) 災害情報の連絡収集に関すること。
- (2) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (3) 住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (4) 救援物資等の配分に関すること。
- (5) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (6) 災害情報等の一般住民に対する広報に関すること。
- (7) その他災害応急対策に関すること。

第2 女性部

1 組織

下記「住民組織」のとおり。

2 協力事項

- (1) 避難所等の炊き出しに関すること。
- (2) 救援物資等の配分その他被災者の保護に関すること。
- (3) その他災害応急対策に関すること。

第3 青年部

1 組織

下記「住民組織」のとおり。

2 協力事項

- (1) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (2) 住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) その他災害応急対策に関すること。

■住民組織

区分	団体名
女性部	J A新函館女性部 八雲女性部 八雲町漁協女性部 ひやま漁協熊石支所女性部 落部漁協女性部 八雲商工会女性部 落部連合町内会婦人部

区分	団体名
青年部	J A新函館青年部 北渡島地区青年部 八雲町漁協青年部 ひやま漁協熊石支所青年部 落部漁協青年部 八雲商工会青年部

第2編 一般災害対策編

第1章 総則

第1節 一般災害対策編の目的

本編は、基本法第42条の規定に基づく八雲町地域防災計画のうち、一般災害対策に係る総合的な計画であって、本町の地域における風水害、事故災害等の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 一般災害対策編の構成

本編は、以下の5章から構成される。

第1章「総則」（計画の基本的事項）

第2章「災害予防計画」（災害予防に関する事項）

第3章「災害応急対策計画」（災害応急に関する事項）

第4章「事故災害対策計画」（事故災害対策及び林野火災予防に関する事項）

第5章「災害復旧・被災者援護計画」（災害復旧及び被災者に対する支援に関する事項）

第2章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、国及び道と連携の下、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、国、道及び防災関係機関と連携の下、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

さらに、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講ずるものとする。

■災害危険区域について

本町において発生が予想される災害の種類及びその地域等は次のとおりである。

※ 各区域の詳細については資料編を参照

- (1) 水防区域、重要水防箇所
降雨、融雪等で河川が増水し、河川の氾濫、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域
- (2) 高波、高潮、津波等危険区域
海岸地域で、高波、高潮、津波等により災害が予想され、警戒を要する区域
- (3) 市街地における低地帯の浸水予想区域
大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域
- (4) 土砂災害警戒区域
降雨、地質等が原因で土砂崩れ、土石流、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域
- (5) 孤立予想区域
落石・がけ崩れ等の災害発生により交通が途絶し孤立が予想される区域

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1 基本方針

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、以下の事項に留意の上、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民等に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- 3 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- 5 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図る。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 八雲町地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒・清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を推進する。

- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、単独又は他の防災関係機関と共同し、訓練計画を作成して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後においてその評価を行って防災上の課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

なお、北海道防災会議が主唱する以下の訓練については、北海道防災会議構成機関及び関係市町村と協働の下で実施する。

- 1 防災総合訓練
- 2 災害通信連絡訓練
- 3 防災図上訓練

第2 訓練の区分

1 図上訓練

災害を想定し、その災害に対処する関係機関及び関係団体の予防措置、応急対策等を講ずるに当たり、実員を使って訓練できない場合、又は指揮能力を養成する訓練等を行う場合に実施する。

2 実践訓練

各種の災害を想定して、総合的又は個別的に実施するものである。

(1) 総合訓練

災害想定に基づき、町内防災関係機関、関係団体、自主防災組織及び一般住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施する。

(2) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練項目を選定し、訓練を実施するものであり、町の消防機関や総合病院、学校、その他各種機関等が実施している防火訓練、避難訓練等が該当する。

第3 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、本計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図るため、住民の協力を得て組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、地震・津波災害訓練、通信訓練、避難訓練、給水訓練等の総合防災訓練を実施する。

1 主な訓練の内容

(1) 組織動員訓練

災害時の職員の初動体制、休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達、連絡体制、非常参集等について訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、毎年1回以上なるべく出水期前に、水位雨量観測、広報及び通信伝達、消防団員等の動員、水防資器材の搬送、水防工法等の訓練を実施する。

(3) 消防訓練

災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、災害に対応できる非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(4) 通信訓練

災害時において、電話等の有線通信が不通となり、又は使用することが著しく困難な場合に、無線通信の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線設備の操作、通信統制等非常無線通信に関する訓練を実施する。

(5) その他訓練

防災関係機関は、単独又は共同で避難、救護、施設防御等の訓練を実施する。特に土砂災害警戒区域内においては、住民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

ア 避難指示等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

イ 天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動

ウ 避難誘導體制及び救助体制の整備

2 総合防災訓練の参加機関と訓練項目

総合防災訓練に参加する機関はおおむね次のとおりとし、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

■防災訓練参加機関

訓練参加予定機関	訓練項目
八雲町（町長部局）	避難通報等伝達訓練 断水地域給水訓練 救援物資搬送訓練
八雲町消防本部 八雲消防署 熊石消防署	避難誘導訓練 消火訓練 救助・救出訓練
八雲消防団 熊石消防団 婦人消防クラブ、婦人防火クラブ	避難誘導訓練 消火訓練 初期消火訓練
八雲町教育委員会	児童生徒、教職員の避難訓練
八雲総合病院 熊石国民健康保険病院	救急医療措置 搬送措置訓練
函館開発建設部八雲道路事務所 函館開発建設部江差道路事務所	国道被害状況、車両通行可否等 パトロール結果報告訓練
函館建設管理部八雲出張所	道道被害状況、車両通行可否等 パトロール結果報告訓練
八雲警察署	避難誘導訓練 交通整理誘導訓練
東日本電信電話(株)北海道南支店	臨時電話設置訓練
北海道電力(株)八雲ネットワークセンター	配電線路復旧訓練

訓練参加予定機関	訓練項目
北海道旅客鉄道(株)函館保線所	線路点検結果報告訓練
八雲町漁業協同組合 落部漁業協同組合 ひやま漁業協同組合熊石支所	漁船避難等通報方法点検訓練 津波被害者救出態勢確認訓練
八雲アマチュア無線クラブ	初期通信態勢確立訓練
危険物関係施設の管理者	危険物保安点検訓練 初期消火訓練
町内会（地区責任者） 青年団体・女性団体 一般住民	避難訓練 避難誘導訓練 初期消火訓練

5 訓練の実施時期等

訓練の実施時期、場所、参加対象及び細部の実施計画は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、その訓練種目ごとに関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

なお、津波避難訓練については、防災週間等に合わせ年1回以上実施するものとする。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先機関と共同で、相互応援に係る訓練の実施に努める。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じ、発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ、職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 基本方針

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第2 食料その他の物資の確保

町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く。）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料……………米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水……………ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品……………マスク、消毒液

燃料……………ガソリン、灯油

その他……………トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

また、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第3 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材、非常用発電機の整備・充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第4 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第1 基本方針

町は、所管する事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当課における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。

あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援・受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画等に位置づけるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 町は、他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の整備を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を検討する。

【資料編】資料8-1 災害時における協定締結一覧

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、次の事項に留意の上、平常時から道、日本赤十字社、八雲町社会福祉協議会等並びにボランティア団体との相互の連携を図り、その活動環境の整備を図る。

- 1 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害ボランティアとの連携についても検討する。
- 2 災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及・啓発を行う。

- 3 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 4 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制の構築を図る。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

第1 基本方針

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の設置及び育成

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の設置及び育成については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

2 事業所等の防災組織

町は、多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知・徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、組織の育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、災害時にその機能を十分発揮できるよう地域に密着した組織が望ましく、各地区でのコミュニティ活動を担う町内会を単位として設立する。

また、八雲地域の「婦人消防クラブ」（7町会）、熊石地域の「婦人防火クラブ」等を自主防災組織として活用する。

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめそれぞれの組織内において役割分担を定めておくこととする。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

自主防災組織は、平常時において次のとおり防災対策の推進に努める。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時において、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

なお、訓練には、以下に掲げるような個別訓練と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練を計画する際には、各地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集・伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練（D I G）

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を発見し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

自主防災組織は、災害発生時の被害軽減を図るため、次のとおり応急対策活動が実施できるように活動体制の整備に努める。

(1) 情報の収集・伝達

災害時において、地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防等に通報するとと

もに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下、早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

また、こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給食・救援物資の配付活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、災害から住民の生命、身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備並びに避難誘導體制の構築等に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

第2 避難誘導體制の構築

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導體制の整備に努める。

- 1 大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- 2 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。
- 7 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第3 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ

め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

■指定緊急避難場所の指定基準

		崖崩れ ・ 土石流 ・ 地滑り	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2)	津波	地震
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)							
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)・(B) いずれ かに 該 当	構造 (A) 施設の 基準が 複数あ る場合 は、そ の全て を満た すこと 《例》 津波は a1、a2 、a3を 満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)		
	立地 (B)	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない		
		安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							

- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料：北海道地域防災計画

- 2 町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

【資料編】資料6-1 避難施設

第4 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知・徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

■指定避難所の指定基準

区分	指定基準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れて生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について対応するよう努める。
 - (1) 指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくこと。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定すること。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要な配慮に努めるものとする。

- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。
- (5) 指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

【資料編】資料6-1 避難施設

第5 避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内を挙げた体制の構築に努める。

2 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

3 避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等、避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置

- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 暖房及び発電機用燃料の確保
- オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管するよう努める。

第6 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町は、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、道等関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 基本方針

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第2 町の安全対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するなど名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している八雲町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者など、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

1 重要事項の設定

避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を本計画に定める。

2 避難行動要支援者の把握（避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法）

避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するため、要配慮者について、要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

(1) 町における情報の集約

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、基本法に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係する課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(2) 道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(3) 個人番号（マイナンバー）の活用

避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の

効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成及び更新することができる。なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意する。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有等

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿の対象者範囲は、次に掲げる者のうち、災害から自らの身を守る上で、何らかのハンデキャップを抱えているため、災害時に家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者とする。

- ア 介護保険法による要介護度が3から5の人
- イ 身体障がい者のうち、手帳1・2級の人
- ウ 知的障がい者のうち、療育手帳がA判定の人
- エ 精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の人
- オ その他、高齢者や難病患者等、前各号に掲げる人以外で支援を必要とする人

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から避難行動要支援者名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

なお、町長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることは要しない。

なお、避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 町内会
- キ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 情報の更新・共有

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者の情報を収集し、毎年更新を行い、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

(5) 情報保護

名簿情報の漏えい防止のために以下の措置を講じるよう努める。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

ウ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること。

4 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿の情報に基づき、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、並びにこれらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携し、発災時の避難支援等実施者（個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について定めた個別避難計画の作成に取り組む。

(1) 個別避難計画作成の進め方

町の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画を作成するよう努める。

ア 地域におけるハザードの状況（土砂災害警戒区域等）

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者が居たりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人がひとり残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

(2) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

- ア 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

なお、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しないものとする。

(5) 情報保護

上記「3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有等」の「(5) 情報保護」に準ずる。

6 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては以下の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- (3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

7 避難支援者等関係者の安全確保

避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

8 避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、災害時に主体的に行動できるようにするための要配慮者に対する研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

なお、地区防災計画を定める場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理し、両計画の整合性を図るとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認する。

9 福祉避難所の指定

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要な配慮に努める。

第3 社会福祉施設等における安全対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる要配慮者であることが多いため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

社会福祉施設等の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町と連携の下、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的を実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

第4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。

1 多言語による広報の充実

- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

町は、災害発生時における情報の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、平常時から関係機関との情報交換を密接に行うとともに、災害情報の収集・情報伝達体制の整備を図るものとする。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 通信手段の多重化・多様化

町は、災害時における停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系システムの整備を図るとともに、広報車による伝達のほか、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 要配慮者及び帰宅困難者並びに孤立地域への情報伝達体制の整備

町は、防災関係機関と連携の下、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

3 非常通信体制の整備

町は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。

なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割り当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。

また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

4 応急・復旧対策の推進

町は、情報通信手段が被災した場合も迅速に復旧できるよう、応急復旧作業に必要となる場所の選定に努め、応急復旧対策のために必要となった場合は、その場所を提供するものとする。その際、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

第3 通信施設の点検・整備

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基にした耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第9節 建築物等災害予防計画

第1 基本方針

町は、風水害、火災等の災害から建築物を防御するため、がけ地に近接する建築物の移転促進や建築物の不燃化の促進など、防災を高める様々な対策の推進に努めるものとする。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 町は、災害の未然防止を図るため、道と連携のもと、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。
- 2 町は、国及び道と協力して大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第3 防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るとともに、道からの情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造として不燃化対策を講ずる。

第10節 消防計画

第1 基本方針

町（消防機関）は、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図るものとする。

なお、本計画で定めのない事項については「八雲町消防本部消防計画」の定めるところによるものとし、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

第2 消防体制の整備

1 組織及び消防署の各係の事務分掌

消防機関は、消防本部、消防署及び消防団並びに私設消防隊をもって組織するものとする。

(1) 公設組織

名称	区分	設置年月日		定員
八雲町消防本部		平成17年10月1日	八雲町条例153号	55人
八雲消防署		平成17年10月1日	同上	
熊石消防署		平成17年10月1日	同上	
八雲消防団		平成17年10月1日	八雲町条例155号	325人
熊石消防団		平成17年10月1日	同上	

(2) 組織

(3) 消防署及び各分団の担当区域

(4) 人員

(資料編参照)

- 【資料編】資料4-1 消防組織
- 【資料編】資料4-2 消防署及び各分団の担当区域
- 【資料編】資料4-3 消防職員・消防団員人員

2 業務の分担

災害時における業務の分担は、次に定めるところによる。

庶務課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償、関係機関との連絡 ・物品の調達・輸送及び隊員の食料調達・輸送 ・隊員の保健衛生、その他予防、警防、救急に属さない事項
予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、報告及び広報 ・火災原因の調査、損害の調査と報告 ・避難及び誘導の指示
警防救急課	<ul style="list-style-type: none"> ・救出・搬送・救護の実施、水利の保全整備、通信の保全修理及び機械の整備 ・応援部隊の要請及び誘導

3 広域消防応援体制の整備

大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、他の消防機関、近隣市町村等と相互に応援できる体制を整備するものとする。

第3 消防力の整備・強化

1 消防施設等の整備・充実

消防機関は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備・充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進等に努める。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備・充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

- | | | |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防施設の現有 (2) 消防車等の現有 (3) 消防機器の現有 (4) 消防水利施設の現有 (5) 消防通信施設の現有 | } | (資料編参照) |
|---|---|---------|

【資料編】資料4-4 消防施設等の現有

2 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防機関は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実・強化を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 予防対策

消防機関は、火災予防対策として次の対策を推進する。

1 消防体制の充実・強化

- (1) 消防車両等の計画的な整備
- (2) 消防施設、機器、安全装備品などの整備
- (3) 消防団員の人員確保

2 火災予防の指導強化

- (1) 避難行動要支援者への防火安全対策として、高齢者ひとり暮らし世帯防火訪問の実施と防火懇談会の開催
- (2) 事業所を対象に立入検査の実施と消火避難訓練の指導強化
- (3) 町内会を対象に防火懇談会の実施と自主防災組織の結成推進
- (4) 消防総合訓練大会等を通じた町民の防火意識の高揚と普及活動

3 火災予防査察

(1) 予防査察実施要領

人の出入りが多い病院、店舗、工場等、又は多数の人が勤務する建物及び一般家庭などから火災を未然に防止するため、次表の要領で予防査察を実施する。

消防署	定期査察	・防火対象物（不随の危険物施設を含む）については年次計画で実施 ・危険物施設については危険物安全週間期間中に実施
	臨時査察	・年末、年始、祭礼で特に査察を必要と認めるとき、防火対象物の新築・増築及び用途変更に伴う査察を必要とする場合
	特別査察	・長期にわたり異常乾燥が続いた場合その他特別の催し物等で火災予防上特に必要と認めた場合 ・各分団及び関係者より特に要請があった場合
消防団	防火訪問	・年1回火災予防運動期間中、各分団で区域内の一般住宅の防火訪問を実施する。

- (2) 予防査察の結果は、査察表をもって報告するとともに、改善を要するものについては勧告その他の方法により予防対策の万全を期するものとする。
- (3) 予防査察を要する防火対象物及び危険物施設については、毎年度「消防統計」において整理するものとする。

4 広報活動

火災予防の広報活動は、次のとおりである。

- (1) 消防広報車等による拡声広報の実施
- (2) 防火思想の普及・啓発を図るため、春と秋の火災予防運動に合わせた防火パレード、街頭防火宣伝、予防査察の実施及び避難・消火訓練、防火懇談会の開催、事業所・店舗等を対象とした防火ポスターの配布

	活 動 内 容
八雲地域	街頭防火宣伝、消火・避難訓練、防火懇談会、予防査察
熊石地域	防火パレード、消火訓練、予防査察、防災行政無線による広報

5 防火管理者制度の徹底指導

火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、消防法（昭和23年法律第186号）第8条では一定規模以上の建物などの管理について防火管理者を義務づけている。

防火管理者の資格（甲種、乙種）を得よう防火管理者講習会への参加を促し、消防計画の作成、消防の用に供する設備及び消火活動上必要な施設の点検・整備・維持管理など、施設防火に関わる知識の習得により防火管理体制の強化を図るものとする。

6 火災警報

町長は、渡島総合振興局から火災気象通報の伝達を受けた場合、必要に応じ消防長と協議し、火災警報を発表する。発表後、直ちに消防団及び一般住民に通報し、解除があるまで条例で定める火の使用を制限するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

第5 警防計画

火災その他災害を警戒し、鎮圧するために必要な警防計画は、次のとおりである。

1 招集計画

火災等の災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、火災の発生地及び規模程度により電話又はサイレン等を用い、直ちに必要な消防職員及び消防団員を招集するものとする。

(1) 招集種別

種 別	内 容	伝達方法
火災警報発令招集	火災が発生すれば延焼拡大のおそれがあるので、出動の迅速を期すため、非番職員全員及び団員を招集する。	招集サイレン、有線電話、口頭伝達、防災行政無線、電子メール、その他
通常火災招集	火災の発生を認知した非番職員及び火災発生地域団員並びに出動計画に基づく出動・待機要員となる団員は、命令を待たずに所定の場所に参集する。	招集サイレン、車載サイレン、防災行政無線、電子メール

種 別	内 容	伝達方法
非常火災 及び災害招集	迅速かつ最大限の警防部隊を編成するため、全ての職員及び団員を招集する。	招集サイレン、電話、 防災行政無線、 電子メール、その他

(2) サイレンの種類

信号の種類	吹鳴の方法	吹鳴回数	摘 要
火災近火信号	3秒 ○ 2秒 休み	12回	・火災が発生した場合の信号
火災警報発令	30秒 ○ 6秒 休み	3回	・火災警報が発令及び解除された場合の信号
大津波警報発令	1分 ○ —	1回	・大津波警報が発令された場合の信号
避難立退信号 (危険信号)	1分 ○ 5秒 休み	3回	・避難のための立ち退きを知らせる信号
津波警報信号 (出動第1信号)	5秒 ○ 6秒 休み	3回	・津波警報が発令された場合の信号 ・水防組織全員の出動信号
地震警戒信号	45秒 ○ 15秒 休み	3回	・大規模地震発生の警戒信号
水防警戒信号	5秒 ○ 15秒 休み	3回	・気象台から洪水警報を受けたとき又は 氾濫注意水位となったとき
演習招集信号	15秒 ○ 6秒 休み	3回	・演習のため招集する場合の信号

(3) 招集責任者

招集の命令は、消防長が行う。ただし、災害が発生し、又は発生のおそれが緊迫し、消防長の命令を待ついとまがないと認めた場合、消防署長は所属職員及び消防団長に、消防団長は団員の招集実施を命令する。

2 火災出動計画

この計画は、八雲町全域の火災に当たり、必要な火災出動計画を定める。ただし、消防長は火災の状況、気象、水利等を勘案し、この計画と異なる出動を命ずることができる。

(1) 第1種出動

火災発生を覚知した場合、別記「火災出動計画 第1種出動」の表により出動するものとする。

(2) 第2種出動

第1種出動隊より延焼拡大のおそれありと連絡を受け、消防長又は上級幹部が第2種出動の必要を認めた場合は、別記「火災出動計画 第2種出動」の表の定める出動区分により出動するものとする。

(3) 第3種出動

消防長又は上級幹部が第3種出動の必要を認めた場合は、全消防力を出動させるものとする。

(4) 応援要請

隣接町相互の応援は、北海道広域消防相互応援協定によるほか、消防本部の指示による。

行政名	区分	名 称	電 話 番 号	行政情報ネットワーク 電 話 番 号
森	町	消防本部	01374-2-2125	6274-3-296
長 万 部	町	消防本部	01377-2-2049	6276-3-411
檜山広域行政組合		消防本部	0139-52-3026	6320-3-455

第6 特殊火災予消防計画

出火に際し、強風などの異常気象及び高圧ガス、危険物等によって延焼拡大の危険等が著しい特殊火災については、特殊建物の火災防御及び林野火災の防御措置を講ずるものとし、その予防対策は「第2編 第4章 第5節 危険物等災害対策計画」及び「第2編 第4章 第6節 林野火災対策計画」に定めるとおりである。

火災出動計画

第1種出動

管轄区域	八雲区域								熊石区域	
	黒岩	山崎	八雲	山越	野田生	東野	落部	栄浜	高速自動車国道 八雲～国縫 下り 八雲～落部 上り	熊石区域 全区域
火災発生区域	タンク1号車・タンク2号車・水槽車・落部タンク車(野田生～栄浜)								タンク2号車 水槽車 落部タンク車 ※状況によりタンク1号車	熊石消防署全車両 八雲消防署タンク2号車
消防署	火災発生区域の全車両									
出動隊	第二分団	第五分団	西分団	第一分団	東分団	第三分団	第四分団	第八分団	第六分団	第七分団
	第五分団 第一分団 東分団	第二分団 第一分団 西分団	第四分団 東分団 西分団	第四分団 東分団 西分団	第三分団 第八分団	第三分団 第八分団	第四分団 第六分団 (ポンプ車)	第四分団 第六分団 (ポンプ車)	第七分団 第八分団 第四分団	第六分団 (ポンプ車) 第八分団
待機分団名	西分団	東分団	第一分団	第六分団 (水利車)	第六分団 (水利車)	第一分団 第六分団	第一分団 第六分団 (水利車)	西分団 第六分団 (水利車)	東分団 西分団 第一分団	熊石消防団全車両

※備考

1. 八雲消防署管轄区域内

- (1) 近火信号によるサイレンを吹鳴する。市街地以外は出動区域の近火信号を吹鳴後、市街地に応援信号によるサイレンを吹鳴する。
- (2) 建物火災・山林火災・野火(ゴミ焼きによる失火を含む)については第1種出動に基づく。
車両火災については消防署車両(落部タンク車は第1種出動区域)と火災発生区域の分団車両のみ出動する。(但し、高速自動車国道上の火災は表中のとおり)
サイレンは発生区域(個別)を吹鳴、市街地以外での火災は市街地分団(東・西・第一)に応援信号を吹鳴、待機とする。

2. 熊石消防署管轄区域内

- (1) 出動指令は、本部防災行政無線により行う。
 - (2) 車両火災、野火については、関内～見日間は熊石第一・二分団が出動し、熊石第三・四分団は相沼・泊川分遣所で待機とする。
黒岩～折戸間は熊石第三・四分団が出動し、熊石第一・二分団は熊石消防署で待機とする。
3. 高速自動車国道における火災について
- (1) 市街地のサイレン(応援信号)を吹鳴する。
 - (2) 出動車両は消防署車両(タンク2号車・水槽車)とし、落部～八雲下り、落部～森上りは落部タンク車も出動する。市街地分団(東・西・第一分団)は待機とする。
ただし、落部救急車が出動時は第六分団が落部タンク車で出動し、状況によってはタンク1号車、第八分団も出動する。

火災出動計画

第2種出動		八雲区				熊石区					
管轄区域	黒岩	山崎	八雲	山越	野田生	東野	落部	栄浜	全区域	区域	
火災発生区域	第1種出動全車両〔落部タンク車(山越～栄浜)〕										
出動隊	消防団	西分団	東分団	第三分団 第五分団	第一分団 第八分団	第一分団 東分団 第六分団 (ポンプ車)	第一分団 第三分団 第七分団	東分団 第三分団	西分団 第三分団 第四分団	第一種出動全車両 八雲消防署タンク1号車 八雲消防署タンク2号車	
待機分団名	第三分団 (本部待機)	第三分団 (本部待機)		第五分団 (本部待機) 第六分団	西分団 第六分団 (水利車)	東分団 第六分団 (水利車)	西分団	東分団 第六分団 (水利車)	八雲消防団 東分団 (本部待機)	八雲消防団 西分団 (本部待機)	八雲消防団 第一分団 (本部待機)

※備考

1. 八雲消防署管轄区域内
 - (1) 第2種出動のサイレン吹鳴は出動分団のサイレン(応援信号)を吹鳴する。
2. 熊石消防署管轄区域内
 - (1) 延焼火災が予想され、消防長又は署長が認め出動命令(要請)したとき。

第11節 水害予防計画

第1 基本方針

町は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、道等の防災関係機関と相互の円滑な連携の下、予防対策上必要な措置等を講ずる（融雪出水に係る水害の予防対策は「本章 第14節 融雪災害予防計画」に定めるところによる。）。

第2 現況

本町には、二級河川（道管理河川）の遊楽部川、野田追川、落部川、砂蘭部川、見市川、相沼内川の6河川のほか、数多くの中小河川（普通河川：115河川）があり、道は、特に水防上警戒を要する箇所として、砂蘭部川を除く二級河川5河川の16箇所重要水防箇所を指定している。

また、知事により次の河川が水位周知河川として指定され、洪水浸水想定区域が設定されている。

■洪水浸水想定区域の指定状況

水系名	河川名	洪水浸水想定区域	
		指定の状況	河川管理者
遊楽部川	遊楽部川	指 定：平成20年3月25日 告示番号：河川1620号	北海道知事
落部川	落部川	指 定：平成20年3月25日 告示番号：河川1620号	北海道知事

【資料編】資料2-2 町内の河川の状況

【資料編】資料3-1 水防区域・重要水防箇所

第3 予防対策

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、道による治水事業、砂防事業等のハード対策を促進するとともに、洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備などソフト対策の整備充実を図る。また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

1 造林事業と治山治水事業の推進

水源かん養保安林等の造林事業とともに、治山治水対策上必要な治山、砂防、河川改修事業等を環境保全に配慮しながら進める。

2 水防体制の確立等

町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(1) 雨量・水位観測所

町周辺の雨量・水位の観測所は、資料編に掲載のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所と連絡

をとり、その状況を把握しておくものとする。

【資料編】資料2-3 雨量及び水位観測所

(2) 水防資機材の点検配備

災害時に迅速に行動できるよう、日頃から水防資機材の点検・整備を行う。

(3) 巡視・警戒

河川の水位が上昇しているとき、又は大雨警報、洪水警報が発令されたときには消防職員及び消防団員、町職員等による巡視・警戒を行う。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 警戒避難体制の整備

町は、町域内に洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地とそれぞれ〔 〕内に定める者への洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含み、地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの〔所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員〕

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

(ウ) 大規模な工場その他の施設（上記ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

【資料編】資料6-2 警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧

(2) 洪水ハザードマップの配布等

町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講ずる。

※八雲町防災ハザードマップ（八雲・熊石地域）

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/soumu/hazadomap2022.html>

3 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

■水位周知河川以外の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川

水系名	河川名	種別
遊楽部川	遊楽部川	二級
	砂蘭部川	二級
野田追川	野田追川	二級
落部川	落部川	二級
相沼内川	相沼内川	二級
見市川	見市川	二級

4 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、必要に応じて水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

5 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者（町長）は、水防法第15条の6の規定に基づき、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

6 要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- (2) 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第12節 風害予防計画

第1 基本方針

町は、風による公共施設、農耕地、農作物の災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携し、予防対策上必要な措置等を講ずる。

第2 予防対策

町は、台風の襲来等に伴う風害の防止のため、家屋や農作物等の予防対策を進める。

1 保安林の整備

風害等の防止及び治山、治水のため、保安林の整備を推進する。

2 家屋等の倒壊防止

- (1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれのある建物は支柱、ロープ等で補強する。
- (3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等を針金、材木等により補強する。
- (4) 北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)の協力により、引き込み電線のたるみや破損の点検を行う。

3 農作物の予防対策

- (1) 水稲は、強風が予想される場合はなるべく深水にして倒伏予防を図り、また、冠水を防ぐため、水路の流れをよくして清掃及び障害物の除去に努める。
- (2) 野菜及び花きについては、支柱のある作物は支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。ハウスは破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

第2 雪害対策実施体制の整備

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にする。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立する。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立する。
- 4 積雪における消防体制を確立する。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整える。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整える。
- 7 孤立予想区域に対しては、次の対策を講ずる。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行う。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をする。

【資料編】資料3-5 孤立予想区域

第3 予防対策

町は、異常降雪による交通の途絶、着氷による送配電線及び電話線の断線など、住民の生活に支障をきたす雪害を予防するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

なお、建設課及び地域振興課は異常降雪等に備えた除雪体制の整備に努めるとともに、函館開発建設部八雲道路事務所・江差道路事務所及び函館建設管理部八雲出張所等関係機関と協力して雪害に関する情報交換や連絡体制を事前に確立し、雪崩等の災害発生のおそれのある山間部の道路箇所についてはパトロール体制の強化はもとより、雪崩発生監視装置などの災害防止対策を検討するものとする。

1 町道の交通確保

(1) 道路除雪

町の除雪路線については、あらかじめ定めた除雪出動基準に基づき、昼夜の交通確保を原則として除雪を行うが、住戸数及び交通量が比較的少ない路線については、最低朝夕各1回の除雪を行い、消防車の運行等に支障がないよう交通路の確保に努めるものとする。

なお、降雪時の火災やその他災害の発生に備え、除雪路線の緊急順位を次のように定める。

ア 防火水槽、消火栓等に通ずる道路

- イ 公共施設に通ずる道路
- ウ バス路線及び通学路に指定された道路
- エ 交通量の多い道路
- (2) 除雪の状況
 - ア 道路実延長
 - 八雲地域 402.7 km
 - 熊石地域 79.2 km
 - イ 除雪延長
 - 八雲地域 255.5 km
 - 熊石地域 27.7 km
- (3) 除雪機械の数量等

町及び委託業者の所有する機械の種別及び数量は、下記資料のとおりである。

【資料編】資料6-4 道路除雪の現況

2 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)は、送配電線の冠雪、着氷雪対策を検討するとともに、必要に応じて巡視等を行うものとする。

3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止のため、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道函館支店は施設の改善、応急対策の強化等に努めるものとする。

4 雪下ろし作業等の励行

積雪量が著しく住家及び建造物に被害をもたらすおそれがあるときは、住民に対して屋根の雪下ろし作業の励行を促し、道路の一斉除排雪を行う。

なお、ひとり暮らしの高齢者世帯等要援護世帯の雪下ろしについては、地域住民の協力の下に、除雪対策の確立に努めるものとする。

5 雪捨場の設定

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。

6 避難行動要支援者に対する避難救出措置等

「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム」を利活用し、雪害発生時におけるひとり暮らしの高齢者世帯等要援護世帯の避難救出に万全の措置を講ずる。

7 住民への啓発

関係機関と連携・協力して雪害や雪崩による被害防止に関する情報を、SNS等を活用して住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

第1 基本方針

町は、融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

第2 融雪災害対策体制の整備

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、特に次の事項に十分留意の上、融雪災害対策体制の整備に努める。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にする。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立する。
- 3 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立する。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行う。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努める。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努める。

第3 予防対策

町は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じて次のとおり予防対策を講ずる。

1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては函館地方气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 融雪出水対策

河川管理者と連携の下、河川が融雪、結氷及び塵芥等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るとともに、排水・取水門等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

3 雪崩等対策

- (1) 管理する道路において、雪崩発生の可能性が想定される箇所のパトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒等及びドライバーに対する広報活動を積極的に行う。
また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。
- (2) 融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日頃から防災関係機関等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

※北海道雪崩危険箇所マップ <https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/nadare/index2.html>

4 交通の確保

管理する道路において、積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5 広報活動

融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及・徹底に努める。

第15節 高波、高潮災害予防計画

第1 基本方針

町は、高波、高潮による災害の予防対策について必要な措置を講ずる。

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 2 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制の整備に努める。
- 3 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

【資料編】資料3-2 高波、高潮、津波等危険区域

第16節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施などにより警戒避難体制を整備するなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

【資料編】資料3-4 土砂災害警戒区域

※北海道の山地災害危険地区 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/kikenchiku.html>

第2 予防対策

町は、次のとおり土砂災害警戒区域を重点とした警戒避難体制の整備を推進し、土砂災害からの安全の確保を図る。

1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等

道は、土砂災害防止法に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を指定する。

町は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、本計画において、上記(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

【資料編】資料6-2 警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧

2 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

町は、当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害警戒区域等においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させる

ため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

※八雲町防災ハザードマップ（八雲・熊石地域）

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/soumu/hazadomap2022.html>

3 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項は「第2編 第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

4 避難情報の発令判断基準の設定

町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にする。

判断基準等の設定に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。

なお、土砂災害に対する避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

5 土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を行う。

また、土砂災害防止法第31条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

町は、この情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用する。

6 土砂災害に対する防災意識の高揚

町は、各町内会長等と連携をとりながら、必要に応じて防災講座等を実施するなど、土砂災害に対する認識や防災意識の向上に努める。

■土砂災害被害を無くすために住民ができること

土砂災害については、ハード面での対策だけでは限界があり、住民自らが以下の点に日頃から注意を払うことが重要である。

- 1 自分が住んでいるところには、どのような危険があるかを知っておく。
- 2 がけ崩れ等を誘発、助長する行為をしないようにするとともに、住民による危険区域周辺の巡回等により、現況を把握しておく。
- 3 災害の前兆に注意を払う。
- 4 自主避難体制を確立しておく。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、防災関係機関と連携の下、次のとおり予防対策を実施する。

1 地すべり等予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、地すべり防止工事等の計画的な実施を推進する。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

■地すべりの前兆

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる |
| 2 | 凹地ができたり、湿地が生じる |
| 3 | 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する |
| 4 | 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る |
| 5 | 舗装道路にひびが入る |
| 6 | 樹林、電柱、墓石等が傾く |
| 7 | 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる |

2 がけ崩れ防止対策

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の計画的な実施を推進する。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

■がけ崩れの前兆

- | | |
|---|--------------|
| 1 | がけからの水が濁る |
| 2 | がけに亀裂が入る |
| 3 | 小石がバラバラ落ちてくる |

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知を図るとともに、治山事業等の計画的な実施を推進する。

3 土石流予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、土石流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的な実施を推進する。

また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

■土石流の前兆

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 山鳴りがする |
| 2 | 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる |
| 3 | 川の流れるが濁ったり、流木が混ざり始める |

第17節 積雪・寒冷対策計画

第1 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため町は、防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるものとする。

第2 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町は、防災関係機関と相互に連携・協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

第3 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷期における避難救出措置等を円滑に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。この際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第4 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため町は、他の道路管理者と連携して次のとおり除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防雪柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

町は、災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

【資料編】資料3-5 孤立予想区域

第5 積雪時の消防体制

町（消防機関）は、異常降雪及び吹雪等のため夜間等において消防車の通行が停止し、又は停止するおそれがある場合、小型動力ポンプの人力搬入等のほか、次の対策を講ずることとする。

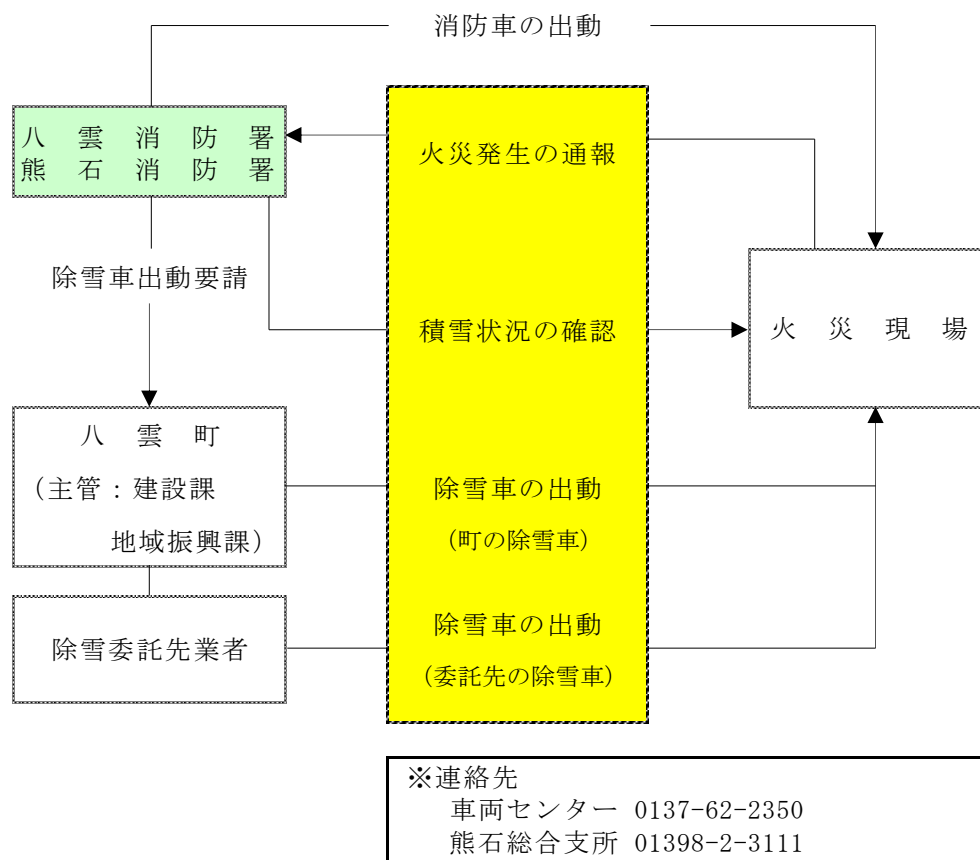
1 積雪状況の確認

火災発生のお知らせを受領した場合に、併せて積雪の状況を聴取する、若しくは消防署の判断により除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

2 除雪車出動の要請

除雪車の出動が必要と判断した場合の要請の方法は次による。

■除雪出動の要請系統



第6 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

第7 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

積雪・寒冷期は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、積雪期における避難所の運営に当たっては、避難が長期化する可能性があることを考慮し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第8 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場の施設管理者は、雪崩等の災害が発生しないよう、常に安全性の確保に努める。

第18節 複合災害に関する計画

第1 基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えの充実を図るものとする。

第2 予防対策

町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3 訓練の実施及び対応計画等の作成

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努める。

第19節 業務継続体制整備に関する計画

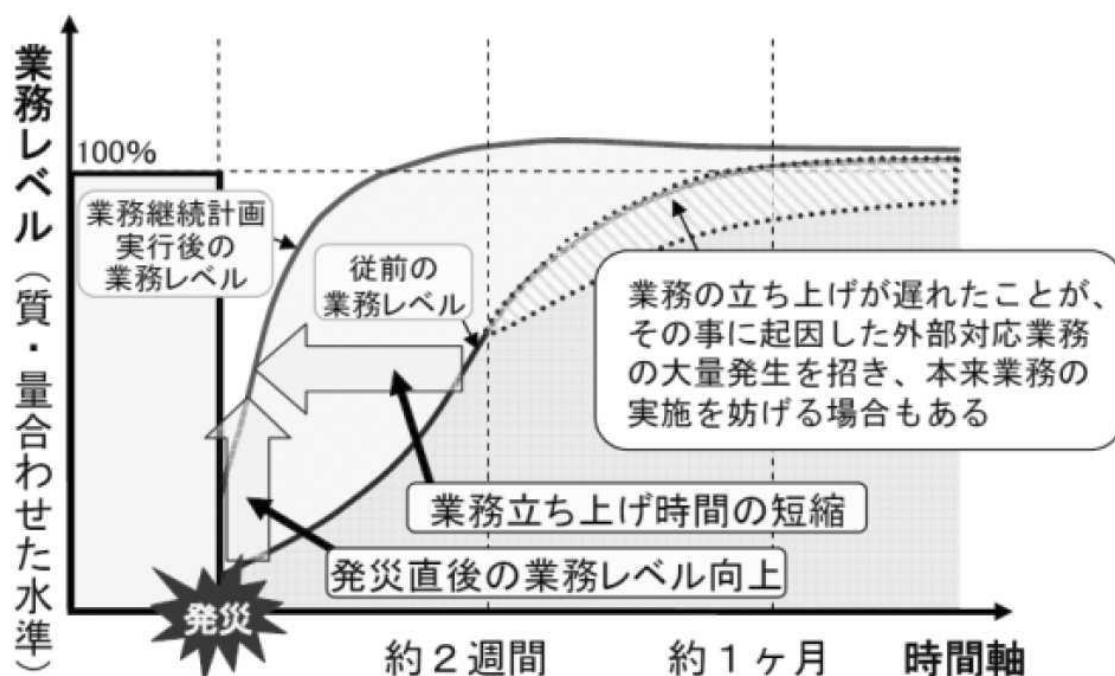
第1 基本方針

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定・見直し・運用に努めるものとする。

第2 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府）

第3 業務継続計画（BCP）の策定・見直し・運用

1 八雲町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。

特に業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時又は非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するために、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、基本法第50条第2項に定める災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による被害を未然に防止、又は軽減するため、気象、地象、水象等の特別警報・警報・注意報、情報等並びにこれらの異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 予報区と担当官署

1 予報区

北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に区分されており、本町が該当する府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

■予報区と担当官署

区 分	名 称	
府県予報区名（担当気象官署）	渡島・檜山地方（函館地方気象台）	
一次細分区域名 ^{※1}	渡島地方	檜山地方
市町村等をまとめた地域 ^{※2}	渡島北部	檜山北部
二次細分区域名 ^{※3}	八雲町八雲	八雲町熊石

※1 一 次 細 分 区 域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

※3 二 次 細 分 区 域 名：二次細分区域は、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

2 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区からなっており、本町に接する海上予報区は次のとおりである。

海上予報区の細分区域

区分	概要
担当気象官署	札幌管区気象台
地方海上予報海域名*	北海道南方及び東方海上
細分海域	日高沖

※尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

第3 気象等に関する情報の発表

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報

(1) 種類等

函館地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、また、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。気象等に関する警報・注意報の発表基準は、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】資料2-4 警報・注意報発表基準

ア 気象等に関する特別警報

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

（注）地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報

現象の種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

ウ 気象等に関する注意報

現象の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲のもとで発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

現象の種類	概要
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

エ 高潮警報・注意報

現象の種類	概要
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

オ 波浪警報・注意報

現象の種類	概要
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ 洪水警報・注意報

現象の種類	概要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

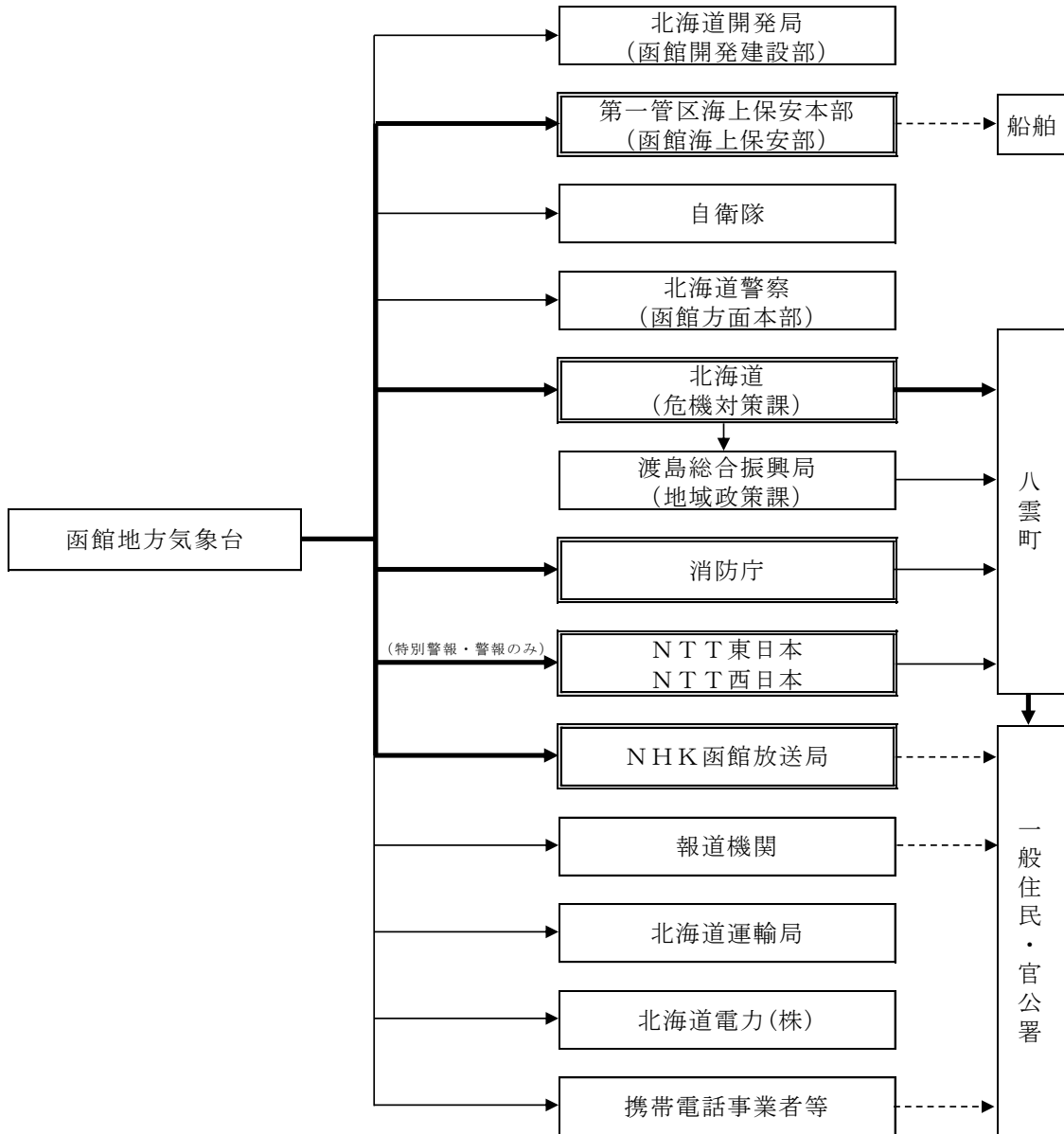
(注) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

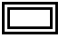

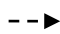
(2) 伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、町は、道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置（広報車巡回、防災行政無線、携帯メールサービス、消防団等による伝達等）を講じなければならない（法定義務）。

■気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



- (注)  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
- (注)  (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
- (注)  (点線) は放送・無線
- (備考) 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係については次ページのとおりである。

■防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生又は切迫 ～ < 警戒レベル4までに必ず避難！ > ～	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (従来の避難勧告の タイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				高潮に関する情報
	水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水 の危険度分布)	洪水に関する情報 水位情報がない場合 (下段：洪水警報の 危険度分布)	内水氾濫に 関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の 危険度分布)	
5 相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布：黒 (災害切迫)		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報 危険度分布：黒 (災害切迫)
4 相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (非常に危険)	内水氾濫 危険情報 (水位周知下水道にお いて発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報 高潮警戒情報 危険度分布：紫 (危険)
3 相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警戒情報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警戒情報 (土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警戒情報に切り替える 可能性に言及する高 潮注意報
2 相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)
1 相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(町)に対し関係機関からブッコン型で提供される情報
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(町)が自ら確認する必要がある情報

注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁はホームページ等において、雨による災害の危険度（危険度分布）を5段階で色分けして地図上にリアルタイム表示する。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害）の 危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）： 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）： 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）： 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）： 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）： 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）： 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）： 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の 予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

3 海上警報

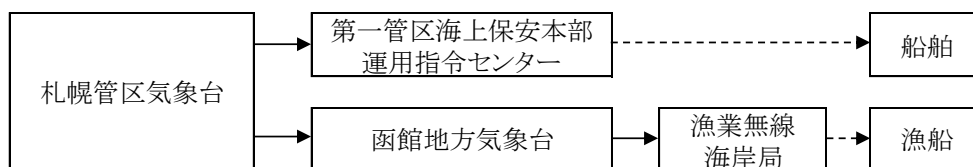
船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表される。

■海上警報の種類

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33Kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40Kt）及び9（41～47Kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10（48～55Kt）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12（64Kt）～の場合を除く。）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64Kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

■海上警報の伝達系統図



（注） --> （点線）は放送・無線

4 水防活動用気象等警報・注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行される。

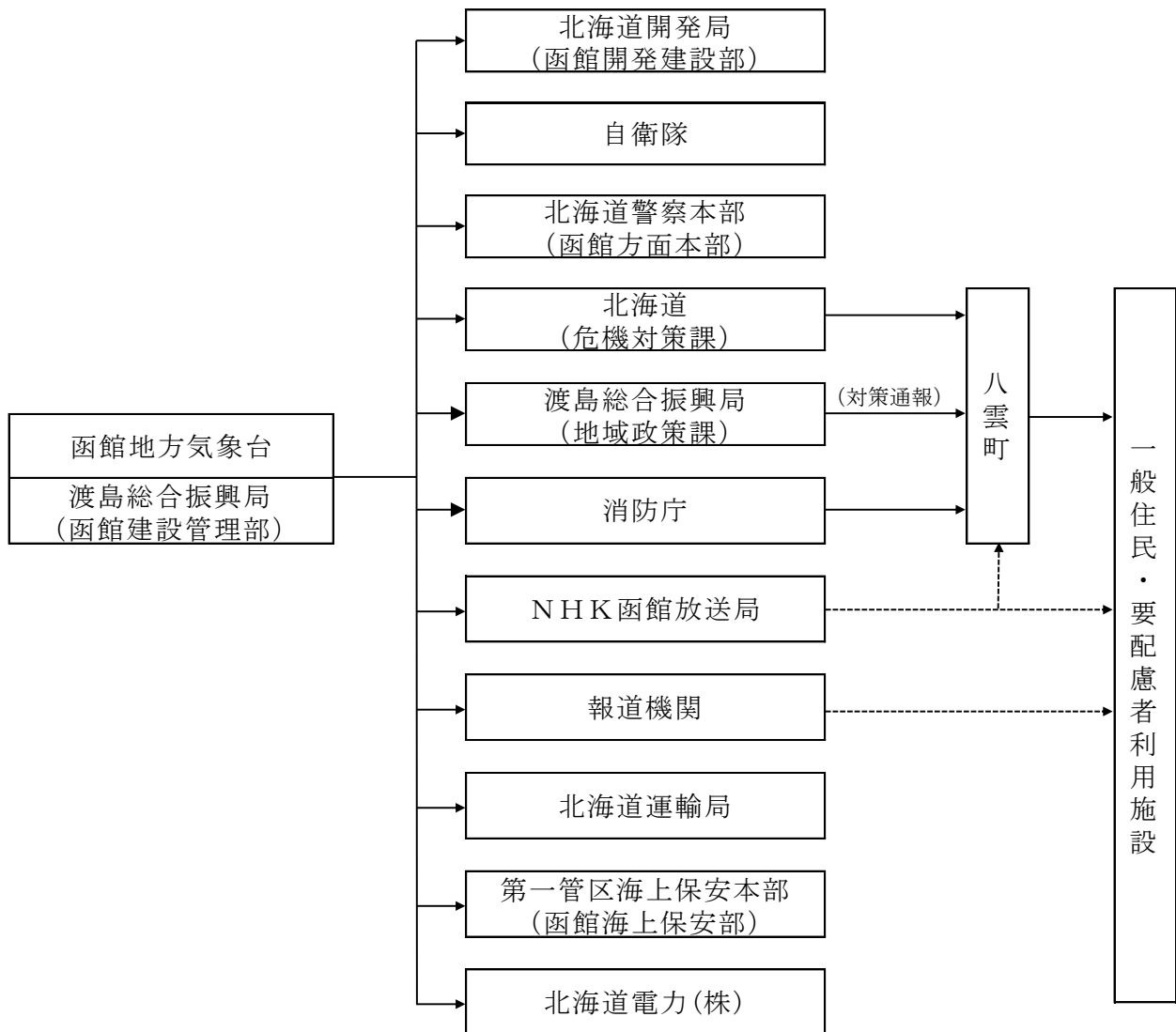
■水防活動用気象等警報・注意報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報・高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報・津波特別警報

5 土砂災害警戒情報

函館地方気象台と渡島総合振興局函館建設管理部は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、共同で土砂災害警戒情報を作成し、市町村等ごとに発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができ、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報の伝達系統は次のとおりである。

■土砂災害警戒情報の伝達系統図



(注) --> (点線) は放送

6 水防警報

(1) 種類等

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川（遊楽部川、落部川）について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

なお、津波に関する水防警報については、次のア～ウのように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ア 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- イ 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ウ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

■洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる。）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（注）地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

■津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。

(2) 水防警報指定河川

本町に係る水防警報指定河川及び基準水位は次のとおりである。

■水防警報指定河川（知事指定）

指定河川 (水系・河川)	実施機関	水防警報区	
		左岸	右岸
遊楽部川	渡島総合振興局 函館建設管理部	自：立岩 485 番 1 地先の遊楽部川 橋下流端 至：海	自：春日 27 番 2 地先の遊楽部川 橋下流端 至：海
落部川		自：落部 643 番 6 地先の落部橋下 流端 至：海	自：落部 11 番地先の落部橋下流 端 至：海

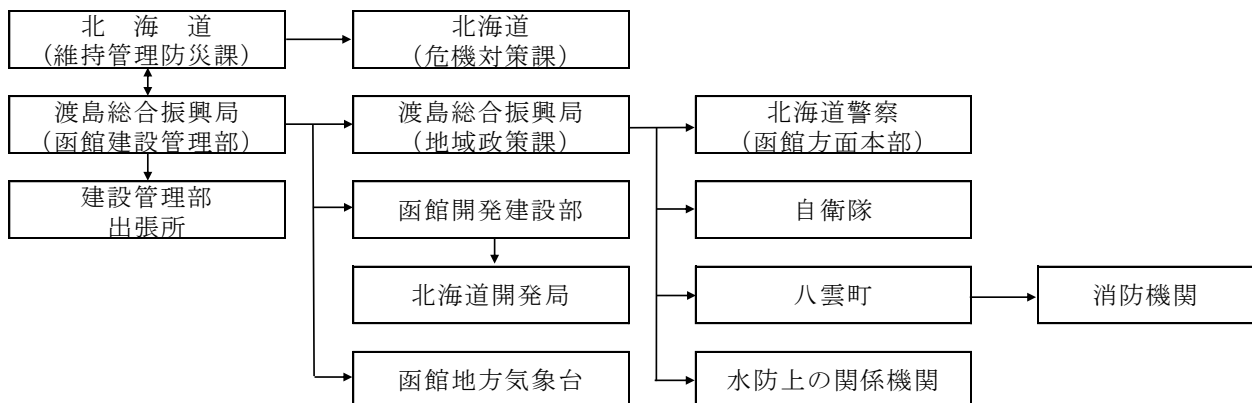
■水防警報指定河川の基準地点における基準水位（知事指定）

指定河川 (水系・河川)	基準水位 観測所	観測地点 (所在地)	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)
遊楽部川	遊楽部川	立岩 83 番地 1 地先河川敷	2.97m	3.29m	4.11m	4.47m
落部川	落部川	落部 706 番地先河川敷	3.58m	4.09m	4.40m	5.24m

(3) 伝達系統

水防警報（知事指定）の伝達系統は次のとおりである。

■水防警報（知事指定）の伝達系統図



7 水位情報の通知

(1) 種類等

知事は、水防法第13条第2項の規定により指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした場合、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行われる。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである

■水位到達情報の種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

(2) 指定水位周知河川

本町に係る水位周知河川は次のとおりである。

■水位周知河川（知事指定）

指定河川 (水系・河川)	実施機関	水位周知区間
遊楽部川	渡島総合振興局 函館建設管理部	自：立岩 485 番地 1 地先の遊楽部川橋下流端 至：海
落部川		自：落部 643 番 6 地先の落部橋下流端 至：海

■水位周知河川の基準地点における基準水位（知事指定）

指定河川 (水系・河川)	基準水位 観測所	観測地点 (所在地)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位
遊楽部川	遊楽部川	立岩 83 番地 1 地先河川敷	2.65m	3.29m	4.11m	4.47m	4.47m
落部川	落部川	落部 706 番地先河川敷	3.07m	4.09m	4.40m	5.24m	5.24m

(3) 伝達系統

水位情報の伝達系統は、水防警報（知事指定）の伝達系統に準ずる。

8 気象情報等

気象庁は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、気象情報等を発表する。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（空知地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

9 火災気象通報

函館地方気象台は、消防法第22条の規定に基づき、道に対し、火災気象通報の発表及び終了の通報を行い、通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

(1) 通報基準

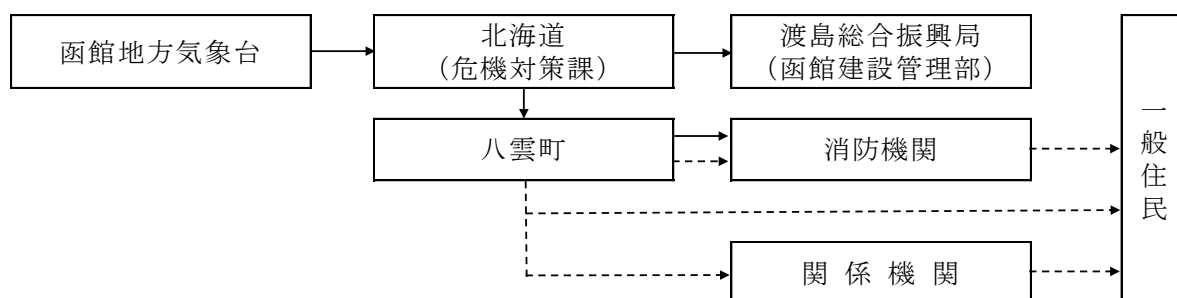
■火災気象通報基準

発表官署	地域名 (二次細分区域名)	通報基準
函館地方気象台	渡島地方	「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が30%以下）及び「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同一。ただし、降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統

火災気象通報の伝達系統は次のとおりである。

火災気象通報の伝達系統図



(注) - - - -> (点線) は町長が火災に関する警報を発した場合

第4 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は消防署員は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報・周知（基本法第54条第4項）

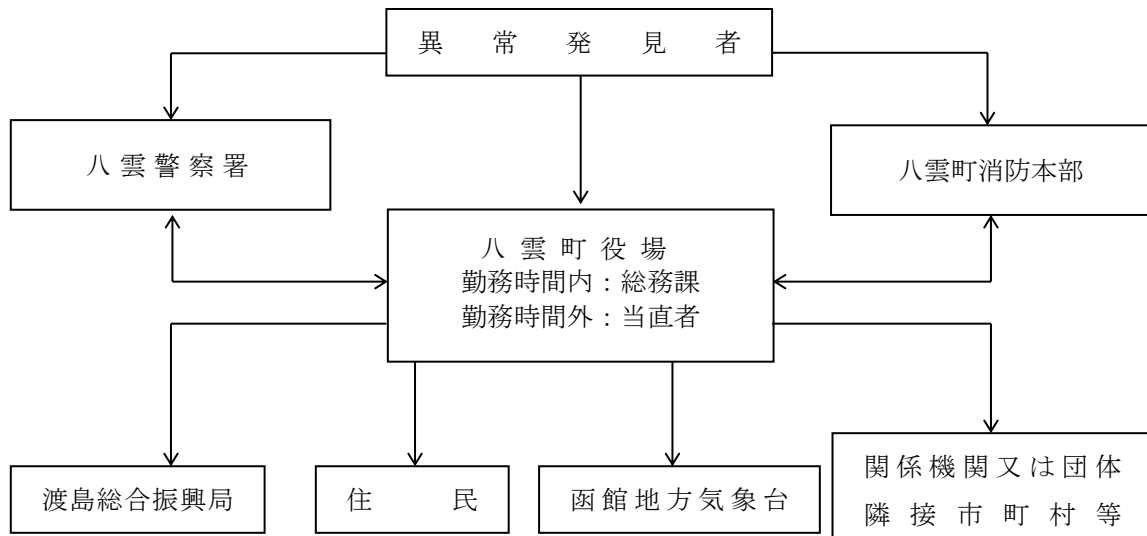
町長は、異常現象に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、函館地方気象台に通報する。

また、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

4 伝達系統

異常現象発見通報時の伝達系統は次のとおりである。

■異常現象発見通報時の連絡系統図



第5 気象通報等の受理及び伝達

町は、気象通報等（渡島総合振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）を受理したときは、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

1 気象通報等の取扱い

(1) 執務時間中の場合

ア 各系統機関から町に通知される気象通報等は、総務課長（総務対策部長）又は地域振興課長（地域振興対策部長）が別図1「注意報及び警報等受理票」により受けるものとする。

イ 総務課長（総務対策部長）又は地域振興課長（地域振興対策部長）が前項の通知を受理したときは、必要に応じて関係各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があると認めるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。

ウ 総務課長（総務対策部長）又は地域振興課長（地域振興対策部長）は、伝達又は通知を行った場合は、その旨を別図2「注意報及び警報等伝達確認票」に記録するものとする。

(2) 夜間・休日等の場合

ア 当直者が上記(1)アに準じて受理し、直ちに総務課長又は地域振興課長に連絡するなど、適切な措置を講ずることとする。

イ 当直者が総務課長又は地域振興課長の指示に従い、伝達又は通知を行った場合は上記(1)ウに準じて処理するものとする。

別図1 「注意報及び警報等受理票」

町長		副町長		※総務課長		合議		係	
令和 年 月 日 時 分受信 1 北海道総合行政情報ネットワーク 2 一般電話 連絡									
発信者 警報等の種別			受信者 発表時刻						
受 理 事 項									
処 理 顛 末									

※熊石総合支所は「地域振興課長」に置き換える。

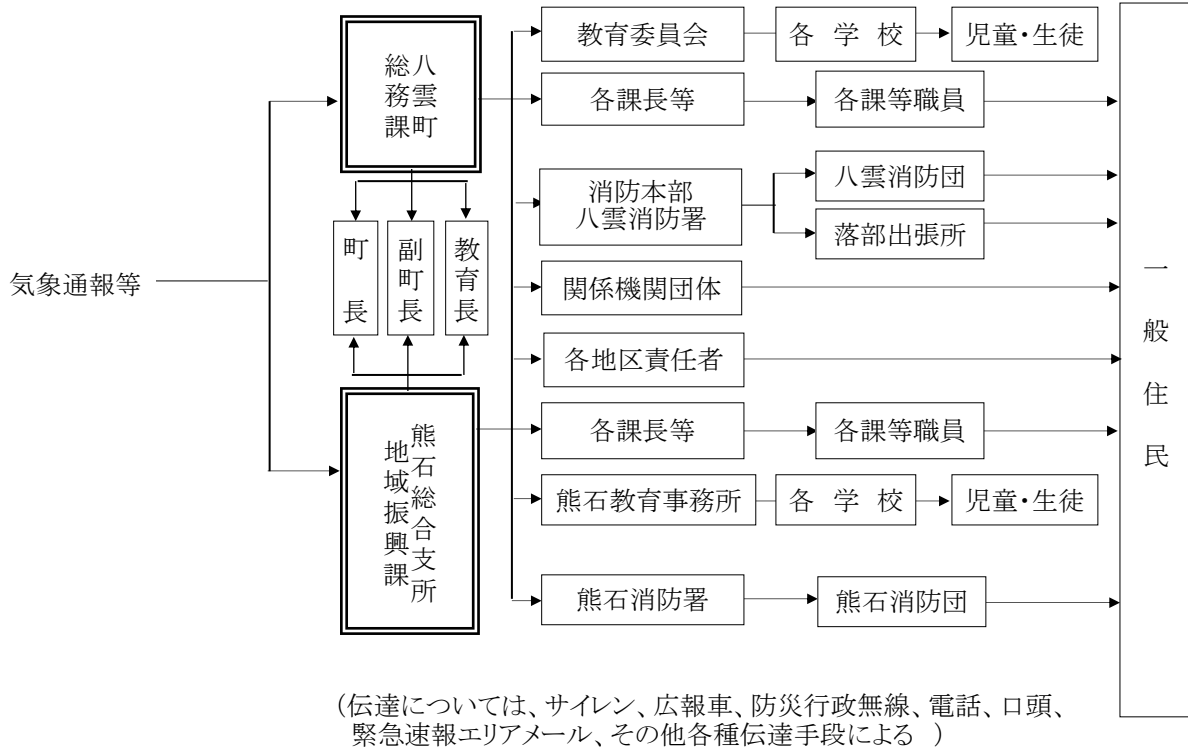
別図2 「注意報及び警報等受理確認票」

伝達先	受理担当者	伝達時刻	摘要
		時 分	
		時 分	
		時 分	
		時 分	

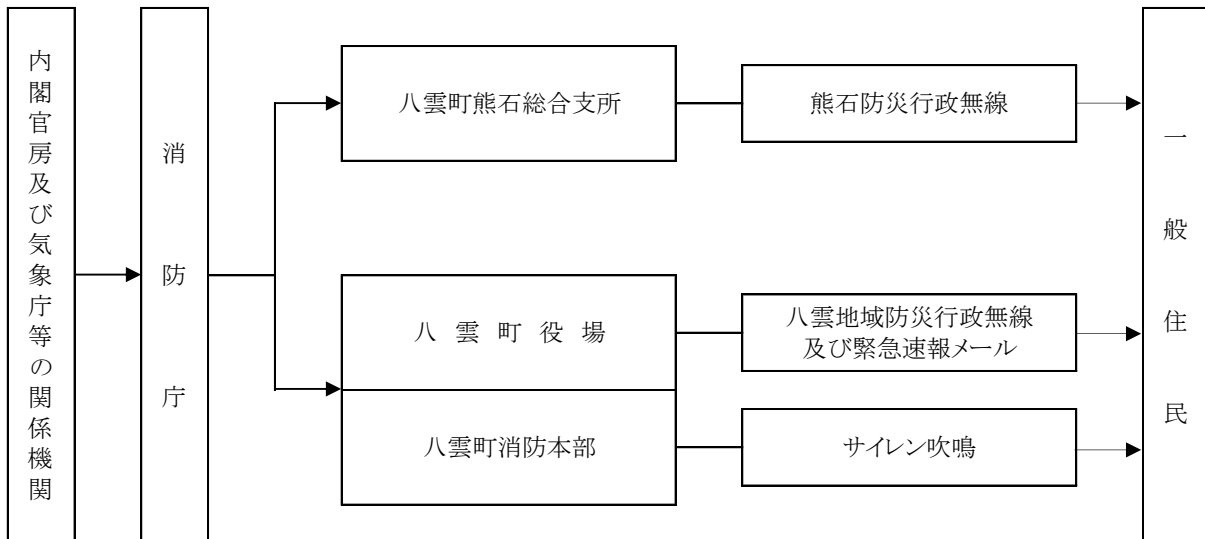
2 気象通報等の伝達系統

気象通報等は、次の系統により、最も有効な方法を用いて伝達又は周知を図る。

■気象通報等の伝達系統図



■全国瞬時警報システム (J-ALERT) の伝達系統図



気象情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

第1 基本方針

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策の実施の基本となるものである。

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、地理空間情報の活用などのほか、防災関係機関等が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等の収集・伝達を行い、防災関係機関と相互に情報交換する。

第2 災害情報等の収集・連絡責任者

1 八雲町

- (1) 町は、災害情報等の収集・伝達責任者に総務課長、その代理者に総務課長補佐を充てる。
- (2) 町は、地域の情報を収集するため地区ごとに情報収集連絡員を定める。この情報収集連絡員は「第1編 第3章 第4節 住民組織等の活用」の「第1地域行政区」に定める「地区責任者」をもって充てる。

2 防災関係機関

- (1) 防災関係機関は、災害時において、速やかにその情報を把握して町に報告するものとする。
- (2) 防災関係機関は、上記1の(1)に準じてあらかじめ責任者を定め、町長に報告するものとする。

第3 災害情報等の収集・処理

町は、災害時において、次の要領で災害情報等の収集・処理を行う。

1 被害状況の調査

- (1) 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査は、関係各課が当たるものとし、各対策部長は、直ちに所属職員を現地に派遣するなどして現地の実態を的確に把握し、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて所管に係る災害情報を収集するとともに、所管する関係機関との連絡・調整を行う。

調査に係る分掌については、「第1編 第3章 第2節 災害時の応急活動体制」の別表1「八雲町災害対策本部業務分担表」及び別表2「地区本部業務分担表」のとおりである。

また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係する情報収集連絡員を通じて迅速に調査・収集する。

- (2) 情報収集連絡員は、地域内の住民と協力して情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。
- (3) 防災関係機関等及び防災上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力するものとする。

2 災害情報の処理

- (1) 各対策部長は、収集した情報（災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等）を部内で取りまとめ、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて対策本部に報告する。
- (2) 災害情報等の収集・伝達責任者は、各部からの情報を取りまとめ、対策本部長へ報告するとともに、対策本部長からの応急対策措置等の指示を各対策部長に伝達する。

第4 災害情報等の伝達・報告

町は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災害情報等の伝達・報告を行う。

1 災害等の内容及び通報の時期

(1) 防災関係機関への通報

災害対策本部を設置したときは、その状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。

また、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部への連絡要員の派遣を要請する。

(2) 道（渡島総合振興局）への通報

発災後の情報等について、次により渡島総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。特に人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料の添付に努める。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 国（消防庁経由）及び道への通報

ア 119番通報が殺到したときには、その状況等を国（消防庁経由）及び道に報告する。

イ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国（消防庁経由）及び道への迅速な当該情報の報告に努める。

2 被害状況報告

災害が発生したときは、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき道に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとし、通信の途絶等により道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

【資料編】資料5-1 災害情報等報告取扱要領

■被害状況等の報告先【北海道・渡島総合振興局】

回線	区分	北海道 危機対策課	渡島総合振興局 地域政策課
N T T回線		011-204-5008	0138-47-9430
		011-231-4314 (F A X)	0138-47-9203 (F A X)
北海道総合行政情報ネットワーク (衛星専用電話機 (F A X) を使用)		6-210-22-729	6-250-2191

■被害状況等の報告先【消防庁】

回線		区分		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日	消防庁災害対策本部設置時
		消防庁応急対策室		消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)		情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527		03-5253-7777		03-5253-7510
	F A X	03-5253-7537		03-5253-7553		03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-43423		*-048-500-90-49102		*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49033		*-048-500-90-49036		*-048-500-90-49036

(注)「*」は各団体の交換機の特番(ただし、町においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

第5 情報の分析整理

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3節 災害通信計画

第1 基本方針

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合、速やかに保有する通信施設の確認及び応急復旧を行うとともに、関係機関と連携の下、多様な通信手段を活用することにより、災害時における通信の確保を図るものとする。

なお、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

第2 通信手段の確保

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、速やかに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、原則、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。その場合において町は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

第3 電話及び電報の優先利用並びにその他の通信施設の利用等

町は、上記第2における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

（ア） 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ） あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ） 届け先、通信文等を申し出る。

3 専用通信施設及び各機関の無線施設による通信

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、下記の通信施設を利用するものとする。

■専用通信施設等

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の手続方法
八雲町役場	八雲地域防災行政無線	八雲町の八雲地域内	なし
	八雲町防災無線移動局		
八雲町役場熊石総合支所	くまいし防災行政無線	八雲町の熊石地域内	なし
八雲町消防本部	消防無線	八雲町行政区域内、消防全国共通波	口頭申請
渡島総合振興局	北海道防災行政無線	全道各市町村及び道庁並びに道出先機関相互	口頭申請
J R 八雲駅	J R 通信設備（有線）	全国 J R 機関相互	口頭申請
八雲警察署	警察電話（有線）	全国警察機関相互	口頭申請
	警察無線	八雲警察署 ↔ 長万部交番各駐在所 ↑↓ 函館方面本部 ↑↓ 北海道警察本部	
北海道電力(株)函館支店 八雲営業所	北海道電力専用有線	全道各事業所相互	口頭申請
	業務用無線（車載）	八雲町の八雲地域内	
北海道電力(株)函館支店 江差営業所	北海道電力専用有線	全道各事業所相互	口頭申請
	業務用無線（車載）	八雲町の熊石地域内	
函館開発建設部 八雲道路事務所	移動無線（車載）	長万部（静狩）～森町（赤井川）の範囲	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	
函館開発建設部 江差道路事務所	移動無線（車載）	八雲町（熊石関内）～知内町（中川）の範囲	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	

【資料編】資料 1－3 八雲町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例
資料 1－4 八雲町熊石地区防災行政用無線局運用管理規程

4 他の機関の通信設備による通信

(1) 災害応急措置の実施に際し、特に必要があるときは、基本法その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用して、通信の確保に努める。

- ア 町内のタクシー業務無線
- イ 八雲町漁業協同組合・落部漁業協同組合及びひやま漁業協同組合の漁業無線局
- ウ 町内のアマチュア無線クラブ

(2) 次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

- ア 利用又は使用しようとする通信施設
- イ 利用又は使用しようとする理由
- ウ 通信の内容
- エ 発信者及び受信者
- オ 利用及び使用を希望する時間
- カ その他必要な事項

第4 通信途絶時等における措置等

町は、上記に掲げる通信系統をもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、車両・船艇、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。また、必要に応じ、次のとおり北海道総合通信局による臨機の措置を要請する。

1 北海道総合通信局の対応

- (1) 町の要請に基づく移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、町等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ局）用機器の貸出し
- (2) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

2 町の対応

町が移動通信機器の借り受けを希望する場合は、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

- (1) 移動通信機器の借り受けを希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 借受希望機種及び台数
 - ウ 使用場所
 - エ 引渡場所及び返納場所
 - オ 借受希望日及び期間
- (2) 移動電源車の借り受けを希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 台数
 - ウ 使用目的及び必要とする理由
 - エ 使用場所
 - オ 借受期間
 - カ 引渡場所
- (3) 臨時災害放送局用機器の借り受けを希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 希望エリア
 - ウ 使用目的
 - エ 希望する使用開始日時
 - オ 引渡場所及び返納場所
 - カ 借受希望日及び期間
- (4) 臨機の措置による手続を希望する場合
 - ア 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - イ 上記アに係る申請の内容

3 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

第1 基本方針

町は、災害時において、住民等に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

1 広報資料の収集及び作成

総務対策部広報班及び地域振興対策部庶務班は、災害情報等を取りまとめる総務班及び消防機関等と緊密な連絡をとり、広報資料の収集及び作成に当たるものとする。

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 広報責任者及び広報対象

災害対策本部における広報責任者及び広報対象とその伝達方法は、次の表に定めるとおりである。

■ 広報責任者及び広報対象

広報責任者	広報対象	伝達方法
対策副本部長（副町長）	報道機関	口頭又は文書
総務対策部長（総務課長）	一般住民及び被災者	下記(2)アによる
	対策本部職員 地区本部職員	庁内放送、庁内LAN
地域振興対策部長（地域振興課長）	防災関係機関及び公共的団体並びに関係施設等	電話・FAX、無線又は伝達員

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 広報手段

町は、住民及び被災者に対して災害時の状況を見極めながら、様々な方法を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

このほか、必要に応じて報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

(7) 広報車の利用（消防機関を含む。）

(イ) 報道機関への情報提供

(ウ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用

- (エ) 町ホームページの利用
- (オ) 緊急速報メールの利用
- (カ) 電話、文書等による地区責任者への連絡
- (キ) SNS
- (ク) その他活用可能な広報媒体

イ 広報事項

防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(ア) 災害発生前の広報

気象情報等に基づき予想される災害の規模及び動向等を検討し、これに対処する被害の防止に必要な注意事項を取りまとめ、広報を行う。

(イ) 災害発生後の広報

災害発生時の混乱を防止するため、次の事項を主体に迅速に実施するものとする。

- ・パニック防止の呼びかけ
- ・避難の指示（避難場所の位置、経路等）
- ・出火防止の呼びかけ
- ・人命救助の協力呼びかけ
- ・被害状況の概況（建物破壊、火災発生、道路不通状況等）
- ・応急措置の状況（道路、橋梁、河川、住家等の復旧状況）
- ・その他必要事項

(ロ) 災害の状況が静穏化した時点での広報

災害の推移を見つめながら、次の事項を主体に広報活動を行うものとする。

- ・被害情報及び応急対策情報
- ・生活関連情報（電気・水道、食料、生活必需品の供給状況）
- ・通信施設の復旧状況
- ・道路交通の状況
- ・医療機関の活動状況
- ・その他必要事項

3 庁内連絡

災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内LAN等を利用して職員に周知するとともに、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

4 各関係機関に対する周知

関係機関との連携を図るため、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

■安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の同居の親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負傷又は疾病の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4 広聴活動（災害相談窓口の開設）

町民対策部町民班及び地域振興対策部庶務班は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設して問い合わせに対応する体制を整え、被災者及びその家族、住民等からの意見、要望、相談等を広聴し、災害対策への反映に努める。

第5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて道において各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしており、町はこれに協力する。

第6 災害時の氏名等の公表

道は、住民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応する。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

町は、災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

第2 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を行う。

特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

なお、避難指示等を発令するに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退きの指示

イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

- (2) 町長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは速やかにその旨を、渡島総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。)

2 水防管理者（水防法第29条）

- (1) 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立ち退くべきことを指示する。
- (2) 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告するとともに、八雲警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員

（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

- (1) 知事（渡島総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水、高潮若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすること

ができる。

また、知事（渡島総合振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、上記1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（渡島総合振興局）、北海道警察、第一管区海上保安本部及び自衛隊は、避難の措置を行った場合には、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

このため、町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

3 協力及び援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第4 避難指示等の周知

町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」等を踏まえつつ設定する、避難情報発令の判断基準に基づき、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

また、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、あらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

【資料編】資料6-3 避難情報発令の判断基準

■警戒レベルと住民がとるべき行動等

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

1 伝達事項

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 指定緊急避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項
 - ア 携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）。
 - イ 避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。
 - ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
（注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じて最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとし、場合によっては2つ以上の方法を併用する。

- (1) 信号による伝達

信号による伝達は、「第2編 第3章 第6節 水防活動計画」で定める水防信号（サイレン）によるものとする。
- (2) 広報車による伝達

町広報車（総務対策部広報班）、消防自動車（消防職（団）員）、警察関係車等により、関係地区を巡回して伝達する。
- (3) 消防団員による伝達

消防組織をもって各地区消防団に連絡し、分団員をもって個別に伝達する。
- (4) 地区責任者による伝達

電話等により地区責任者に連絡し、町内会組織等を利用して地区責任者が個別に伝達する。
この場合、各町内会においては、独自の伝達系統をあらかじめ定めておくこととする。
- (5) 通信施設による伝達

防災行政無線等を利用し、町全域に対し広域的に周知する。
- (6) 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、災害情報共有システム（Lアラート）に避難指示等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メールで伝達する。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員・消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童生徒、施設利

用者等を安全に避難誘導する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町職員、消防職員・消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、自力での避難が不可能な場合、町は、運送事業者等と連携し、町において確保した車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。

第6 避難路及び指定緊急避難場所の安全確保

町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、住民等の避難に当たって、避難路及び避難場所の安全確保のために支障となるものを排除する。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第7 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

【資料編】資料6-1 避難施設

第8 指定避難所の開設等

1 被災者の受入れ及び生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

なお、町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。

2 避難所の開設

町は、災害時に必要に応じてあらかじめ定めた指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、次の事項に留意の上、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設する。

- (1) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めること。特に要配慮者に配慮して、被災地以外

の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めること。

- (2) 必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促すこと。
- (3) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認すること。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討すること。
- (5) 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討すること。
- (8) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告すること。

3 避難所責任者の派遣

- (1) 町は、避難所を開設したときは、直ちに避難所責任者を配置し、管理に当たらせる。避難所責任者は、避難所に選定された施設を管理する者を原則とするが、未定の場合には対策本部長が職員の中から選任した者を派遣し、駐在させ、その者を避難所の責任者とする。
- (2) 避難所責任者は、災害対策本部との連絡、避難者の受入れ等に当たる。

【資料編】資料6-1 避難施設

第9 避難所の運営管理等

1 避難所の運営

避難所の運営は、次の事項に留意の上、関係機関の協力の下で町が適切に行うものとする。

この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

- (1) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援すること。
- (2) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めること。
- (3) 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めること。この際、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めること。
- (4) 避難所における食事や物資の配付など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めること。

- (5) 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めること。
- (6) 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めることとし、その際、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずること。
- (7) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。
- (8) 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めるとともに、必要な措置を講じるよう努めること。
- (9) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることとし、必要に応じ、道に対して避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言・支援を要請すること。また、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保するほか、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
- (10) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めること。
- (11) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。
- (12) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めること。
- (13) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すこととし、特に要配慮者等へは、良好な生活環境の確保に努めること。
- (14) 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めること。
- (15) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うこと。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めること。
- (16) 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合に

は、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めること。

- (17) 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めること。
- (18) 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めること。
- (19) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当課と保健福祉担当課が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じること。

2 道（渡島総合振興局）に対する報告

町は、避難所を開設したときは、避難所責任者からの情報に基づき、次の事項を記録して知事（渡島総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 受入状況、受入人員
- (4) 炊き出し等の状況

第10 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

1 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うものとする。

また、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

2 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から指定緊急避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第11 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対して当該他の都府県との協議を求める。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行う。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、上記(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。

4 広域避難者の受入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ渡島総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長又は知事から、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れを決定したときは、直ちに避難所の管理者等、被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。
- なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。
- (4) 町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長から道内広域一時滞在必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。
- また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。
- なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）との被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、町長から道外広域一時滞在必要があったときは、協議先知事と協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。また、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- なお、道外広域一時滞在必要がある場合は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (4) 町長は、道外広域一時滞在必要がなくなったと認めるときは速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (5) 知事は、町長から道外広域一時滞在必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在必要があると認めるときは、町長から要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在有の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎを行う。

第6節 水防活動計画

第1 基本方針

本計画は、水防法（以下、本項において「法」という。）第33条第1項の規定に基づく「水防計画」として位置づけ、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全の保持を図るものとする。

第2 水防の責務等

1 水防の責務

水防関係機関及び一般住民等の水防上の責務は、次のとおりである。

水防管理者 (八雲町)	(1) 水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。
渡島総合振興局	(1) 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。 (2) 函館地方気象台が気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。
函館建設管理部	(1) 洪水等による危険が切迫した場合、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。 (2) 道の所管する雨量水位観測において、観測した雨量又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。
地域住民等	(1) 水防管理者（町長）又は消防機関の長（消防長）は、水防法第24条の規定に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該管理区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

2 水防活動における留意事項

水防活動従事者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

なお、津波については、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられ、遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来するが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来するため、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。このため、あくまでも水防活動従事者自身が安全に退避するために必要な時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第3 水防組織

1 水防管理団体（町）

(1) 水防組織

町の水防に関する組織及び水防に関する事務は、「第1編 第3章 第2節 災害時の応急活動

体制」に定めるところに準じて水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行うものとする。また、水防を担う消防機関の組織は、次のとおりである。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部がその事務を行うものとする。

■ 消防機関における水防組織

名 称		責任者	担当地区
八雲町消防本部（八雲消防署）		消防長	八雲町全域
熊石消防署		署 長	熊石地域全域
八雲消防団	団 本 部	団 長	八雲地域全域
	東 分 団	分団長	市 街 地
	西 分 団	〃	市 街 地
	第一分団	〃	市 街 地
	第二分団	〃	黒 岩
	第三分団	〃	山 越
	第四分団	〃	野 田 生
	第五分団	〃	山 崎
	第六分団	〃	落 部
	第七分団	〃	栄 浜
第八分団	〃	東 野	
熊石消防団	団 本 部	団 長	熊石地域全域
	第一分団	分団長	熊石雲石町～熊石見日町
	第二分団	〃	熊石関内町～熊石鳴神町
	第三分団	〃	熊石相沼町～熊石折戸町
	第四分団	〃	熊石泊川町～熊石館平町

(2) 水防分担区域

消防機関の水防分担区域（担当河川及び受持区域）は、次ページ（水防分担区域）のとおりとする。ただし、消防団長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 知事は、法第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織する。

ア 北海道知事

イ 当該河川の存する市町村の長

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

エ 当該河川の河川管理者

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

■水防分担区域

水防地区名		担当河川名	受持区域	
八雲地域	ポン奥津内川～花浦間の 全域	ポン奥津内川、熱田川、ハシノスベツ 川、鉛川、賀呂川、音名川、岡ノ山川、 鷺ノ巣川、八雲川、遊楽部川、砂蘭部 川、	八雲消 防署	東分団
				西分団
				第一分団
				第二分団
				第三分団
	黒岩	ルコツ川、シラリカ川		第二分団
	山越及び浜松の一部 (ポン奥津内川まで)	弥之助沢川、境川、酒屋川、奥津内川、 ポン奥津内川		第三分団
	野田生及び桜野	野田追川、柏木川 (沼尻川)		第四分団
	山崎	山崎川、宮前川、二股川、早瀬川		第五分団
落部、入沢、旭丘、上の湯 及び下の湯	落部川、下二股川	落部出 張所	第六分団	
			第七分団	
			第八分団	
栄浜	茂無部川			
東野及びわらび野	野田追川、赤井川			
熊石地域		熊石消 防署	第一分団	
			第二分団	
			分遣所	第三分団
				第四分団

3 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置づけるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

(2) 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。

ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力

- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及及び啓発
- カ 上記ア～オに掲げる業務に附帯する業務

(3) 消防機関等との連携

水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携の下、上記(2)に掲げる業務を行う。

第4 重要水防箇所、水防施設等

1 重要水防箇所

町は、道が指定する重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

【資料編】資料3-1 水防区域・重要水防箇所

2 水防倉庫及び水防資器材

(1) 水防倉庫の整備及び水防資器材の備蓄基準

町は、重要水防箇所に必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

水防倉庫は、1棟面積33㎡を目安とし、水防倉庫1棟33㎡当たりの水防資器材の備蓄基準は、おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者（町長）が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

■水防倉庫1棟33㎡当たりの水防資器材備蓄基準

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
掛 矢	10丁		照 明 灯	10組		土 の う	3,000枚	フルコン土のうを含む。
鋸	10丁		丸 太	100本	1.2m			
斧	10丁		〃	50本	2m	ロ ー プ	37.5kg	
スコップ	50丁		〃	50本	1.6m～	シ ー ト	100枚	
蛸 槌	5丁				9.9m	鉄 線	80kg	
鎌	20丁		し の	6丁		ペ ン チ	5丁	
ツルハシ	10丁		竹 釘	12本				

(2) 水防資器材の調査等

町は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

八雲町水防倉庫の位置及びその在庫状況並びに各消防施設における整備状況は、資料編に示すとおりである。

【資料編】資料4-5 水防倉庫・各消防施設における水防資器材の状況

(3) 水防用土砂の採取、堆積

水防管理者（町長）は、有事に備え土砂採取場を調査し、必要な土砂を堆積して水防活動に必要な土砂を確保しておくものとする。

3 輸送の確保

町は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講ずる。

第5 水防管理者等の情報収集

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報の収集・伝達

(1) 水防活動の利用に適合する予報及び警報の収集・伝達

水防管理者（町長）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは洪水予報、水防警報等の有無にかかわらず、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

収集・伝達については、「第2編 第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

(2) 通信連絡

水防に関する通信連絡体制は、次のとおりである。

■水防に関する通信連絡体制

機関名	連絡責任者 (代理人)	所在地	通信系統	
			第1系統	第2系統
八雲町役場	総務課長 (課長補佐)	住初町 138	N T T 一般電話 0137-62-2111	
熊石総合支所	地域振興課長 (課長補佐)	熊石根崎町 116	01398-2-3111	
八雲町消防本部	本部次長 (警防救急課長)	内浦町 191-1	〃 0137-63-2686	消防無線
八雲警察署	警察署長 (次長)	富士見町 112	〃 0137-64-2110	
渡島総合振興局	地域政策課長 (防災主査)	函館市美原 4 丁目 6-16	〃 0138-47-9425	北海道総合行政 情報ネットワーク
函館建設管理部 八雲出張所	所長 (維持管理係長)	立岩 84	〃 0137-63-3111	
江差出張所	(維持管理係長)		0139-52-6530	
函館開発建設部 八雲道路事務所	所長 (副所長)	東雲町 23	〃 0137-63-3153	
函館開発建設部 江差道路事務所	所長 (副所長)	江差町字泊町 172	〃 0139-52-0107	

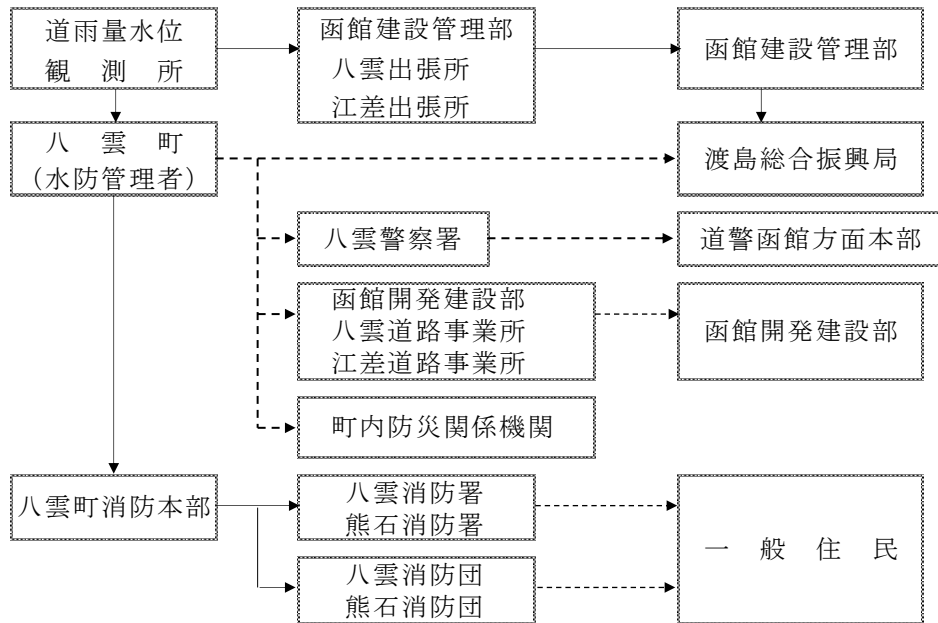
2 雨量・水位の把握

(1) 水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合、水防担当の対策部（建設課・地域振興課・消防署）は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや「市町村向け川の防災情報（国土交通省）」、一般向けの「川の防災情報（国土交通省）」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量等必要な情報の収集に努めるとともに、必要に応じて函館建設管理部八雲出張所及び江差出張所並びに地区責任者等と連絡をとり、雨量及び水位等の状況を把握し、総務課長又は地域振興課長に

報告するものとする。

- (2) 水防担当の対策部（建設課・地域振興課・消防署）は、函館建設管理部八雲出張所又は江差出張所から河川水位が警戒水位を突破する等の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務課長又は地域振興課長に報告するとともに、水防活動に必要な体制を整えるものとする。

■雨量・水位観測通報系統



【資料編】資料2-3 雨量及び水位観測所

3 潮位の観測等

水防担当の対策部（建設課・地域振興課・消防署）は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測する。観測事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 風向、風速（平均）の概要
- (2) 潮位と防潮堤防の上端の高さとの差
- (3) 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

第6 巡視及び警戒、水門等の操作

1 巡視及び警戒

- (1) 平常時

水防管理者（町長）、消防機関の長（以下、本節において「水防管理者等」という。）は、法第9条の規定により、随時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告する。

また、河川等の管理者及びこれに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告する。

なお、水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必

要と認める箇所を巡視を行う場合には、下記「第8 協力及び応援」に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立ち会いを求め、又は共同で行うことを求めることができる。

(2) 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、渡島総合振興局長及び河川等の管理者に連絡する。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

(1) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

(2) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

第7 水防活動

1 非常配備体制

(1) 町の非常配備体制

ア 町の非常配備の基準

町は、洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、「第1編 第3章 第3節 職員の配備体制」に定めるところに準じ、非常配備体制により水防業務を処理する。
なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防業務を処理する。

イ 非常配備を指示したときの措置

水防管理者（町長）は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、渡島総合振興局長に報告するものとする。

(2) 消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他

水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとし、その基準はおおむね次のとおりである。

■消防機関の非常配備の基準

配備区分	配備の時期	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態とする。
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2. 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要と認めるとき。	消防団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への要員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2. 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。 3. 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要と認めるとき。	消防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき。	

2 警戒区域の指定

町及び消防機関等は、「第2編 第3章 第7節 応急措置実施計画」の「第3 町等の実施する応急措置」に定めるところにより、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

3 水防作業

町は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、浸水域及び近接地域、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。

水防作業に従事する者は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防管理者（町長）は、平常時から水防活動従事者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

4 緊急通行

消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

なお、水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 避難のための立ち退き

災害による避難のための立ち退きの指示等は、「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」の定める

第8 協力及び応援

1 河川管理者の協力

河川管理者（知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 河川管理者の協力

ア 水防管理団体（町）に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリコプター巡視の画像等）の提供

イ 水防管理団体（町）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

ウ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知

エ 重要水防箇所の合同点検の実施

オ 水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

カ 水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者（北海道開発局長）の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械を含む。）の提供

キ 水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 河川管理者の援助

ア 水防管理者（町長）に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

イ 水防管理者（町長）に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

ウ 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

エ 水防管理団体（町等）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 下水道管理者の協力

下水道管理者（知事等）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防管理団体（町）に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供

(2) 水防管理団体（町）に対して、氾濫が想定される地点の事前提示

(3) 水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(5) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

3 水防管理団体相互間の応援及び相互協定

- (1) 水防のため緊急の必要がある場合、水防管理者（町長等）は、法第23条第1項の規定により、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができ、応援を求められた他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

なお、応援のため派遣された者は、法第23条第2項の規定により、水防について応援を求めた水防管理者（町長等）の所轄の下に行動する。

- (2) 水防管理者（町長等）は法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定を締結しておくものとする。

4 警察官の援助の要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認める場合、法第22条の規定により、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ八雲警察署長と協議しておくものとする。

5 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

6 事業所との連携

町は、町内の建設業者等へ水防協力団体としてあらかじめ協力を要請するなど、事業所との連携を図り、出水時の円滑な水防活動の実施に努める。

7 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

第9 水防信号、水防標識及び身分証票

1 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- ・第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- ・第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ・第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ・第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- ・地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

■水防信号

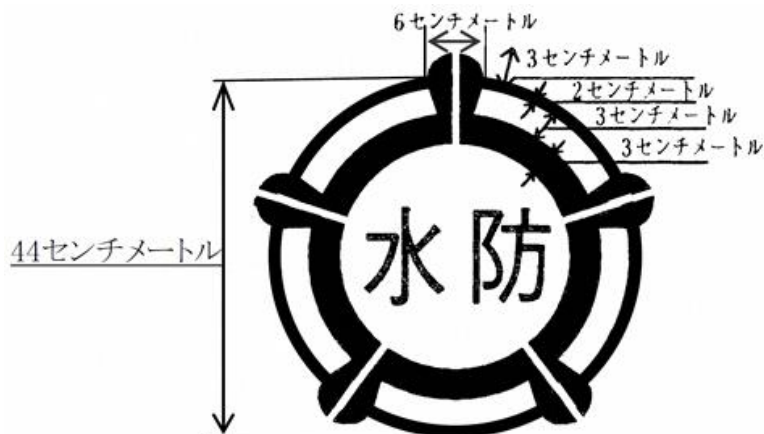
区分	方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号		○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第2信号		○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第3信号		○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第4信号		乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休止-○-

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

2 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

■水防標識



資料：北海道水防計画

3 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じて水防管理者（町長）が定める。

第10 費用負担と公用負担等

1 費用負担

(1) 費用負担

法第41条の規定により、町の水防に要する費用は、町が負担する。ただし、法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとし、当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

2 公用負担

(1) 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者（町長）から委任を受けた者は水防管理者（町長）より交付される「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

【資料編】資料4-6 公用負担権限委任証

(3) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は「公用負担命令票」を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

【資料編】資料4-7 公用負担命令票

(4) 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

3 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気に罹り、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、法第45条の規定により、政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第11 水防報告

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所

- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに渡島総合振興局長に報告するものとする。

【資料編】資料4－8 水防活動報告

第7節 応急措置実施計画

第1 基本方針

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、防災関係機関と連携の下、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

第2 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第3 町等の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、基本法第62条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（以下、本節において「町長等」という。）は、災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 町長等は、上記(1)の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第61条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- (3) 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (4) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (5) 町長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。

■町長等以外の者による警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第 73 条
消防吏員 又は 消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条 ・ 第 36 条
消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官又は 海上保安官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第 63 条 地方自治法第 153 条 消防法第 28 条 ・ 第 36 条 水防法第 21 条
災害派遣を 命ぜられた 部隊等の 自衛官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第 63 条

2 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長等は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長等は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 応急措置を実施するための従事命令の実施（基本法第65条第1項等）

- (1) 町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第65条第1項）。
- (2) 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする（水防法第24条）。
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる（消防法第29条第5項）。
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる（消防法第35条の10）。

5 従事命令の措置等

基本法第71条第2項の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおりその損失補償等を行う。

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。
- (3) 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病に罹り、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第4 町の実施する応急措置の代行

1 道（基本法第73条）

知事（渡島総合振興局長）は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

2 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

第5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は「本章 第34節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第8節 自衛隊派遣要請計画

第1 基本方針

町は、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続等を明らかにし、災害発生時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努めるものとする。

第2 災害派遣要請等

1 派遣要請権者

- (1) 知事（渡島総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 要請手続

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めたときは、基本法第68条の2の規定に基づき、次の事項を明らかにした文書をもって派遣要請権者に自衛隊の災害派遣を要求する。この場合において、必要に応じ、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は上記(1)の要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただしこの場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行う。

■派遣要請先（指定部隊等の長）

区分	指定部隊等の長	担当部課	担当地域
陸上自衛隊	北部方面総監部	防衛部運用室	北海道全域
第11旅団地区	第11旅団長	第3部防衛班	第11旅団地区全域
	第28普通科連隊長（函館駐屯地司令）	連隊第3科	渡島総合振興局、 後志総合振興局、 檜山振興局管内

3 受入体制の確立

町長は、知事（渡島総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- (1) 宿泊所等の準備
派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置を講ずる。
- (2) 連絡職員の指名
現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。
- (3) 作業計画の準備
応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

4 自衛隊との連携強化

- (1) 連絡体制の確立
町は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。
- (2) 連絡調整
町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

5 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

6 撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

第3 派遣活動等

1 支援活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動

- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

2 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第9節 広域応援・受援計画

第1 基本方針

大規模災害時に、町単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、町は、防災関係機関等との相互協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図るものとする。

第2 相互応援協力等

1 応援協定による応援要請

町長は、大規模災害時に町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

【資料編】資料8-1 災害時における協定締結一覧

2 基本法による応援要請

(1) 他の市町村長等に対する応援要請（基本法第67条）

町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(2) 知事に対する応援要請（基本法第68条）

町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（渡島総合振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（渡島総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(3) 知事の指示等（基本法第72条）

知事（渡島総合振興局長）は、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 他市町村長に対する応援活動

町長は、知事（渡島総合振興局長）又は他の市町村長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下で行動する。

第3 指定地方行政機関等の応援又は職員派遣要請等

1 協定による応援要請

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（協定締結先：北海道開発局）」等に基づき、応援又は応急措置の実施を要請する。

【資料編】資料8-1 災害時における協定締結一覧

2 基本法による要請

町長等（町の委員会又は委員を含む。以下、本節において同様とする。）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第 30 条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

(1) 要請手続等

ア 職員の派遣要請

町長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、指定地方行政機関の長等に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣についての必要な事項

イ 職員の派遣の斡旋要請

町長等は、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

(2) 派遣職員の身分取扱い

ア 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有する。したがって、双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

イ 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

ウ 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

エ 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。

オ 派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

第4 受入体制の確保

大規模自然災害時において、町は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や道の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

第5 消防機関

消防長は、大規模災害に対応するため、次のとおり広域応援・受援体制の確立を図る。

- 1 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

【資料編】資料8-1 災害時における協定締結一覧

第10節 ヘリコプター等活用計画

第1 基本方針

町は、救急救助活動や災害応急対策活動等において、ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合、ヘリコプターの運航を要請し、広域かつ機動的な応急対策活動の実施を図るものとする。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプターの運航要請等

1 緊急運航の要請手続

町長は、災害時において必要と認める場合、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等に基づき、知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

町長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、FAXにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

また、災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

2 救急患者の緊急搬送手続

- (1) 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後渡島総合振興局にその旨を連絡する。

- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。
- (3) 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

3 海上災害の場合の要請

第一管区海上保安本部函館航空基地（函館市赤坂町 65-1 TEL 0138-58-3515）に対し、応援を要請する。

第4 受入体制等の確保

町は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、必要に応じて救急車等の手配を行う。

2 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

【資料編】資料6-5 ヘリコプター離着陸可能地点

第11節 救助救出計画

第1 基本方針

町をはじめとする救助救出機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携の下で迅速な救助救出活動を実施する。

また、地域住民や自主防災組織等は、可能な限り救助救出活動に協力し、被災者の保護に努めるものとする。

第2 実施責任

1 八雲町（消防機関）

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道（渡島総合振興局）等に応援を求める。

2 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

4 北海道

市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第3 救助救出活動

1 救出対象者

町は、災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出する。

2 被災地域における救助救出活動

町は、自らの安全確保を図りつつ、警察と緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、救出班を編成し、被災者の救助救出活動を実施する。特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人的・物的資源を優先的に配分する。

【資料編】資料7-1 救助救出に必要な機械器具等の状況

3 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

4 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

5 救出状況の記録

町は、被災者を救出した場合は、その状況を記録するものとする。

6 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は「第1編 第3章 第2節 災害時の応急活動体制」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携の下、災害対策現地合同本部を設置する。

第12節 医療救護計画

第1 基本方針

町は、災害時において住民の生命を守ることを第一に、次の方針に基づき、関係機関と緊密に連携して医療救護活動を実施する。

■医療救護活動における基本的な方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、医療救護班が実施することを原則とする。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 医療救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (4) 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
 - (5) 助産救護
 - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール〔災害派遣医療チーム（DMAT）のみ〕
 - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援〔災害派遣医療チーム（DMAT）のみ〕
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 実施責任

1 八雲町

- (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら医療救護班を編成し、又は医師会、道その他の関係機関に協力を要請し、医療救護活動に当たる。
- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 北海道

- (1) 災害時に町等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合

調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

- (2) 救助法を適用した場合、又は市町村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めるときは、適時適切な場所に救護所を設置する。また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する医療救護班を派遣する。
- (5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、また、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるように努める。
- (6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（心のケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによる心の健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出し等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

関係協力機関は、道の要請等に基づき、医療救護班の派遣等により医療救護活動を行う。

第3 医療救護活動の実施

町は、医療及び助産等の救護を要する者の調査・把握を正確かつ迅速に行い、直ちに救護に関し、医師又は助産師等による医療救護班の派遣、救護所の開設、患者の救急輸送収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 救護所の設置

応急医療、助産等を行うため、当該地域において安全が確保されている公共施設等を救護所に指定し、必要な配備を行う、この場合、関係住民への周知は迅速かつ的確に実施するものとする。

3 医療救護班の編成

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら医療救護班を編成する。

医療救護班の編成は、医療対策部医療救護班及び病院対策部医療救護班、保健福祉対策部及び住民対策部の保健福祉班がその都度決めるものとするが、おおむね1班につき医師1名、看護師3名、補助員2名の編成とする。

(1) 医療救護班を編成する機関

- ア 八雲総合病院
- イ 熊石国民健康保険病院
- ウ 町内の医院
- エ 日本赤十字病院
- オ 道立病院

※エ及びオは、町が独自で救護することが困難であると判断したとき、町長が知事に対し出動の要請をした場合に編成される。

(2) 医療救護班の業務

救護所において応急処置、助産や後方医療施設への転送の要否判定・優先順位の決定等を行うものとする。

- ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）を実施し、判定結果をトリアージカードにより明示
- イ 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- ウ 後方医療機関への転送の要否判定及び順位づけ
- エ 転送困難な患者及び救護所等における軽易な患者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死亡の確認
- キ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への報告

4 応援の要請

町は、災害の規模に応じて渡島医師会、道その他の関係機関に医療救護班の派遣協力等を要請する。

5 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

6 医療救護活動実施の記録

町は、医療救護活動を実施したときは、その状況を記録するものとする。

第4 輸送体制の確保

1 医療救護班等

医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により輸送を行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は他の医療救護班が確保した車両により搬送するものとし、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第5 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第6 保健衛生機能の強化

町は、災害時の保健衛生機能として、町総合保健福祉施設シルバープラザを拠点として、被災者が必要としている地域保健関係の情報や救護活動を効果的に行うために必要な被災状況の収集に努める。

また、救護所及び避難所における被災者の生活支援と健康管理を確保するための心身両面の保健指導活動、被災者に適正な衛生状態を確保するための衛生指導活動、メンタルケア活動などを行う。

特に、メンタルケア対策については、保健福祉対策部及び住民対策部の保健福祉班が中心となって避難所での相談などを行い心的ストレス障がいの発生を予防する。

第7 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関し、医療法（昭和23年法律第205号）の規定の適用除外措置があることに留意する。

【資料編】資料7-2 医療機関

第13節 防疫計画

第1 基本方針

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

第2 実施責任

1 八雲町

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 八雲保健所の指導の下、指定避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第3 防疫の実施組織

町（環境水道対策部及び住民対策部）及び道は、災害防疫実施のため、次のとおり各種作業実施体制を確立する。

1 防疫班の編成

- (1) ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

2 検水班の編成

災害のため水質汚染の可能性が考えられる場合は、検水班を編成し、採取した水は八雲保健所に検査依頼し、水質検査を行うこととする。

3 検病調査班の編成

検病調査班は、八雲保健所長が「北海道地域防災計画」の定めるところにより、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成する。

4 協力団体

町内会の衛生組織等で、町及び道が実施する防疫活動に協力すべき団体及びその任務は、次のとおりとする。

- (1) 組織
 - ア 八雲衛生協会
 - イ 落部衛生協会
 - ウ その他各町内会の衛生担当部
- (2) 任務
 - ア 汚染地域の調査及び報告

イ 防疫班の補助者としての従事

■防疫班、検水班の編成

編成班	班長	班員	防疫に必要な資器材
防疫班	環境水道対策部 衛生班長	衛生班員、医療救護班員のうち 衛生検査技師1名、 上記4(1)の組織員2名	動力噴霧器、背負式噴霧機クレ ゾール、生石灰（酸化カルシウ ム）
検水班	住民対策部 環境生活班長	環境生活班2名	

2 防疫用器材の調達

防疫を行うに当たり、町が所有する消毒機等の防疫用器材が不足した場合は、八雲保健所又は近隣市町村等に対し、応援を要請する。

【資料編】資料7-3 防疫用資器材

第4 感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

1 検病調査及び保健指導等への協力

道が設置する検病調査班が実施する検病調査、保健指導等に協力するとともに、防疫情報の提供に努める。

2 予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

3 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定によるものとする。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

4 消毒方法

感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

6 生活用水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活用水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルを目安とする。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導する。

第5 患者等に対する措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに八雲保健所に通知するとともに、知事が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

第6 指定避難所等の防疫指導

町は、指定避難所等の施設について、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

八雲保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとし、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導を徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導を徹底させる。

第7 家畜防疫

町は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき渡島家畜保健衛生所長が家畜防疫上必要があると認めたとときに実施する、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等に協力する。

第14節 災害警備計画

第1 基本方針

町は、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力を行い、公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

第2 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じ、別に定めるところにより災害警備本部等を設置する。

2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

第3 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第15節 交通応急対策計画

第1 基本方針

町は、災害時における道路交通等の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、必要に応じて交通規制、緊急通行車両等の確認申請等を実施するとともに、速やかに放置車両対策を講じ、交通並びに輸送車両の確保に努めるものとする。

第2 実施責任

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

1 八雲町（消防機関）

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。また、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。さらに、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（八雲警察署）

- (1) 災害時において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 第一管区海上保安本部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

4 東京航空局道内各空港事務所、空港運営権者

- (1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。
- (2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

5 北海道開発局

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

6 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

7 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

8 自衛隊

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいない場合、必要な措置を講じ、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止、現場の被災工作物等の除去等を実施する。

9 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、道が締結している「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第3 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（八雲警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（八雲警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものと

する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

町は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び北海道公安委員会（八雲警察署）と連携の下、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

■交通規制の実施者

実施者	範 囲	根 拠 法 令
道 路 管 理 者	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険である場合 道路工事のため、やむを得ないと認められる場合	道 路 法 第 46 条
公 安 委 員 会	災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第 5 条
警 察 官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	道路交通法 第 6 条

第4 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第3 緊急輸送のための交通規制

北海道公安委員会は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続等

(1) 確認手続

知事（渡島総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

ア 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（渡島総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前の届け出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害時に優先すべきものに使用される車両については、北海道公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行が認められる。

(1) 確認手続

北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

ア 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前の届け出がなされた場合には、これを受理する。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及等

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前の届け出に関する手続について、民間事業者等に対して制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

第4 緊急輸送道路等の確保

災害時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

本町における緊急輸送道路は、資料編で示すとおりであり、町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、緊急輸送道路の交通の確保に努める。

【資料編】資料6-6 緊急輸送道路

第16節 輸送計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、必要な措置を講じ、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ的確に行う。

なお、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第2 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

第3 緊急輸送の対象及び担当対策部

災害時に町が実施する緊急輸送の対象範囲と担当対策部は、次のとおりである。

- 1 避難住民の輸送は、消防対策部（熊石消防対策部を含む。以下同様とする。）と建設対策部並びに地域振興対策部が協力して行う。
- 2 医療及び助産のための輸送は、医療対策部の協力を得て消防対策部が行う。
- 3 被災者救出のための輸送は、消防対策部と建設対策部並びに地域振興対策部が協力して行う。
- 4 飲料水の輸送は、環境水道対策部及び地域振興対策部が行う。
- 5 救助、救援物資の輸送は、町民対策部と建設対策部並びに地域振興対策部が協力して行う。
- 6 遺体の捜索及び処理のための輸送は、消防対策部が行う。
- 7 応急資器材の輸送は、建設対策部及び地域振興対策部が行う。

第4 災害時輸送の実施

1 輸送の方法

町は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるもののうち、最も適切な方法により災害時輸送を実施する。

(1) 車両等による輸送

災害時において車両による輸送のための交通路が確保されている場合、緊急輸送は第一次的には車両により行う。

ア 配車の方法

各対策部長は、災害時において車両を必要とするときは建設対策部長及び地域振興対策部長に配車の要請を行い、要請を受けた建設対策部長及び地域振興対策部長は、あらかじめ作成した「一般車両及び土木建設用機械等の運用計画」に基づき、又は対策本部長の指示により、災害の状況等を勘案して適切なる配車を行うこととする。

イ 車両の状況

町が所有する車両は、資料編で示すとおりである。

被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合、又は他機関の所有する輸

送施設等を活用した方が効率的である場合は、防災関係機関への応援要請、又は協定による民間車両の借上げ等により車両の確保を図る。

ウ 緊急輸送車両の申請

災害時において公安委員会等が車両の通行を禁止又は制限した場合は、「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところにより、緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請する。

【資料編】資料6-7 町有車両の現況

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行う。

(3) 船舶輸送

漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、第一管区海上保安本部等の協力を得て輸送を行う。

(4) 空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」及び「第2編 第3章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。

2 実施状況の記録

町は、緊急輸送を実施した場合は、その状況を記録するものとする。

第5 輸送費用の支払い

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第17節 食料供給計画

第1 基本方針

災害発生時において、町は、関係機関と連携の下、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに、迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

なお、食料の調達・供給に当たっては、要配慮者や乳幼児等のニーズに配慮する。

第2 実施責任

1 八雲町

町民対策部及び住民対策部が中心となり、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給対策を実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて行う。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について渡島総合振興局を通じて道に要請する。

2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第3 食料の供給

1 食料の応急供給基準

災害時において、町長が認める応急供給は次に掲げる場合である。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対する給食を行う必要がある場合

2 需要の把握

町は、被災者及び災害応急活動従事者に対する食料の需要を把握し、食料等の調達計画を作成するとともに、必要な量の食料の調達を行う。この際、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

3 食料の確保

町は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

(1) 備蓄食料の活用

ア 個人の備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であることから、住民等に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図り、災害時にはこれを活用する。

イ 町の備蓄

災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、応急時においてこれを供給する。

(2) 主要食料の調達

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、町内の主要食料取扱業者及び協定締結業者から調達するものとするが、必要量が確保できないときは、渡島総合振興局長を経由し、知事に対して支援を要請する。

また、必要に応じて渡島総合振興局長を経由し、知事に対して農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続がとれない場合は、直接農産局長に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）」の規定に基づき、農産局長と道が売買契約を締結し、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

(3) 副食及び調味料の調達

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として町が直接、町内業者及び協定締結業者から調達するものとするが、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、渡島総合振興局長を経由して知事に対して支援を要請する。

4 食料の供給

被災者に対する食料の供給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮しつつ、地区責任者、住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

(1) 応急食品

献立は栄養価を考慮するが、被災状況より食器等が確保されるまでは、握り飯と漬物及び缶詰等を配給するものとする。

(2) 弁当、握り飯等の購入

必要に応じ町内業者等より購入するものとする。

(3) 応援要請

食品の給与、物資の確保ができないときは、知事及び隣接町村長に応援を要請することとする。その事務は総務対策部の指示に従い、町民対策部及び住民対策部が当たる。

5 食料供給時の留意事項

町は、次の事項に留意の上で行うものとする。

(1) 食料の供給に当たっては、食品の衛生の確保に万全を期する。

(2) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

(3) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの指定避難所等において供給する。

6 費用及び期間

救助法の定めに従って行う。

7 供給状況の記録

町は、炊き出しその他による食料の供給を実施した場合は、その状況を記録するものとする。

第4 炊き出し計画

1 炊き出しの対象者

炊き出しの対象者は、おおむね次に掲げる者で町長が必要と認めた場合に行う。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 旅行滞在者であって、滞在している施設が被災し食料を得る手段のない者
- (4) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき。

2 現場責任者の配置

炊き出しを実施する場合は、町民対策部及び住民対策部の職員の中から町民対策部長又は住民対策部長が選任した者を派遣し、駐在させ、その者を炊き出し現場の責任者とする。

3 炊き出しの場所

炊き出し施設は、第1次的には資料編で示す指定避難所に備え付けの施設を使用するものとする。ただし、対象者の状況により当該施設のみで実施することが困難であると予想される場合は、現場責任者は町民対策部長又は住民対策部長に、同者は対策本部長に指示を仰ぎ、適時その他の施設を使用するものとする。

4 協力団体

炊き出しを行う場合は団体等に協力を求めるものとし、その協力団体はおおむね次のとおりとする。

- (1) 女性部
- (2) 青年部

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は「第2編 第3章 第16節 輸送計画」及び「第2編 第3章 第33節 労務供給計画」に定めるところにより措置する。

第18節 給水計画

第1 基本方針

町は、給水施設が被災し、又は飲料水が汚染して通常の供給が不可能となった場合、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図る。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第2 実施責任

1 八雲町

環境水道対策部及び地域振興対策部が中心となって給水活動を円滑かつ迅速に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、応急給水を実施する。ただし、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて行う。

2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第3 給水の実施

町は、災害時における応急給水を次のとおり実施する。

1 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者とする。

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、おおむね3リットルとする。

3 飲料水及び給水資機材の確保等

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川の水等）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水に当たるものとする。

4 給水の方法

(1) 輸送による給水

八雲消防署及び熊石消防署に各1台ずつ配備された消防水槽車を使用して、被災者に給水する。

※ 消防水槽車 1台×10,000リットル＝10,000リットル

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行

う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

【資料編】資料7-4 給水施設の現況

5 応急給水時の広報

被災地区住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、供給拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないように最大限の広報活動を行うものとする。

6 応援の要請

町は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道は、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

8 給水の記録

町は、給水を実施した場合は、その状況を記録するものとする。

第19節 衣料、生活必需物資供給計画

第1 基本方針

災害発生時において、町は、関係機関と連携の下、被災者に供給する衣料、生活必需品その他の物資を調達するとともに、迅速かつ的確に供給する。この場合において、被災地の実情や男女のニーズの違いにも十分配慮するとともに、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるものとする。

第2 実施責任

1 八雲町

商工観光労政対策部及び産業対策部が中心となり、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の調達、供給対策を実施する。ただし、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について渡島総合振興局を通じて道に要請する。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき、斡旋及び調達を行うものとし、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町長からの要求を待つ猶予がないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し、輸送する。

また、災害時に迅速に調達できるよう、生活必需品その他の物資を取り扱う業者等と事前に連絡調整を行う。

なお、町長に物資を配分するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

さらに、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

3 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第3 物資の供給

町は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等物資を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等物資を給与又は貸与する。

なお、給与等に際しては、要配慮者へ優先的に配分するなどの配慮をする。

1 対象者

給与又は貸与する対象者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害により住家に被害を受けた者

- (2) 災害により被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 災害により被服、寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

2 供給品目等の基準

被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次の品目の範囲内において現物をもって供給する

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女ニーズの違いに配慮しながら行うものとする。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品（せっけん、チリ紙、歯ブラシ、練り歯磨きなど）
- (3) 炊事用具及び食器（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具など）
- (4) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス、木炭など）
- (5) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

4 物資の確保

被害状況及び世帯構成人員に応じて救援物資購入計画及び配分計画を直ちに樹立し、これにより町内業者等から購入する。

なお、町が独自で購入することが困難な場合には、町長は救援物資等の調達及び斡旋並びに収用を知事に要請することとする。

また、日本赤十字社北海道支部が被災者の救援用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。

5 物資の集積場所

調達した物資又は外来及び道からの救援物資については、被災の程度に応じ町有施設、学校等へ集積し、配分計画を立てて被災者に配分するものとする。

6 給与又は貸与の方法

(1) 数量及び期間

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品を災害発生の日からおおむね10日間とし、その状況により都度町長が定めるものとする。

(2) 地区別の取扱責任者の決定

給与及び貸与物品の取扱いを適正に行うため、地区ごとに取扱者及び取扱責任者を置くものとし、取扱者に民生委員・児童委員、女性団体、その責任者に地区責任者を充てる。

(3) 給与又は貸与

「給与及び貸与台帳」等により、調達物資の受払状況を明確にしておくとともに、給与又は貸与に当たっては、物資購入の際に作成する配分計画に基づき、地区別の取扱責任者等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

6 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

7 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、「給与及び貸与台帳」等によりその状況を記録するものとする。

第4 義援品の取扱い

町に送付された義援品の取扱いについては、町民対策部及び住民対策部が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分して処理するものとする。

第20節 石油類燃料供給計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保を図るとともに、被災者等に対する炊き出し等に必要な石油類燃料の供給又は斡旋を行う。

第2 実施責任

1 八雲町

町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

2 北海道

道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に応じて迅速に調達できるよう、北海道石油業協同組合連合会と連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

第3 石油類燃料の確保

町は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- 4 LPG（液化石油ガス）については、迅速に調達できるよう、北海道エルピーガス災害対策協議会と連絡調整を行う。

第21節 電力施設災害応急計画

第1 基本方針

災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため町は、北海道電力(株)が別に定める「防災業務計画」に基づいて実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

第2 応急対策

1 電源確保等

町は、庁舎の電源確保に努める。

また、通信機能の確保を図るとともに、各部において保有する情報システムのデータ保全に努める。

2 治安の維持等

町は、信号機の停止等に対処するため、必要に応じて八雲警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

3 災害広報

町は、北海道電力(株)と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第22節 上下水道施設対策計画

第1 基本方針

町は、災害時において上下水道施設等を災害から防御するとともに、被災した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道の確保を図るものとする。

また、必要な広報を実施し、住民の不安解消を図るものとする。

第2 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

第3 下水道

1 応急復旧

町は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

第1 基本方針

町は、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を講ずる。

第2 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

第3 応急土木復旧対策

1 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤及び漁港の埋塞
- (7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム等えん堤の流失及び決壊
- (10) ダム、貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- (13) 航路・泊地の埋没

2 応急対策及び応急復旧対策

町は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するため、所管する施設等の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

なお、町単独での実施が困難な場合は、関係機関に応援を要請する。

(1) 応急措置の準備

ア 所管施設について、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。

また、必要に応じて道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)で定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画の定めるところにより、必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう相互に協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

第1 基本方針

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町は、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して二次災害の軽減、防止に努めるものとする。

第2 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、次の取組を推進する。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第3 応急危険度判定の実施

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対して支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、道協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分で判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

■被災宅地の危険度判定結果の表示区分等

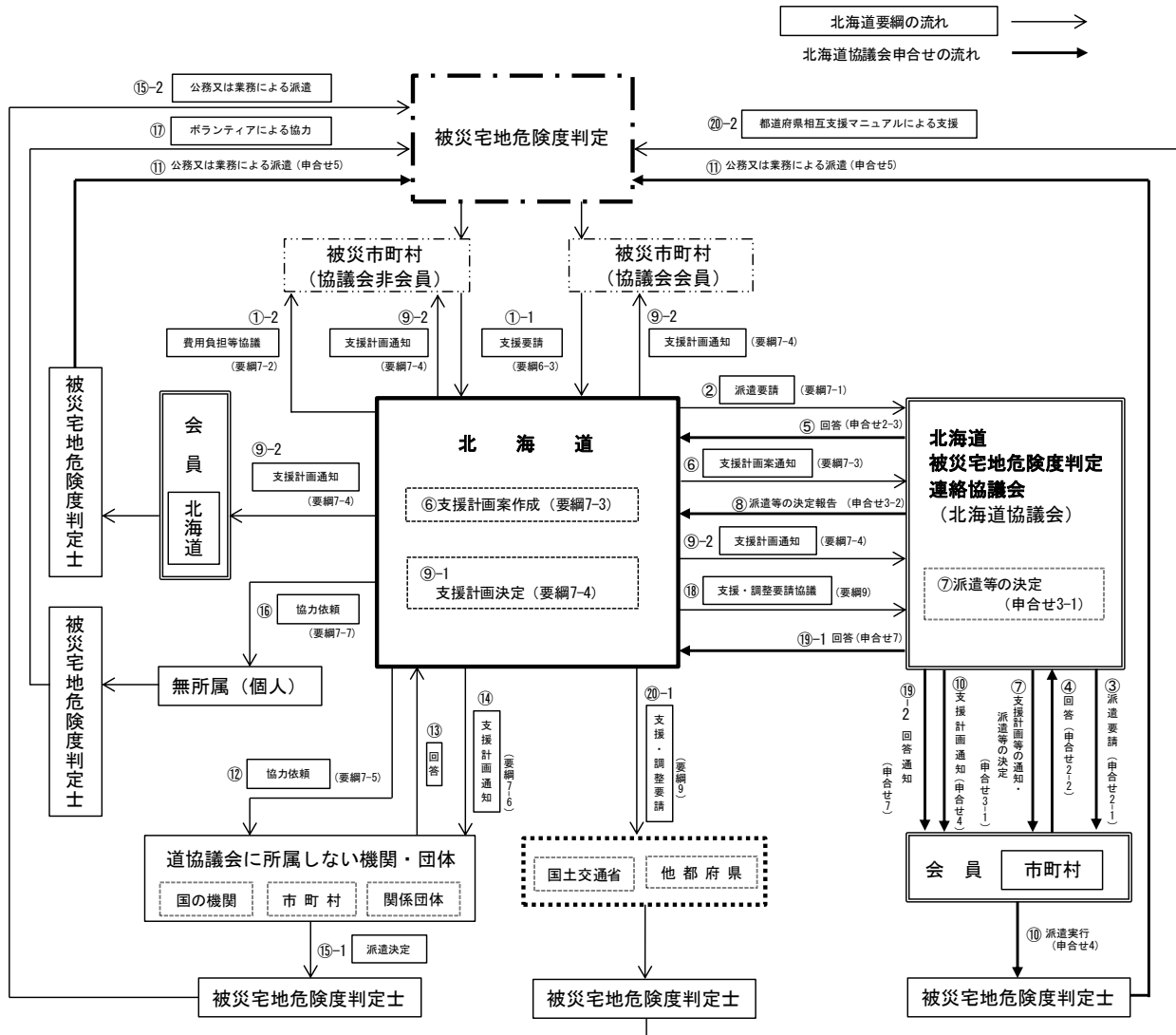
区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、実施マニュアルに基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

被災宅地危険度判定実施の流れ図



資料：北海道地域防災計画

第25節 住宅対策計画

第1 基本方針

町は、道と連携の下、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、避難所の設置等を行う。

なお、建設に当たっては、速やかに道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

第2 実施責任

1 八雲町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

また、救助法が適用された場合の避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。なお、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第3 実施の方法

1 避難所

町は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受け入れて保護するため、「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅の建設等

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、町が決定する。

(3) 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の設置は、原則として知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場

合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

町及び道は、応急仮設住宅の運営管理に当たって、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる項目の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居者の受入れを行う。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(1) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和16年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買い取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買い取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

7 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理の記録

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、その状況を記録するものとする。

第4 資材等の調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、知事に斡旋を依頼する。

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第26節 障害物除去計画

第1 基本方針

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るものとする。

第2 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して実施する。

なお、住居又はその周辺については、本町に救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第3 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第4 障害物の除去

1 実施方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

【資料編】資料7-5 土木用重機械の所在及び数量等

2 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。
- (2) 町は、集積場所として付近の遊休地を利用するが、次の点に配慮することとする。

ア 再び人命財産に被害を与えるおそれのない安全な場所であること。

イ 交通の障害にならない場所であること。

(3) 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

3 工作物等の保管

(1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。

(2) 保管した工作物等が滅失、破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

4 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

5 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、その状況を記録するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところによる。

第27節 文教対策計画

第1 基本方針

町は、災害発生時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策を講ずる。

また、文化財の保全等に努めるものとする。

第2 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備えた職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知・徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 八雲町（教育委員会）・北海道

応急教育対策及び文化財保全対策を講ずる。

なお、救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第3 応急教育対策

町（教育委員会）及び学校管理者は、相互に連携の下、次のとおり応急対策を実施する。

1 休校措置

(1) 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は自らの判断に基づき、又は教育委員会の指示により休校措置をとることとする。この場合、下校についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要ある場合は教師が地区別に引率するなどの措置を講ずる。

また、休校等の措置については、教育委員会に報告する。

(2) 登校前の場合

休校措置を登校前に決定したときは、学校長は直ちにその旨を各学校があらかじめ定める伝達方法に従い各児童生徒に周知するとともに、教育委員会に報告する。

2 施設の確保と復旧対策

災害により学校施設に被害があった場合は、被害の程度により、速やかに応急処理を行い、施設の確保に努めるものとするが、教室が授業に使用できない場合は、おおむね次の基準により応急授業を行う。

(1) 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは複式授業又は二部授業等の方法をとるなどして授業の確保に努める。

(2) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

最寄りの学校又は公民館等公共施設等を利用し、授業の確保に努める。

(3) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合で、当該区域内に仮に授業を行う施設がない場合は、応急仮校舎の建築を検討する。

3 応急教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得る。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

教育職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努め、また、管内の教育職員の臨時配置計画を作成して、教育に支障をきたさないように努める。

5 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会が必要に応じて次の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6 学校給食対策

(1) 施設の復旧

給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2) 原料の確保

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3) 衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講ずる。

7 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理の徹底に努める。

(1) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第4 教材、学用品等の調達及び給与

町は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与するものとし、その費用及び期間は、救助法の定めに基づいて行う。

1 調達方法

(1) 教科書及び教材の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき、教科書供給書店等に連絡して供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

(2) 学用品の調達

道教育委員会から送付を受けたものを配付するほか、町内学用品取扱店から購入する。

2 給与方法

学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握した上で、各学校長を通じて対象者に給与する。

3 給与状況の記録

学用品の給与を行った場合は、その状況を記録するものとする。

第5 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び八雲町文化財保護条例（昭和37年八雲町条例第19号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

【資料編】資料7-6 文化財の現況

第28節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

第1 基本方針

町は、災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を適切に実施する。

第2 実施責任

1 八雲町（消防機関）・日本赤十字社北海道支部

関係機関相互の協力の下、警察、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て、行方不明となった者の搜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を実施するものとし、行方不明者の搜索及び遺体の収容処理は消防対策部が担当し、遺体の埋葬は環境水道対策部及び住民対策部が担当することとする。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 北海道警察・第一管区海上保安本部

行方不明者の搜索、死体見分等を実施する。

第3 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

町は、災害の種別、規模等を勘案し、消防対策部を主として地域住民等及び関係機関（警察官、海上保安官等）の協力を得て搜索班を編成して搜索を実施するものとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 搜索の要請

町は、単独での搜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は町において被災し、行方不明者が流失により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人員、又は船艇、機械器具等

(4) 変死体の届け出

町は、変死体を発見した場合、直ちに警察官又は海上保安官に届け出を行う。

また、所要の措置を経た後に引き渡された場合は、遺体の処理を実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の収容及び一時保存（町）
- イ 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理（日本赤十字社北海道支部）
- ウ 検案（日本赤十字社北海道支部）
- エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 収容処理班の編成

町は、遺体の状況等により八雲総合病院又は熊石国民健康保険病院の医師及び看護師並びに町内開業医を消防対策部に加えて収容処理班を編成するものとする。

(4) 安置場所の確保

遺体の安置場所は、町内の寺院、公共建物、公園等収容に適切な場所を選定するが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して安置場所とする。

また、町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から八雲警察署との連携を図り、事前の確保に努める。

(4) 収容及び処理

ア 遺体の収容（一時保存）

(ア) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合、町は、遺体を安置場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(イ) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は当該市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、関係機関と連携の下、町において処理する。

(ウ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、死体の洗淨、縫合、消毒及び一時的な保管をすると同時に、死体の特徴の記録及び所持品を保管する。

イ 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理

遺体識別のため、洗淨、縫合、消毒をし、また、遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

ウ 検案、見分

死因その他の医学的検査を行う。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

イ 事故による遺体は、警察から引き継ぎを受けた後に火葬又は土葬に付する。

ウ 身元不明の遺体等については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理し、埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

(3) 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に対し、広

域火葬の調整を要請する。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

4 実施状況の記録

町は、行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、その状況を記録するものとする。

第29節 家庭動物等対策計画

第1 基本方針

町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。

第2 実施責任

1 八雲町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

(1) 渡島総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。

(2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第3 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

2 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第4 同行避難

1 町等は、家庭動物との同行避難について、あらかじめ指定避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

2 動物の飼い主は、災害時には条例第6条第1項第4号の規定に基づき、自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。

第30節 応急飼料計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、家畜飼料を確保するため、必要な措置を講ずる。

第2 実施責任

1 八雲町

被災農家の家畜飼料等の確保に努める。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

2 北海道

必要に応じて農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請する。

第3 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって渡島総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料の斡旋を要請できる。

道は、必要に応じて農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

第1 基本方針

町は、災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について、迅速かつ的確に必要な措置を講じ、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るものとする。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については「第2編 第3章 第26節 障害物除去計画」に定めるところによる。

第2 実施責任

1 八雲町

- (1) 環境水道対策部及び住民対策部が中心となって被災地における廃棄物等の処理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、環境水道対策部及び住民対策部が中心となって実施する。

2 北海道

- (1) 渡島総合振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じた指導・助言を行う。
- (2) 道は、町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第3 廃棄物等の処理方法

1 廃棄物等の処理体制の確立

ごみ及びし尿は、町内委託業者、八雲下水道浄化センター又は南部檜山衛生処理組合が町長の指示及び要請により実施するが、これらの者が独自で実施できない場合の応援並びに死亡獣畜の処理は環境水道対策部及び住民対策部が行う。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

2 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分

(1) ごみ及びし尿の処理基準

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、基本法に基づき、環境大臣が町域において「廃棄物処理特例地域」を指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

(2) ごみの収集処分

ア 腐敗性の高い生ごみや応急復旧上又は住民生活に支障を与えるものを優先収集する。

イ 処理方法は、ごみ処理施設を使用することを原則とし、施設が被災した場合等で使用不可能

となったときは埋め立ての方法をとることとする。

可燃ごみについては、広域ごみ処理施設「クリーンおしま」（北斗市館野町105番地）又は南部桧山清掃センター（檜山郡江差町田沢町681番地）において焼却処分し、不燃・粗大ごみについては、リサイクルセンターの資源化機能を活用するとともに、八雲町一般廃棄物最終処分場に埋め立てするものとする。

(3) し尿の収集処分

ア 収集不能地域に対しては容器を配付することとする。

イ 処理方法は、し尿処理施設を使用することを原則とし、必要に応じ簡易処理場を設置することとする。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、八雲保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 上記(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1 m以上覆土する。

第32節 災害ボランティアとの連携計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは十分に対応することができないことが予想されるため、町は、防災ボランティア活動指針に基づき、関係機関と連携を図りつつ、ボランティアニーズを把握するとともに、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受け、効率的な災害応急活動の実施に努める。

第2 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災した母子及び父子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第3 ボランティアの受入れ

町及び八雲町社会福祉協議会は、道、日本赤十字社北海道支部、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び八雲町社会福祉協議会は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

第1 基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、民間団体等への協力を要請するほか、一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な実施を図るものとする。

第2 実施責任

1 八雲町

災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、民間団体等への協力を要請するほか、必要な作業従事者の雇上げを行う。

また、必要に応じて公共職業安定所長に対し、求人申込みを行う。

2 公共職業安定所

労務者の求人申込みを2つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

第3 労務供給の手続

1 動員の順序

災害応急対策の労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

- (1) 災害応急対策への協力団体の動員
- (2) 被災者以外の近隣住民に対する協力要請
- (3) 労務者の雇上げ

2 動員の要請方法

各対策部において応急対策のために奉仕団等の協力を必要とする場合、各対策部長は次の事項を明示して、建設対策部長及び地域振興対策部長に要請するものとする。要請を受けた建設対策部長及び地域振興対策部長は、速やかに労務供給の全体を把握し、民間団体等へ協力要請を行う。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) その他参考事項

第4 住民組織の要請先及び活動

1 住民組織の要請先

「第1編 第3章 第4節 住民組織等の活用」による。

2 住民組織の活動

住民組織の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (1) 避難所における被災者の世話
- (2) 被災者への炊き出し

- (3) 救援物資の仕分け、配送
- (4) 要援護高齢者など避難行動要支援者の介護及び移送
- (5) 被災家屋の片付けの手伝い
- (6) 子どもの世話や遊び相手
- (7) 被災者の親族等への安否情報の提供
- (8) 応急仮設住宅への引っ越し手伝い
- (9) その他災害応急措置の応援

第5 労務者の雇上げ

町は、活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げ、災害対策の円滑な実施を図る。

1 労務者雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 被災者の救出のため、機械器具資材の操作又は後始末
- (4) 救助物資の仕分け、輸送及び配付
- (5) 飲料水の供給及び機械器具の運搬、操作、浄水用薬品の配付等
- (6) 行方不明者の捜索及び処理

2 労務者の雇上げ方法

- (1) 町内建設業者に対し、労務者の提供を要請する。
- (2) 新聞へチラシ折り込み、及び広報車等による求人広告を行う。
- (3) 公共職業安定所（ハローワーク）八雲出張所長又は江差出張所長に対し、文書又は口頭で次の事項を明らかにし、求人申し込みをする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項

3 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行った者（町）が負担する。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第34節 災害救助法の適用と実施

第1 基本方針

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、町は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第2 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（渡島総合振興局長）が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第3 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生し、現に救助を必要とする者に対して行う。救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号～第4号の規定による本町における適用基準は次のとおりである。

■救助法の適用基準

被害区分 町の人口	町単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の 住家が滅失した場合
15,000人以上 30,000人未満	50	25	町の被害状況が特に救助を必要とする状態であると認められたとき。
摘要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のも ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。 		

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、町において現に救助を必要とする者に対して行う。

第4 救助法の適用手続

1 救助法の適用要請

(1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を渡島総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 救助法の適用を要請する理由
- エ 救助法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに渡島総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第5 救助の実施

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事（渡島総合振興局長）が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助の種類等

救助法による救助は、同法に基づき、下表（救助法による救助の種類等）に掲げるもののうち、当該災害により現に救助を必要とする者に対し、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等は、北海道における救助法施行細則（昭和31年規則第142号）の定めるところによるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

3 実施状況の記録

町は、救助法に基づく救助を実施した場合は、その状況を記録するものとする。ただし、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくものとする。

4 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

■救助法による救助の種類等

① 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない。

(注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

② 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町・日赤道支部

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第4章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、大規模停電など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町、船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下本章において同様とする。）及び漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 八雲町（消防機関）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対して次の事項を指導する。

- ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
- イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

2 船舶所有者等、八雲町漁業協同組合・落部漁業協同組合・ひやま漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努める。

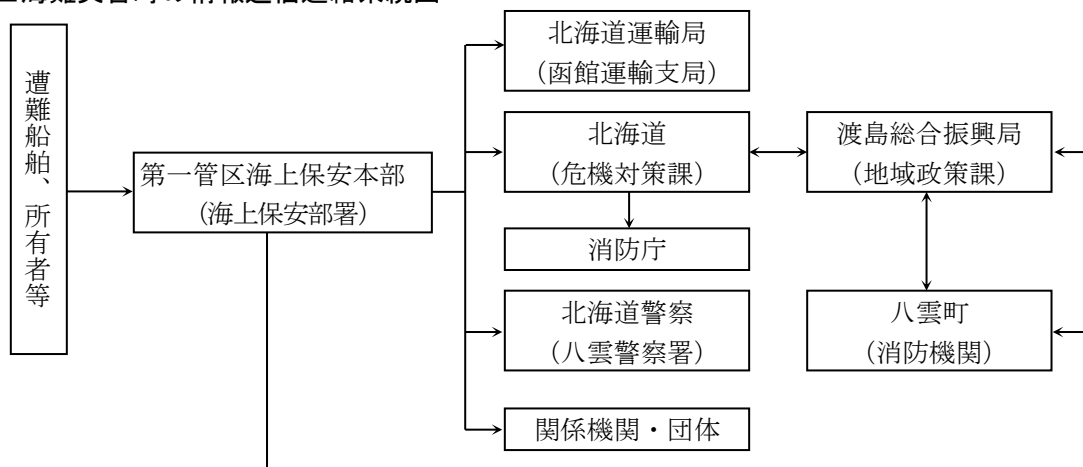
第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統

■海難災害時の情報通信連絡系統図



- (2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 海難発生時の広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

- (1) 実施機関

船舶所有者等、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、八雲町、八雲町

漁業協同組合、落部漁業協同組合、ひやま漁業協同組合

(2) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(3) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力の上、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第2編 第3章 第11節 救助救出計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第5条）

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- イ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 八雲町（基本法第62条、水難救護法（明治32年法律第95号）第1条）

- ア 遭難船舶を認知した場合、函館海上保安部及び八雲警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 北海道警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合（八雲町漁業協同組合・落部漁業協同組合・ひやま漁業協同組合）

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えとともに、関係機関に対する連絡に当たること。

(5) 水難救難所（八雲救難所・落部救難所・熊石救難所）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、消防機関が海上保安部・署と締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

※「八雲町消防本部」は、「函館海上保安部」、「江差海上保安署」と三機関の業務協定

7 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第3章 第12節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第3章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

海難の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

■関係機関・団体名

名 称	住 所	電 話	備 考
函館海上保安部	函館市海岸町 24-4	0138-42-4312	警備救難課
第一管区海上保安本部	小樽市港町 5-2	0134-27-0118	
八雲町	八雲町住初町 138	0137-62-2111	
八雲警察署	八雲町富士見町 113	0137-64-2110	
函館地方气象台	函館市美原 3 丁目 4-4	0138-46-2211	業務課
北海道漁船海難防止センター 渡島支部	函館市豊川町 11-9	0138-22-3027	
日本水難救済会八雲救難所	八雲町内浦町 155-4	0137-62-3101	八雲町漁協内
日本水難救済会落部救難所	八雲町落部 529	0137-67-2211	落部漁協内
日本水難救済会熊石救難所	八雲町熊石雲石町 932-1	01398-2-3150	ひやま漁業協同組合 熊石支所内
八雲町漁業協同組合	八雲町内浦町 155-4	0137-62-3101	
落部漁業協同組合	八雲町落部 529	0137-67-2211	
ひやま漁業協同組合 (熊石支所)	八雲町熊石雲石町 932-1	01398-2-3150	

第2節 海上流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町、船舶所有者等及び漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 八雲町

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- (8) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- (9) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。
 - イ 消火器具の配備
 - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- (10) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

2 船舶所有者等、八雲町漁業協同組合・落部漁業協同組合・ひやま漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連

携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

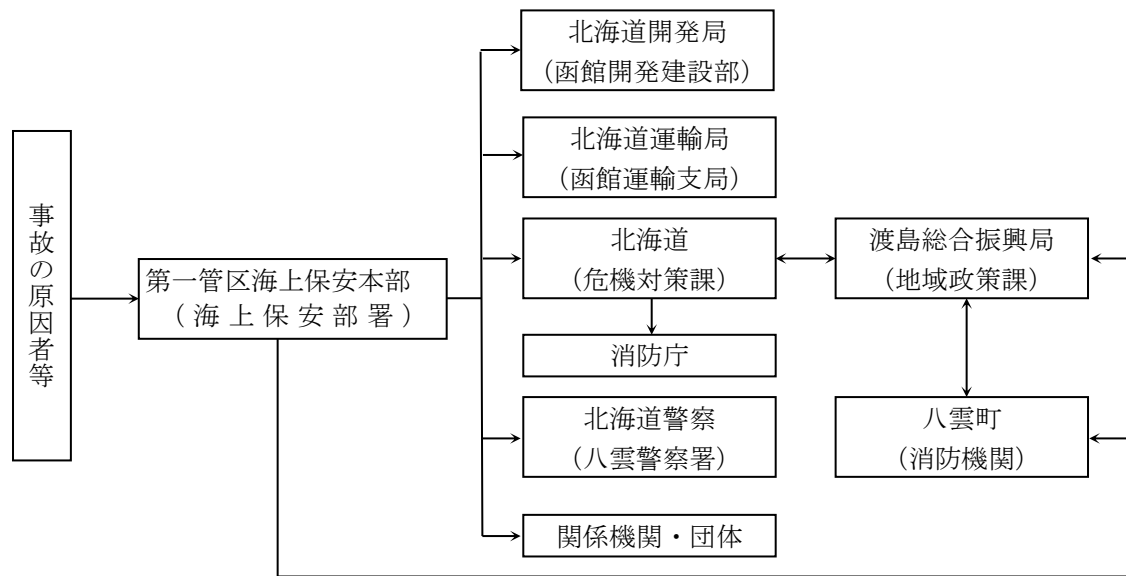
油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

■海上流出油等の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次による。

(1) 実施機関

船舶所有者等、八雲町漁業協同組合、落部漁業協同組合、ひやま漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、八雲町、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、油等大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供を行うとともに、必要に応じて関係市町村に対し、必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

(4) 八雲町（消防機関）・北海道

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出

油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

また、道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

(5) 北海道警察

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係市町村（消防機関）に協力を要請する。

(2) 消防機関

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合の避難措置については「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

9 広域応援

流出油等事故災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所（八雲救難所・落部救難所・熊石救難所）は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となるため、それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受入れ等については、「第2編 第3章 第32節 災害ボランティアとの連携計画」に定めるところにより実施する。

第3節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合、町は、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携の下、各種の予防、応急対策の実施に努めるものとする。

第2 災害予防

町は、鉄道災害が発生した場合にその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、北海道運輸局及び鉄軌道事業者が実施する災害予防対策に協力し、鉄道災害発生時の被害の拡大防止に努める。

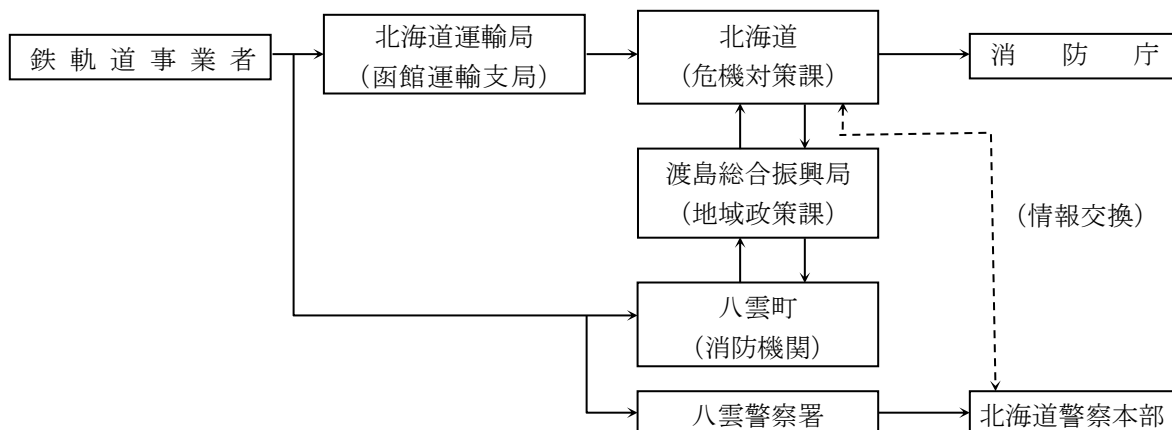
第3 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

■鉄道災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、八雲町（消防機関）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第2編 第3章 第11節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については「第2編 第3章 第12節 医療救護計画」に定めるところによるほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 消防機関

ア 速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第3章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「第2編 第4章 第5節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等を必要とする事故（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町は、道路災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、防災関係機関と相互に協力し、次のとおり必要な予防対策を実施する。

- 1 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見して速やかな応急対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備を図る。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 2 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努める。
- 3 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 4 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- 5 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- 6 道路災害時に、施設・設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- 7 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- 8 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第3 災害応急対策

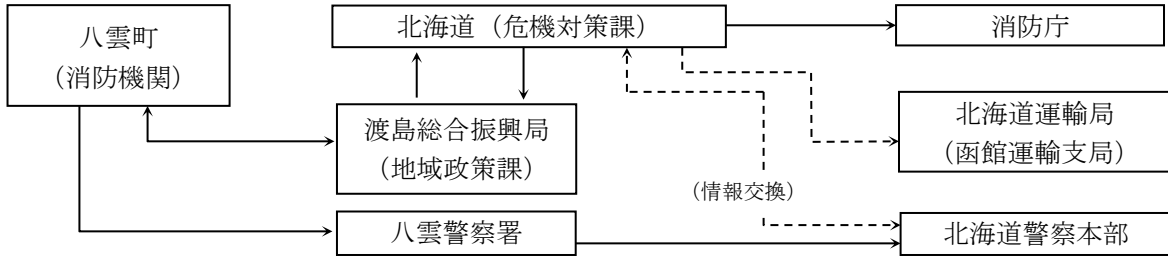
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

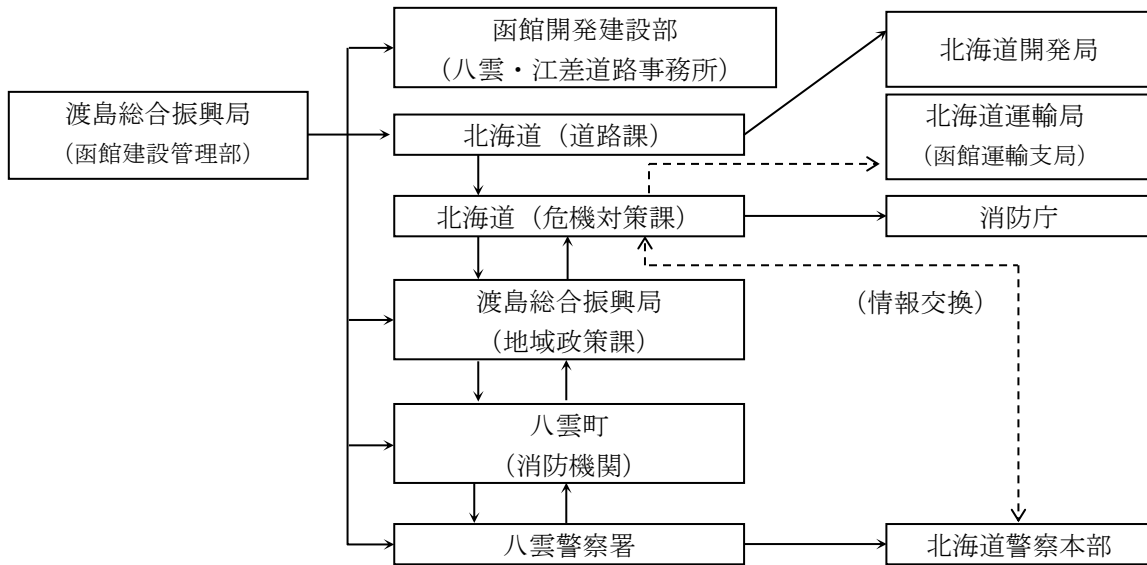
(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

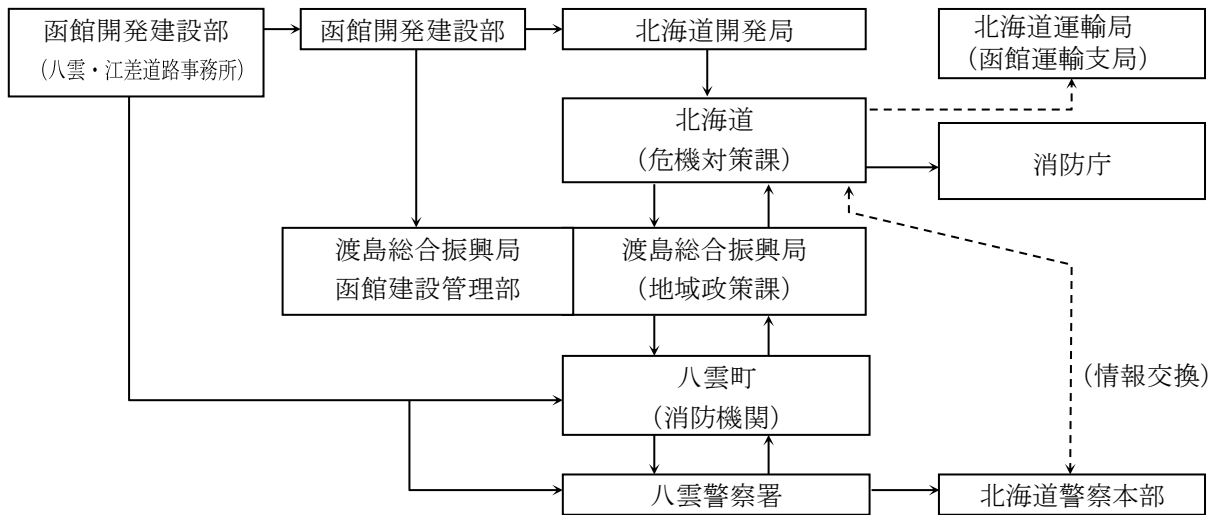
■道路災害の情報通信連絡系統図（町の管理する道路の場合）



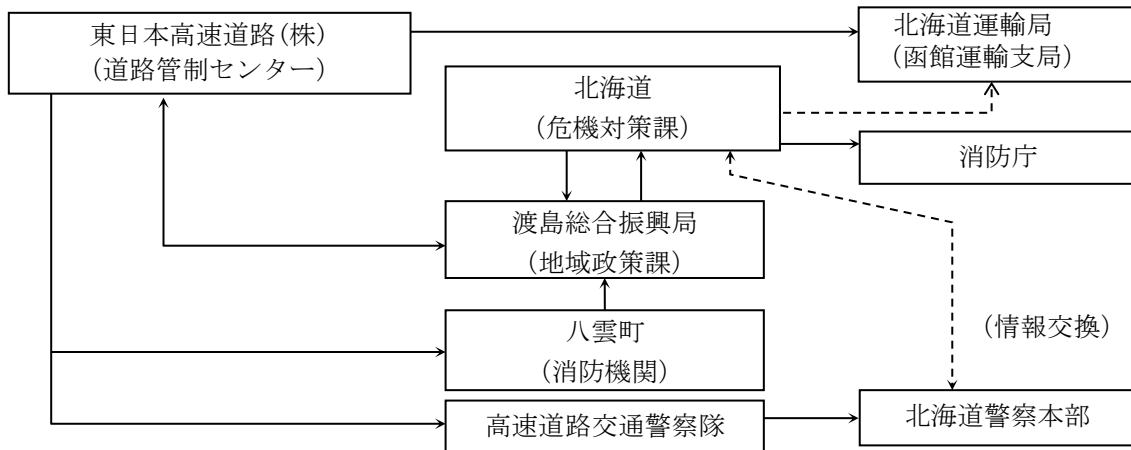
■道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）



■道路災害の情報通信連絡系統図（国の管理する道路の場合）



■道路災害の情報通信連絡系統図（高速自動車国道の場合）



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

各道路管理者、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期の救助救出活動のほか、「第2編 第3章 第11節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第3章 第12節 医療救護計画」に定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 消防機関

ア 速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第3章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「第2編 第4章 第5節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

12 応急復旧対策

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の応急復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、円滑かつ迅速に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

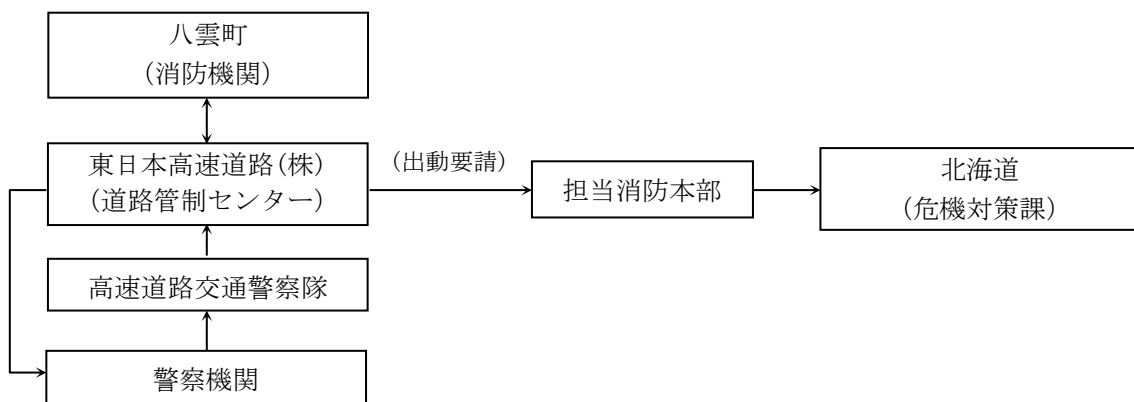
第4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

1 事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行う。

■高速自動車国道事故発生通報系統図



- (注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2 事故等対策現地本部の設置等

(1) 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急救助活動及び事故等の拡大防止などを円滑かつ迅速に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができる。

(2) 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため、的確に現場の状況把握を行うと

ともに、関係機関の諸活動の相互調整を行う。

イ その他必要な事項については「事故等対策現地本部」において決定する。

ウ 関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

3 事故等対策連絡本部の設置等

(1) 事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

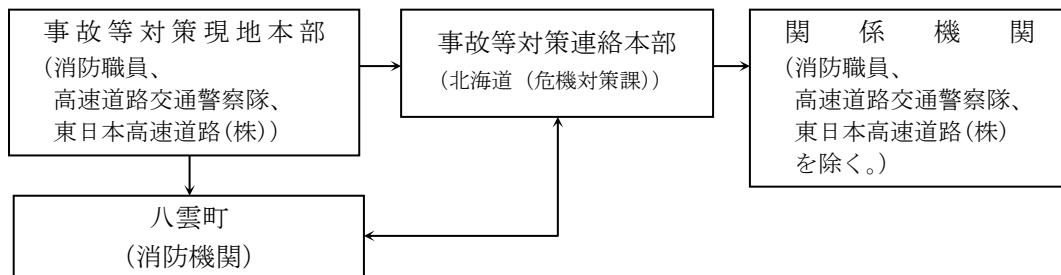
(2) 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行う。

4 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。

■高速自動車国道事故等の対策通報系統図



第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

■危険物の定義

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。）	

第2 災害予防

町（消防機関）及び危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）は、危険物等災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

- ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。
- ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 八雲町（消防機関）

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、

自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずる。

また、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2) 八雲町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(2) 八雲町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒物・劇物が飛散することなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を八雲保健所、八雲警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 八雲町（消防機関）

火災予防上並びに保健衛生上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関等関係機関へ通報する。

(2) 八雲町（消防機関）

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第3 災害応急対策

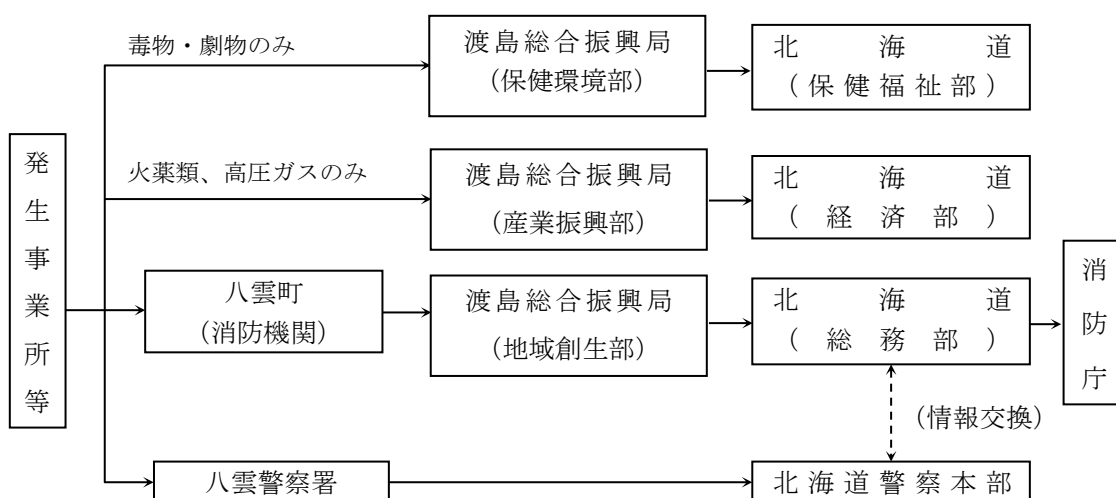
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

■危険物等災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

- (1) 事業者
 - 的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 危険物等の取扱規制担当機関
 - 危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 事業者
 - 消防隊の現場到着までの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等の消防活動に努める。
- (2) 消防機関
 - ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。
 - イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しつつ実施する。

7 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第2編 第3章 第11節 救助救出計画」及び「第2編 第3章 第12節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第3章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

1 実施事項

町及び関係機関は、林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、相互に協力して次により必要な予防対策を講ずる。

(1) 八雲町

町は、林野火災を予防するため、次の事項を実施する。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届け出等について指導する。
 - a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう点検・整備する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離着陸場の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- エ 機械力導入（チェーンソー、刈払機、林業機械等の使用）に対する予防対策
 - (ア) 燃料又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しない。
 - (イ) 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切り、エンジンを止め、安全な状態にして、じょうご、管付容器等により補給する。
 - (ウ) ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線緩み等の点検整備を励行する。
 - (エ) 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参する。

(4) 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防協議会において推進する。

(3) 市町村協議会

林野火災の予防対策を推進するため、八雲町林野火災予消防対策協議会に加入する次の機関は、相互に連絡し情報交換、計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図る。

■八雲町林野火災予消防対策協議会加入機関

〔実施機関〕

- ・八雲町
- ・熊石消防署
- ・八雲消防署

〔協力機関〕

- ・渡島総合振興局
- ・渡島森林管理署
- ・渡島森林管理署各森林事務所
- ・渡島総合振興局東部森林室
- ・八雲警察署
- ・八雲警察署熊石・相沼駐在所
- ・山越郡森林組合
- ・八雲消防団
- ・熊石消防団
- ・航空自衛隊八雲分屯基地
- ・函館開発建設部八雲道路事務所
- ・函館建設管理部八雲出張所
- ・新函館農業協同組合八雲・落部支店
- ・八雲産業(株)八雲事業所
- ・(株)ニチモク林産北海道
- ・各地区農事組合
- ・八雲町教育委員会
- ・各報道機関
- ・森林保全推進員（山地防災ヘルパー）
- ・自然保護監視員
- ・北海道猟友会八雲支部
- ・八雲町熊石有害鳥獣駆除協会
- ・八雲町熊石山火予防啓発員

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は火災気象通報、その他警報・注意報、情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

なお、火災気象通報（林野火災通報を兼ねる。）は、火災気象通報の一部として函館地方気象台が発表及び終了の通報を行い、町は、火災気象通報を受けた場合、消防機関へ通報する。

火災気象通報の通報基準及び伝達系統等は「第2編 第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるとおりである。

また、町長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。この場合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携の下、速やかに適切な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

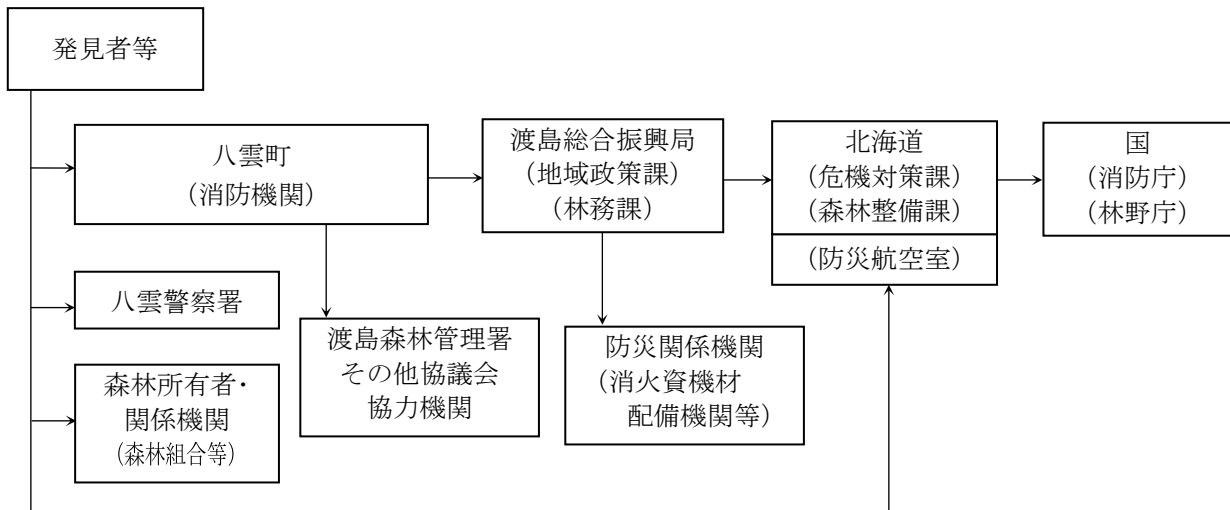
1 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

■ 林野火災の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

なお、町及び渡島総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防衛図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合等の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や林野火災が広域化する場合などは「第2編 第3章 第10節 ヘリコプター等活用計画」に基づく北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

6 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

8 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第7節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

町は、大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合（以下「大規模停電災害時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るものとする。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 八雲町及び防災関係機関

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。
- (3) 住民に向けて、通電火災といった大規模停電災害時に起こり得る事故等について周知を行う。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。
- (6) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

2 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

第3 災害応急対策

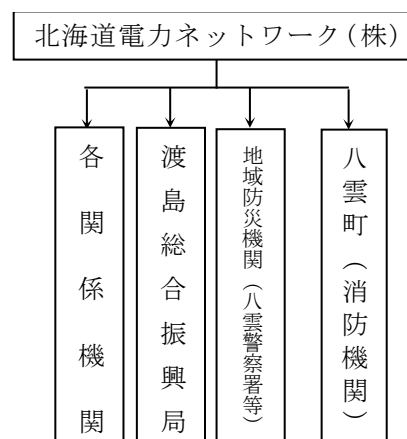
大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、右記のとおりとする。

■大規模停電時の情報通信連絡系統



※上記のほか、北海道電力(株)と道の管理職によるホットライン等を設置

(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

八雲町、北海道、北海道警察、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第3章 第12節 医療救護計画」に定めるところによるほか、道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障をきたすことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時、直ちにあらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努める

(2) 通信機器等の充電対策

町及び関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設等を開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

9 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止等による断水地域(高台や集合住宅)への給水活動を行う。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

10 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第2編 第3章 第20節 石油類燃料供給計画」に定めるところにより実施する。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

13 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第5章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため町は、住民の意向を尊重しながら、国、道、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者生活再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑かつ迅速な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 基本方針

町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、迅速かつ適切に廃棄物処理を行う。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第2 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道

(11) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、「北海道地域防災計画資料編（資料9－5「災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧）」のとおりである。

第5 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、町は、道と連携の下、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 基本方針

町は、災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずる。

第2 罹災証明書の交付

1 罹災証明書の交付体制の確立

町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

なお、町長は、罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて消防長等に消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

2 罹災証明書の交付

町は、次の事項に留意の上、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務を実施する。

- (1) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (2) 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (4) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

(1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先

- ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況
 - サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ 上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、番号利用法第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関して町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関して町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、上記(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。この場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る番号利用法第2条第5項に規定する個人番号（本節第3の1(2)のス）を含めないものとする。

第4 融資・貸付等による金融支援

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融については次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、「北海道地域防災計画資料編（資料9

－ 4 「応急金融の概要」) 」による。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等 (都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。)
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)による融資
- 10 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))
- 11 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付 (災害復旧)」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 被災者生活再建支援法 (平成10年法律第66号) に基づく支援

【資料編】資料1－5 八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例

第5 義援金の募集及び配分

1 義援金の募集

(1) 受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払い出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 義援金の受入れ

町は、災害の発生に際して、八雲町社会福祉協議会と連携の下、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

2 義援金の配分

(1) 災害義援金配分委員会の設置

町は、災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、必要に応じて八雲町災害義援金配分委員会 (以下「配分委員会」という。) を設置する。

(2) 配分計画の作成

町は、寄託された義援金 (日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金を含む。) について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状況等

を考慮した配分基準を定めるとともに、迅速かつ適切に配分する。

ア 配分対象

イ 配分基準

ウ 配分方法

エ その他必要な事項について

(3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、八雲町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

3 北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

第3編 地震・津波災害対策編

第1章 総則

第1節 地震・津波災害対策編の目的

本編は、基本法第42条の規定に基づく八雲町地域防災計画のうち、地震・津波災害対策に係る総合的な計画であって、本町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 地震・津波災害対策編の性格及び構成

1 地震・津波災害対策編の性格

本編は、本町においても大きな被害をもたらした北海道南西沖地震や東北地方太平洋沖地震の経験を基に、近年の防災を巡る社会構造などの変化を踏まえ、周到かつ十分な災害予防、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧を基本方針として地震・津波災害に関し、本町の地域における防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上において基本的な大綱を内容としているものである。

なお、太平洋側に関しては、平成16年に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）が制定され、特に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められている。

本町は、日本海溝特措法第3条に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び同法第9条に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されていることを踏まえ、第5章において、日本海溝特措法第5条第2項に基づく推進計画を定めるものとする。

2 地震・津波災害対策編

本編は、「第2編 一般災害対策編」を基本として、以下の5章から構成される。

第1章「総則」（計画の基本的事項、地震・津波の被害想定）

第2章「災害予防計画」（災害予防に関する事項）

第3章「災害応急対策計画」（災害応急に関する事項）

第4章「災害復旧・被災者援護計画」（災害復旧及び被災者に対する支援に関する事項）

第5章「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」（法令に基づく推進計画）

第3節 地震・津波災害による被害の想定

第1 地震の想定

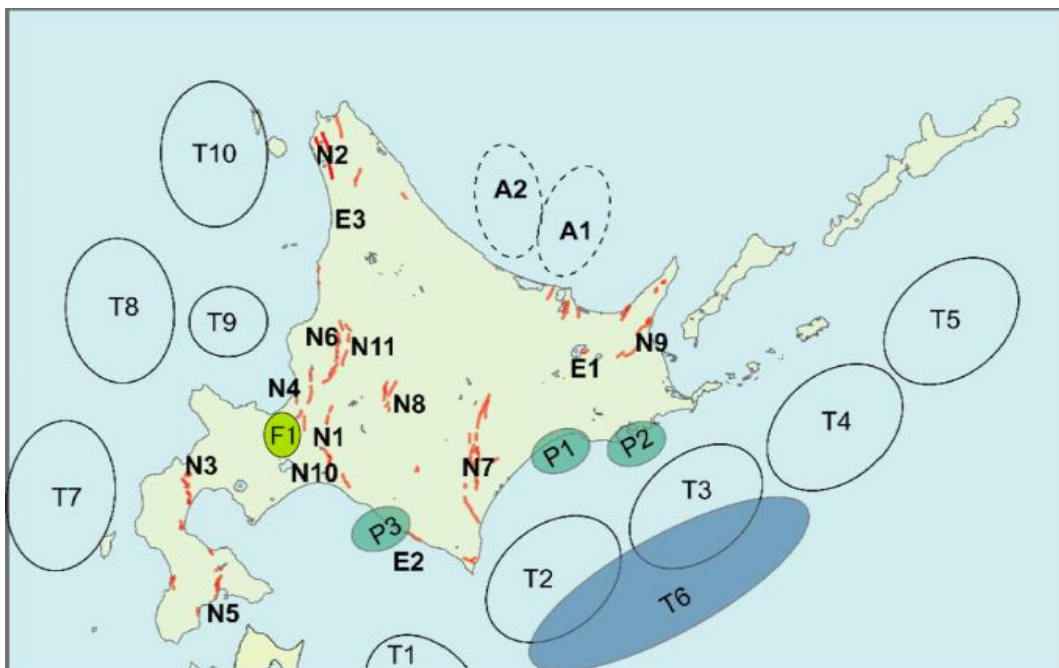
1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

大規模地震は、被害が甚大・広域のため、国や地方公共団体、関連機関、住民などが様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要であり、特に切迫性の高い地震や甚大な被害が予想される地震は、効果的・効率的に軽減策を講じていく必要がある。このため具体的な被害量を想定するとともに、被害要因の分析を通じて効果的な対策を選択し、戦略として集中的に推進することが求められる。

■北海道地方において想定される地震の震源域



資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）

■北海道地方において想定される地震の概要

	地震	断層モデル*	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝／日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968年	既知	8.0	—
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003年	既知	8.1	—
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
	T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
	P2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	(伏在断層)						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
	(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—	
E2	浦賀周辺	—	1982年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

注) 上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

資料：北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)

2 想定地震

道が平成30年2月に公表した「平成28年度地震被害想定調結果報告書」によると、これらの想定地震の中で、本町の地表における震度（評価単位最大）が5.5以上となるなど、大きな被害を及ぼす可能性の高い地震の概要は、次のとおりである。

(1) 三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9の「1968年十勝沖地震」、1994年M7.6の「平成6年（1994年）三陸はるか沖地震」が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

(2) 北海道南西沖地震(T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

(3) 留萌沖(T9)

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域と見られている。

(4) 黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町に至る西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

3 地震被害の想定

上記2で示した地震が冬期の早朝5時（積雪の影響あり、住宅内に最も人がいる。）に発生した場合の被害想定結果は次のとおりである。

特に、北海道南西沖地震(T7)で被害が大きくなると予測されており、建物被害は合計で全壊棟数52棟・半壊棟数262棟、人的被害は死者数2人・重傷者数7人・軽傷者数42人と想定されている。

また、避難者数は避難所生活者数・避難所外避難者数を合わせると3,051人に上るほか、ライフライン被害や交通施設被害も大きく、生活への影響も多大なものとなることが想定される。

町は、これらの地震被害を想定して建築物の耐震化等の地震防災対策を推進していくものとする。

■八雲町における想定地震による被害の想定（冬期の早朝5時に発生した場合）

被害想定項目	小項目	黒松内低地断層帯 (モデル30_5)	三陸沖北部	北海道南西沖 (モデルNo.2)	北海道留萌沖 (走向N193° E、 モデルNo.1)	
地震	地表における震度（評価単位最大）	6.2	5.7	6.2	5.8	
急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	3箇所	0箇所	19箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	6箇所	18箇所	23箇所	17箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	36箇所	27箇所	3箇所	28箇所	
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	3棟	1棟未満	41棟	2棟
		揺れによる半壊棟数	40棟	18棟	238棟	29棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	10棟	1棟未満
		急傾斜地崩壊による全半壊棟数	1棟未満	1棟	23棟	1棟
	計	全壊棟数	4棟	2棟	52棟	3棟
半壊棟数	41棟	20棟	262棟	31棟		
火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	4人	1人未満
		揺れによる軽傷者数	4人	2人	32人	3人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	2人	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	3人	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	10人	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	2人	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	7人	1人未満
		軽傷者数	4人	3人	42人	4人
	避難者数	避難所生活者数	655人	394人	1,983人	554人
		避難所外避難者数	353人	212人	1,068人	298人
		避難者数計	1,008人	606人	3,051人	852人
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	24箇所	14箇所	100箇所	20箇所
		断水世帯数（直後）	1,925世帯	1,555世帯	6,038世帯	1,981世帯
		※断水人口（直後）	4,453人	3,596人	13,966人	4,582人
		断水世帯数（1日後）	1,153世帯	892世帯	4,002世帯	1,167世帯
		※断水人口（1日後）	2,668人	2,063人	9,255人	2,700人
		断水世帯数（2日後）	1,113世帯	853世帯	3,920世帯	1,121世帯
	※断水人口（2日後）	2,574人	1,972人	9,066人	2,593人	
	下水道の被害	被害延長（km）	2.4km	2.5km	6.0km	2.5km
		機能支障世帯数	172世帯	178世帯	422世帯	178世帯
※機能支障人口		397人	412人	977人	413人	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	13箇所	14箇所	20箇所	14箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	29箇所	30箇所	45箇所	32箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	2箇所	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	3箇所	1箇所未満

（注）端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。

第2 津波の想定

北海道地方は、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害に遭っている。このため、道は、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

1 太平洋沿岸の地震・津波

道は、北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測を平成24年度に作成しているが、国において令和2年4月に日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定する津波浸水想定として設定している。

津波による浸水の想定は、太平洋沿岸部ほぼ全域に及び、内陸への浸水範囲拡大は遊楽部川河口部で際立っている。本町における沿岸地点での最大津波高は、八雲漁港の10.4mが最高で、次に遊楽部川河口が10.0m、また、津波の第1波が最も早く到達する時間は、落部で68分となっている。

※八雲町防災ハザードマップ（八雲・熊石地域）

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/soumu/hazadomap2022.html>

さらに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される具体的な被害を算定して被害の規模等を明らかにすることにより、防災対策の必要性を住民に周知することや市町村が個別の地域における防災対策を立案し施策の推進に活用することを目的として、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年）を公表している。

(1) 想定する地震動

平成27年2月に内閣府に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において検討され、公開されている日本海溝モデル及び千島海溝モデルの震度を利用し、工学的基盤の速度を求め、微地形区分及びボーリングデータを用いて速度の増幅度を設定して震度を推計

■想定する地震動の震度分布

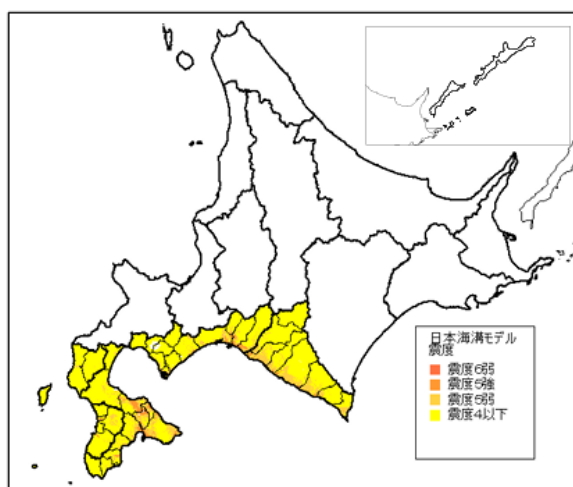


図1 日本海溝モデルの震度分布

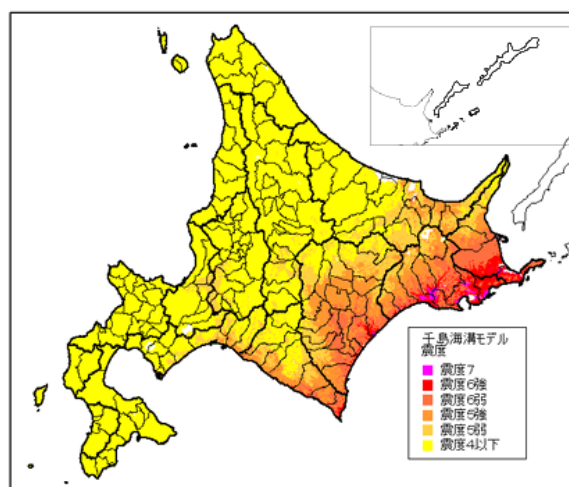


図2 千島海溝モデルの震度分布

資料：北海道「被害想定的前提条件」（令和4年）

(2) 想定する津波

国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」が示した考え方を基本とし、最新の地形データを用い、詳細な条件設定下で算定した結果を基に、道の浸水想定設定ワーキンググループが令和3年7月に設定・公表した北海道太平洋沿岸の津波浸水想定等の結果を用いている。

(3) 被害の想定

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による建物被害、人的被害の想定は次のとおりであり、地震・津波の場合、特に津波による建物の全壊や人的被害が大きくなることが示されている。

一方で、人的被害（死者数）については、避難意識のパターンが早期避難率低（20%）から早期避難率＋呼びかけ（70%）となり、指定された津波避難ビルを活用することにより死者数が減少することが推計された。

このようなことを踏まえ、本町においても引き続き津波避難ビル等の避難場所の確保を図るとともに、町による避難指示等の周知の徹底が重要となる。

■日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害の想定

【建物被害・人的被害】

被害想定項目		小項目	夏・昼に発生	冬・夕に発生	冬・深夜に発生
建物被害	全壊棟数（棟）	揺れ	—	—	—
		液状化	70	70	70
		津波	3,900	3,900	3,900
		急傾斜地崩壊	—	—	—
		地震火災	—	—	—
		合計	4,000	4,000	4,000
人的被害	死者数（人）	建物倒壊	—	—	—
		津波（早期避難率高＋呼びかけ）	—	130	110
		津波（早期避難率低）	3,400	3,200	2,700
	負傷者数（人）	避難意識高＋呼びかけ	—	—	—
		避難意識低	270	170	60
	要救助者数（人）	揺れ	—	—	—
		津波	80	90	90
		低体温症	—	850	—

※ 千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」は5未満。

「早期避難率高＋呼びかけ」は津波避難ビル等を考慮した場合、「早期避難率低」は津波避難ビル等を考慮しない場合である。

資料：北海道「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年）

【避難者数、ライフライン被害、道路・橋梁被害】

被害想定項目		小項目		
避難者数 ※冬・夕に発生 した場合	避難者総数（人）	津波による避難者	8,100	
		直後	8,800	
		1日後	8,800	
		2日後	8,200	
	(うち) 避難所避難者 (人)	直後	5,900	
		1日後	5,900	
ライフライン被害	上水道断水人口（人）	直後	150	
		1日後	150	
		2日後	150	
	下水道支障人口（人）	直後	9,200	
		停電件数（件）	直後	4,900
			1日後	4,900
			2日後	4,900
			3日後	4,900
1週間後	4,900			
道路・橋梁被害	道路被害（被害箇所数）	津波浸水域内	70	
		津波浸水域外	10	
	橋梁被害（被害箇所数）	交通支障	—	
		不通	—	

※ 千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。
 数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」は5未満。

資料：北海道「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年）

2 日本海側の地震・津波

(1) 津波浸水想定のお考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策のお考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示した。この中で、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に2つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

1つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2津波）で、もう1つは、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）である。

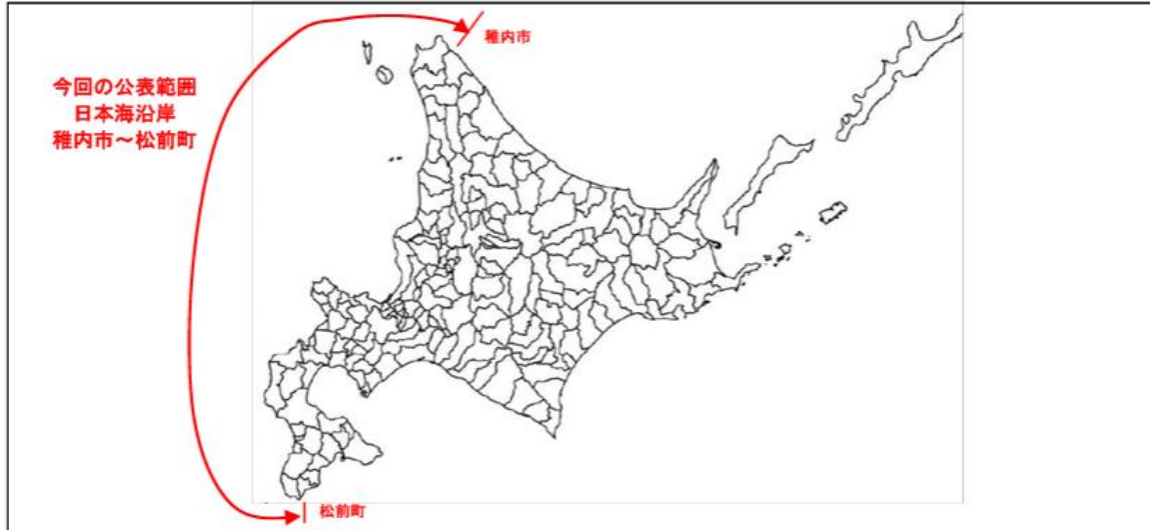
道では、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会の「北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討ワーキンググループ」での議論等も踏まえ、この「最大クラスの津波」（L2津波）に対して、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を平成

29年に作成している。

(2) 津波浸水想定範囲

この津波浸水想定は、日本海で発生する地震における津波を対象とし、北海道日本海沿岸（稚内市～松前町）を公表範囲としている。

■津波浸水想定を公表する範囲



(3) 津波浸水の想定

津波による浸水予測は、日本海側沿岸部ほぼ全域に及び、見市川や相沼内川などの河川の河口部（代表地点：熊石関内町、熊石鮎川町、熊石黒岩町、熊石折戸町等）を中心に内陸への浸水範囲が広がっている。下記の表は、各条件の最も悪条件を抜粋したものであるが、本町における沿岸地点での最高津波水位は5.8～11.0m、最短津波影響開始時間は0～2分とされており、地震の発生を覚知した際は一刻も早く避難行動を開始することが求められる。

■津波浸水想定による八雲町における浸水面積、海岸線の津波水位及び影響開始時間

浸水想定面積※ ¹	[最大浸水想定面積 (ha)]	260
津波水位※ ²	[最高津波水位 (T.P. m)]	5.8～11.0
津波影響開始時間※ ³	[最短津波影響開始時間 (分)]	0～2

※1 浸水想定面積は、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域を算定

※2 津波水位の単位は標高T.P. mで、小数点以下2位を切り上げた数値で表示。なお、津波水位は、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最も高い津波水位（最高津波水位）の最大値と最小値を表示しており、この津波水位と津波影響開始時間が同じ断層モデル、同じ地点で発生するとは限らない。

※3 津波影響開始時間（±20cm）の単位は分で、小数点以下1位を切り捨てた数値で表示。なお、津波影響開始時間（±20cm）は、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最も早い津波影響開始時間（最短津波影響開始時間）の最大値と最小値を表示している。

資料：津波浸水想定公表資料「北海道日本海沿岸の津波浸水想定について（解説）」（平成29年2月）

※八雲町防災ハザードマップ（八雲・熊石地域）

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/soumu/hazadomap2022.html>

第2章 災害予防計画

町は、地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、他の防災関係機関と相互に協力して災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

第1 基本方針

住民は、北海道地方で過去に発生した地震・津波災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時においては、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震・津波発生時においては、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限に止めるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第2 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器等の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第3 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛するとともに、危険物車両等の運行は自粛する。

第4 集客施設でとるべき措置

- 1 構内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第5 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第6 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなどまわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全

な方法により、道路の左側に停止させる。

- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切る。この際、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

第7 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

第1 基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第2 地震に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり地震に強いまちづくりを推進する。

- 1 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時的な避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。
- 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設等の管理者と連携の下、安全確保対策及び発災時の応急活動体制の整備を強化する。

第3 建築物の安全化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり建築物の安全化を推進する。

- 1 既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 建築物の施設管理者と連携の下、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第4 主要交通の強化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路等の耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5 通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関と協力し、主要な通信施設等について、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化・多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

町は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、次のとおり地震発生時におけるライフライン施設等の機能の確保に努める。

- 1 上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- 2 ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- 4 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第7 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第8 液状化対策等

町は、国、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、次のとおり必要な対策の実施に努める。

- 1 公共施設等の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に際しては十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第9 危険物施設等の安全確保

町は、道及び防災関係機関と連携の下、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第10 災害応急・復旧対策等への備え

町は、道及び防災関係機関と連携の下、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備など必要な備えを行うとともに、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び本計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しており、町は、道と連携の下、その整備を計画的に進める。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第12 津波に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり津波に強いまちづくりを推進する。

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路、避難階段等の整備など、関連計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 3 本計画及び関連計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。
また、関連計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 4 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

第1 基本方針

町は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、道及び防災関係機関と連携の下、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第2 防災知識の普及・啓発

1 職員に対する防災教育の推進

町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、次により地震・津波に関する防災知識の普及・啓発を図る。特に住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 市街地等への外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 上水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報紙、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布

カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波発生時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

4 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

町は、地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、「第2編 第2章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

「第2編 第2章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

「第2編 第2章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

「第2編 第2章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、地震・津波災害から住民の生命及び身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、地震・津波に対する避難体制の整備については、「第2編 第2章 第6節 避難体制整備計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 津波避難計画等の作成

町は、道が示す「津波避難計画策定指針」を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて八雲町津波避難計画を見直すほか、必要に応じて地域津波避難計画の作成に取り組むとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

「第2編 第2章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

第1 基本方針

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

町は、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道と連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」等を参考として、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。

また、指定緊急避難場所及び避難路の整備、通信手段の多重化・多様化等を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの周知徹底に努めるなど、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

さらに、必要に応じてこれらの予防対策の実施に関し、道に支援を要請する。

1 津波等災害予防施設の整備

町は、国及び道と連携の下、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 海岸保全対策

町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期する。

(2) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 町は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、通知を受けた大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の住民、関係機関等への迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時

等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るための要員確保等の防災体制を強化する。
 なお、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

イ 町は、道が整備する北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を活用し、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町は、国及び道と連携の下、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを活用し、関係機関等で共有するとともに、公表を図る。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線のほか、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる伝達手段の活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町は、道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施する。

(5) 津波防災訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会等の各種普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 津波防災教育

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町は、広報紙等を活用し、「第3編 第1章 第1節 住民の心構え」で示す一般住民及び船舶関係者に対する「津波に対する心得」に加え、次のとおり漁業地域における事項を含め、津波警戒に関する事項の周知徹底を図る。

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報（特別警報）」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第11節 火災予防計画

第1 基本方針

町は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図るものとする。

なお、地震に対する火災予防計画は、「第2編 第2章 第10節 消防計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、道と連携の下、地震時の火の取扱いについて指導・啓発するとともに、八雲町火災予防条例（平成17年八雲町条例第156号）に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第3 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、道と連携の下、次のとおり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第5 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

また、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第6 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置くものとする。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

第1 基本方針

町は、関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

なお、地震に対する危険物等の災害予防については、「第2編 第4章 第5節 危険物等災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、道及び関係機関と連携の下、事業者等に対し、次の事項の指導に努める。

- 1 事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業者等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

第13節 建築物等災害予防計画

第1 基本方針

「第2編 第2章 第9節 建築物等災害予防計画」を準用するほか、地震災害から建築物等を防御するため、町は、防災関係機関と連携の下、次の計画により予防対策を講ずるものとする。

第2 防災対策拠点施設の耐震性の確保

地震・津波災害時における活動の拠点となる役場庁舎、病院、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

第3 木造建築物の防火対策の推進

町は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

第4 既存建築物の耐震化の促進

- 1 町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画の策定を検討するとともに、その計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及・啓発を図る。
- 2 町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし、指示に従わない者に対しては必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づき勧告、命令を行うものとし、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、積極的に耐震化を推進する。

第5 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

第6 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

第7 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制整備に努める。また、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等に努める。

第14節 土砂災害予防計画

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、町は、道等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図るものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

なお、土砂災害予防対策については、「第2編 第2章 第16節 土砂災害予防計画」に定めるところによるものとするが、地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

第15節 液状化災害予防計画

第1 基本方針

液状化現象による災害は、北海道南西沖地震（平成5年）において、長万部町から八雲町に至る国道5号沿岸部の沖積低地に発生し、特に山崎地域ではアスファルト舗装の歩道が波打ち、地割れや沈下等を生じ、通行に支障をきたす被害をもたらしている。また、軟弱な地盤の沿岸部付近では、地震によって建物が傾斜するなどの被害が数多く発生した。

このため町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、道及び防災関係機関と連携の下、公共事業などの実施に当たって現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断するとともに、次のとおり効果的な液状化対策を推進する。

第2 液状化対策の推進

1 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策を検討する。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

2 液状化対策の普及・啓発

液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

「第2編 第2章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

「第2編 第2章 第18節 複合災害に関する計画」を準用する。

第18節 業務継続体制整備に関する計画

「第2編 第2章 第19節 業務継続体制整備に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震・津波の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

災害応急対策実施責任者は、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、相互に連携して災害応急対策を実施する。

第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、地震・津波に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 地震・津波に関する情報の発表

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

■緊急地震速報について

区分	情報発表の名称	内容
地震動警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	地震動に関する警報で、最大震度5弱以上の揺れが推定 [※] されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して、発表する緊急地震速報
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	地震動の予報で、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報

担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報

担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波 の高さが高い所 で3mを超える 場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は 津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、 直ちに高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難する。警報が 解除されるまで安全な場所から 離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波 の高さが高い所 で1mを越え、 3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高 い	(高い) 標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。人 は津波による流れに巻き込ま れる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直 ちに高台や避難ビルなど安全 な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
津波注意報	予想される津波 の高さが高い所 で0.2m以上、1 m以下の場合で あって、津波に よる災害のおそ れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤ 1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻 き込まれ、また、養殖いかだが 流失し小型船舶が転覆する。海 の中にいる人は直ちに海から 上がって海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので 行わない。注意報が解除される まで海に入ったり海岸に近づ いたりしない。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高い所でも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報

気象庁及び函館地方気象台は、次のような地震に関する情報を発表する。

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)

(2) 地震活動に関する解説情報等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、1つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

(3) 津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、上記2の(2)「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応づけが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用され、本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

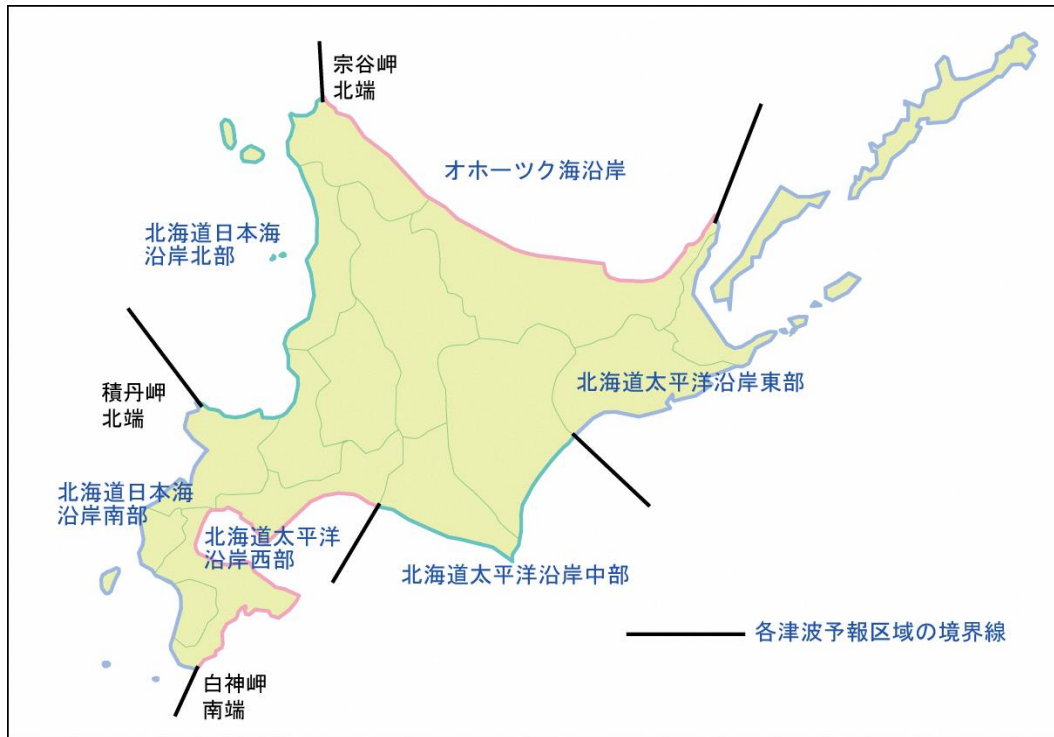
■震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区 分	名 称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	北海道道南
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	渡島地方北部

(2) 津波予報区

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報等を発表しており、本町が該当する津波予報区は、「北海道太平洋沿岸西部」及び「北海道日本海沿岸南部」である。

■津波予報



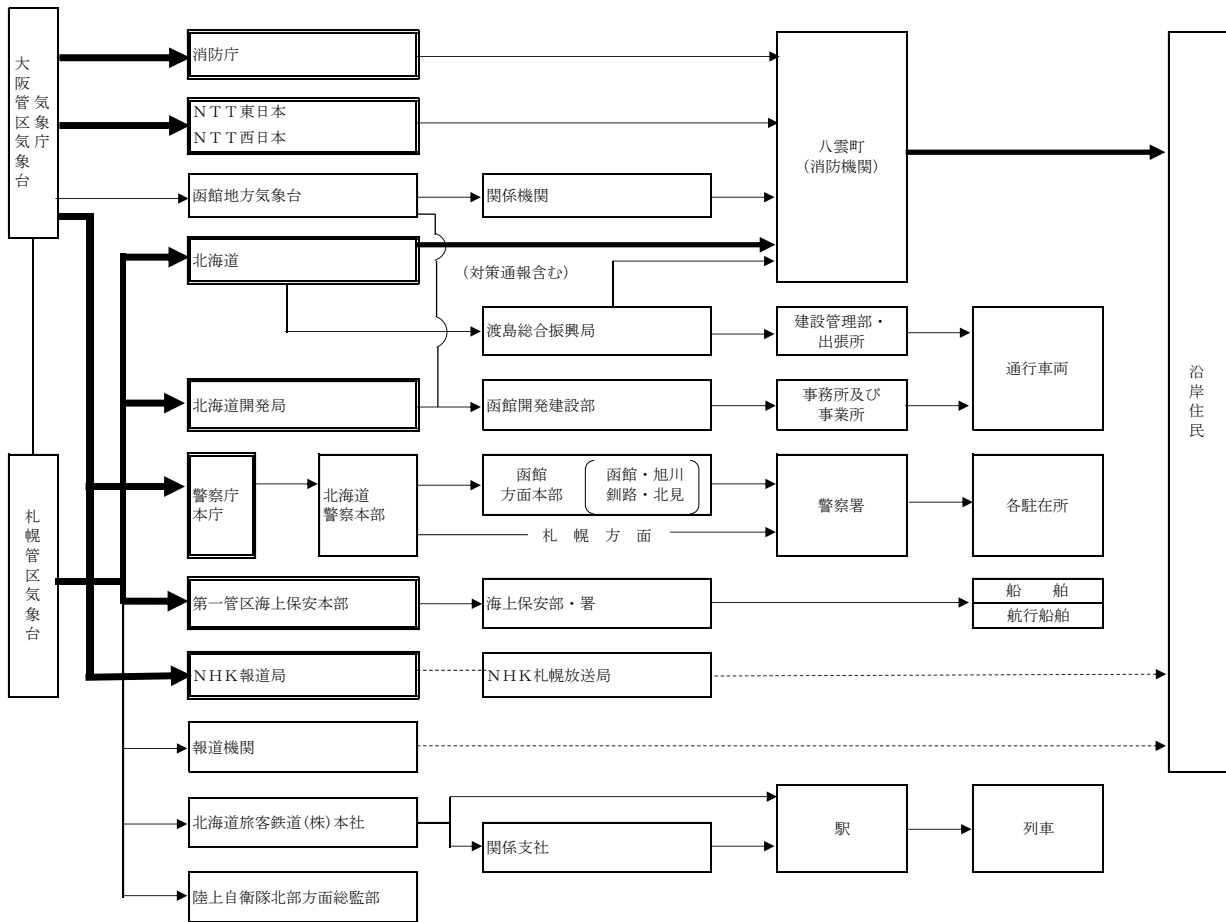
資料：北海道地域防災計画

【資料編】資料2-5 気象庁震度階級関連解説表

5 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

■津波警報等の伝達系統図



- (注) **二重線で囲まれている機関**は気象業務法の規定に基づく法定伝達先
太線は特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
は放送
は気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

(備考)

- ・NTT東日本及びNTT西日本には津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報
- ・対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

第3 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報に関する事項は、「第2編 第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」の「第4 異常現象を発見した者の措置等」に定めるところによる。

第4 地震・津波に関する情報の受理及び伝達

町は、地震・津波に関する情報を迅速に収集するとともに、「第2編 第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」の「第5 気象通報等の受理及び伝達」に定めるところにより、関係機関、住民等に伝達する。

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携の下、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

なお、地震・津波発生時における災害情報等の収集・伝達については、「第2編 第3章 第2節 災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を屋外スピーカー等により住民等への伝達に努める。

2 町は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む。）の整備を図るとともに、津波注意報及び津波警報標識、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

4 町は、防災関係機関が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地において、迅速かつ正確に情報の収集・連絡を行うため、その通信手段の多重化・多様化に努める。特に町から道へ被災状況の報告ができない場合等は、道が被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握することとしており、町は、これら派遣職員の受入れに留意する。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡を行う。

第3 災害情報等の内容及び通報の時期

1 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第一報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

2 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

3 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したとき

は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

【資料編】資料5－1 災害情報等報告取扱要領

第3節 災害通信計画

「第2編 第3章 第3節 災害通信計画」を準用する。

第4節 災害広報・情報提供計画

「第2編 第3章 第4節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

地震・津波発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予測される中で迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

なお、地震・津波発生時における避難措置については、「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施するものとし、特に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報など津波の発生予報が発せられた場合は、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置をとる。

第2 避難方法

大規模な地震・津波が発生した場合は、各所で同時に火災が発生し、大火災に発展することが予測される。避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

なお、特に津波発生時の避難については、次の事項に留意しつつ、必要な避難誘導體制を整備する。

- 1 避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとし、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 2 町の職員、消防職員、消防団、警察官等避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

町は、施設管理者等から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定の指定避難所の安全性の確保

避難所の開設に先立ち、開設予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次に

より施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者等によるチェック

避難所の管理者及び担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険判定士によるチェック

上記(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合、町は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、開設した避難所が学校である場合、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

【資料編】資料6-1 避難施設

第6節 地震火災等対策計画

第1 基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため町及び被災地の住民や自主防災組織等は、消防機関が実施する消防活動に協力するとともに、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるものとする。

第2 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

第3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握する。

また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に努める。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第4 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定等により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第5 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。この場合の基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員・消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下するおそれがあることから、あらかじめこれらに対する維持・確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討する。

4 初期消火の徹底

住民に対して平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、地震発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第7節 津波災害応急対策計画

第1 基本方針

町は、大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合、警戒態勢をとり、津波の発生に備えるほか、津波が発生した場合は、直ちに応急対策を実施する。

第2 津波警戒態勢の確立

町は、札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備えて警戒態勢をとる。

また、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒態勢をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

さらに、潮位の変化等津波情報の収集を行うほか、道との連絡調整等を行う。

第3 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、町は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

なお、町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合は、知事が町長に代わって避難のための指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

第4 災害情報の収集

町は、道、北海道警察及び第一管区海上保安本部が航空機又は船艇を派遣して把握・収集した災害状況について、相互に情報の共有化を図る。

第8節 応急措置実施計画

「第2編 第3章 第7節 応急措置実施計画」を準用する。

第9節 自衛隊派遣要請計画

「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第10節 広域応援・受援計画

「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

「第2編 第3章 第10節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 救助救出計画

「第2編 第3章 第11節 救助救出計画」を準用する。

第13節 医療救護計画

「第2編 第3章 第12節 医療救護計画」を準用する。

第14節 防疫計画

「第2編 第3章 第13節 防疫計画」を準用する。

第15節 災害警備計画

「第2編 第3章 第14節 災害警備計画」を準用する。

第16節 交通応急対策計画

「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」を準用する。

第17節 輸送計画

「第2編 第3章 第16節 輸送計画」を準用する。

第18節 食料供給計画

「第2編 第3章 第17節 食料供給計画」を準用する。

第19節 給水計画

「第2編 第3章 第18節 給水計画」を準用する。

第20節 衣料、生活必需物資供給計画

「第2編 第3章 第19節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第21節 石油類燃料供給計画

「第2編 第3章 第20節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第22節 生活関連施設対策計画

第1 基本方針

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道施設、電気、通信、放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

第2 上水道・下水道

「第2編 第3章 第22節 上下水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 上水道施設

(1) 応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する飲料水等の供給に努める。

(2) 広報

町は、地震・津波により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道施設

(1) 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2) 広報

町は、地震・津波により下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

「第2編 第3章 第21節 電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 通信

1 応急復旧

電気通信事業者は、地震・津波発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第5 放送

放送機関は、地震・津波発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第23節 応急土木対策計画

「第2編 第3章 第23節 応急土木対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

第1 基本方針

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携の下、被災建築物の安全対策を講ずる。

第2 応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

■判定ステッカーの内容

区分	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

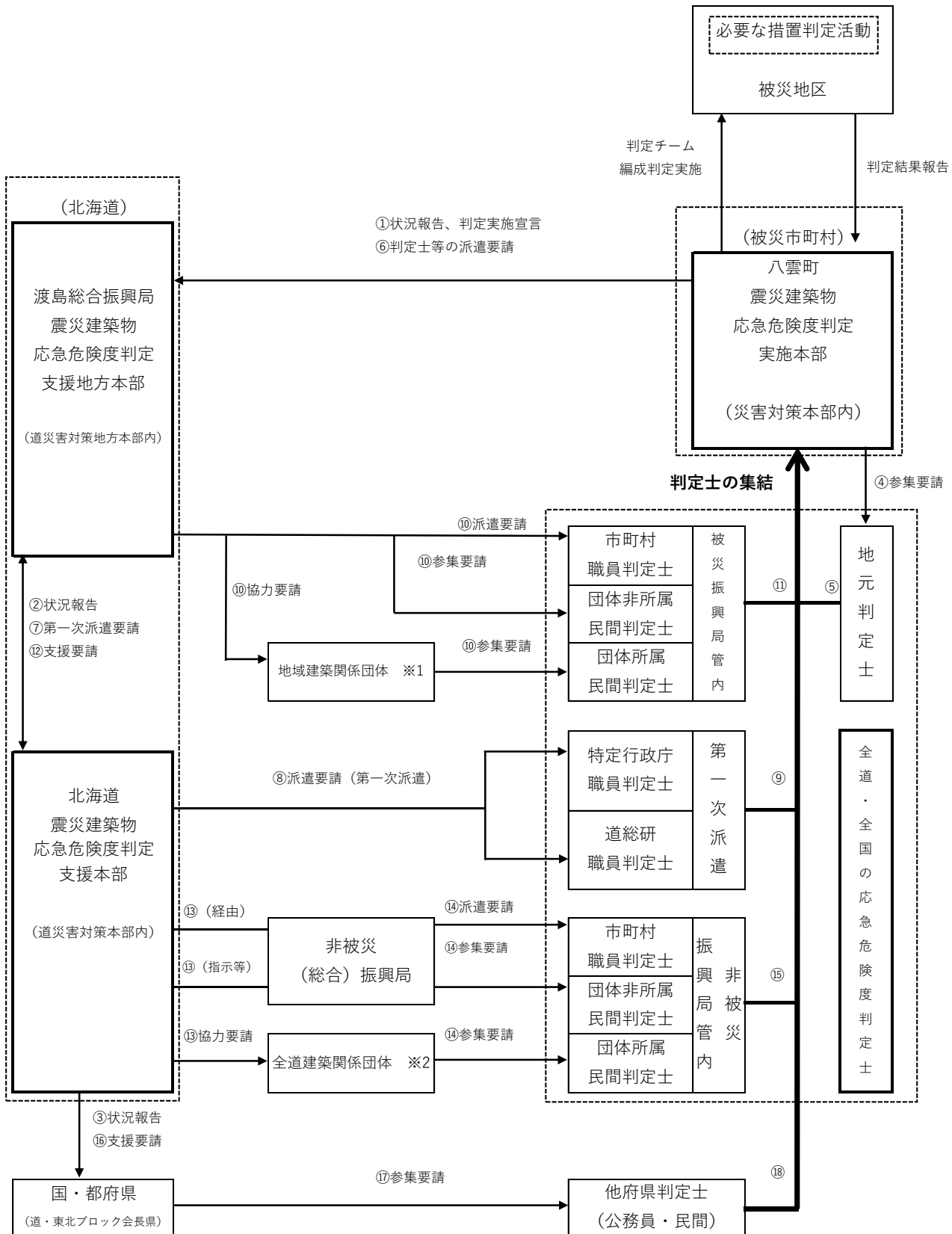
(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

■判定活動の体制



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道地域防災計画

第3 石綿飛散防災対策

1 基本方針

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 北海道及び八雲町

道及び町は、相互に連携して被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A 3 (42.0cm×29.7cm) 以上の大ききで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

「第2編 第3章 第24節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 住宅対策計画

「第2編 第3章 第25節 住宅対策計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

「第2編 第3章 第26節 障害物除去計画」を準用する。

第28節 文教対策計画

「第2編 第3章 第27節 文教対策計画」を準用する。

第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

「第2編 第3章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」を準用する。

第30節 家庭動物等対策計画

「第2編 第3章 第29節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第31節 応急飼料計画

「第2編 第3章 第30節 応急飼料計画」を準用する。

第32節 廃棄物等処理計画

「第2編 第3章 第31節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第33節 災害ボランティアとの連携計画

「第2編 第3章 第32節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第34節 労務供給計画

「第2編 第3章 第33節 労務供給計画」を準用する。

第35節 災害救助法の適用と実施

「第2編 第3章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

「第2編 第5章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活安定のため、緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

被災者援護措置に当たっては、「第2編 第5章 第2節 被災者援護計画」に定めるところによるほか、特に地震災害発生時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されていることを踏まえ、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関して地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、M7 から M8 を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域が Mw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域では Mw9.3 であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の想定は、「第3編 第1章 第3節 地震・津波災害による被害の想定」の「第2 津波の想定」に掲載の「1 太平洋沿岸の地震・津波」による被害想定のとおりである。

特に、地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1 物資等の備蓄・調達

1 物資等の備蓄・調達

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。その際、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮するものとする。
- (2) 町は、上記(1)により把握した数量を踏まえ、町内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じて道に対して調達、供給の要請を行うものとする。
- (3) このほか、物資調達については、「第2編 第2章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「第2編 第3章 第17節 食料供給計画」「第2編 第3章 第18節 給水計画」及び「第2編 第3章 第19節 衣料・生活必需物資供給計画」に準ずる。

2 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行うものとし、必要に応じて道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることとする。

第2 他機関に対する応援要請

町は、町域における被害が甚大で、応急対策活動が困難である場合、外部から応援を受ける必要があることから、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施に努めるものとする。

広域応援については、「第2編 第3章 第8節 自衛隊派遣要請計画」及び「第2編 第3章 第9節 広域応援・受援計画」に準ずる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1 津波からの防護

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。
また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。
- 3 町は、道と連携の下、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 4 このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、「第3編 第2章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」及び「第3編 第2章 第10節 津波災害予防計画」に準ずる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、「第3編 第2章 第10節 津波災害予防計画」及び「第3編 第3章 第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒態勢をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 4 第一管区海上保安本部、町及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行う。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- 5 町は、道及び防災関係機関と連携の下、地域の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用してい

る情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

6 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。

第3 地域住民等の避難行動等

町は、道等と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

1 避難対象地区の指定

過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

2 避難の確保

(1) 避難計画の作成

道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

これらの避難計画を作成するに当たっては、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練等による検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

(2) 津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。なお、避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難のための指示

ア 町長

(ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難

するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高い建物などに緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒態勢をとるよう周知するものとし、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

(ウ) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

イ 知事

地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を渡島総合振興局長に報告するものとする。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(5) 避難指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記(4)により、適切に避難の指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(6) 避難場所の指定

ア 耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮した上で建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、

人工高台の整備等を進めるものとする。

(7) 避難場所の維持・運営

ア 避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。なお、避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 避難場所において避難者に対して実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 受入施設への受入れ

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 上記(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し、道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めること。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長から避難指示が行われたときは、避難行動要支援者等の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うこと。

(3) 海溝型地震が発生した場合は、自ら管理する避難行動要支援者等を受け入れる施設において必要な救護を行うこと。

5 避難誘導等

(1) 避難誘導等は、「第3編 第3章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより対処するものとし、地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

なお、町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めておくほか、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置に当たっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

- (2) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 意識の普及啓発等

地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、「第2編 第2章 第6節 避難体制整備計画」「第2編 第2章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」「第2編 第2章 第17節 積雪・寒冷対策計画」「第2編 第3章 第5節 避難対策計画」「第2編 第3章 第14節 災害警備計画」「第3編 第2章 第10節 津波災害予防計画」「第3編 第3章 第7節 津波災害応急対策計画」に準ずる。

第4 消防機関等の活動

1 消防機関の措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合、町は、水防管理団体として次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

町は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 電気

- (1) 町は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- (2) 電気事業者（指定公共機関）が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

3 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- (2) 電気通信事業者（指定公共機関）が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

4 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、道、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。
- (5) 放送事業者（指定公共機関及び指定地方公共機関）が行う措置は、別に定めるところによる。

5 応急復旧等

このほか、水道、電気、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「第3編 第3章 第22節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (2) 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

2 海上及び航空

- (1) 第一管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえて具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対

策を講ずるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるものとする。

4 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅等のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

5 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「第2編 第3章 第14節 災害警備計画」及び「第2編 第3章 第15節 交通応急対策計画」及び「第3編 第3章 第7節 津波災害応急対策計画」に準ずる。

第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

イ 入場者等の退避のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校等にあつては、次の措置

- (7) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
- (イ) 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
- ウ 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
 - なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 対策本部又は地区本部が置かれる庁舎等の管理者は、上記1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 町は、町有施設が避難所又は救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備を行う。
- (3) 町は、屋内避難に使用する建物の選定について、道の協力の下、道有施設の活用等を検討する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第8 迅速な救助

- 1 町（消防機関）は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備及び緊急消防援助隊等の受入体制の整備を推進する。
- 2 町（消防機関）は、消防団に関する加入促進を図るとともに、人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。
- 3 町は、道と連携の下、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく道の「地震防災緊急事業五箇年計画」及び日本海溝特措法を踏まえて作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (4) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (13) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (14) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (15) 負傷者を一時的に受け入れて保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

- (1) 町は、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進するものとする。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図るものとする。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努めるものとする。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図るものとする。

2 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町、道及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。
- (3) 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- (4) 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。

3 長周期地震動への対応等

町、道及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、「第3編 第2章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」及び「第3編 第2章 第13節 建築物等災害予防計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

第1 町、道及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町、道及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 上記1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 上記1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 町における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。また、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 6 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行うものとする。また、町、道及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。このほか、防災訓練の実施については、「第2編 第2章 第2節 防災訓練計画」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 職員等に対する教育

- 1 町、道及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、道と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報の入手方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬期における避難の際の非常持出品
- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地

震速報について普及、啓発に努めるものとする。

- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- 1 過去の地震及び津波災害の実態
- 2 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- 3 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- 4 地域における地震・津波防災の取組等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町及び道は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町及び道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道及び北海道公安委員会（北海道警察）は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

町は、道と連携の下、必要に応じて地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、「第3編 第2章 第1節 住民の心構え」及び「第3編 第2章 第3節 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発」に準ずる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心掛け、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「第3編 第2章 第1節 住民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 このほか、自主防災組織の育成等については、「第2編 第2章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 国の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」（国土交通省 防災・減災対策本部）等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間においてMw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震の事例も確認されている（以下、先に発生した地震を「先発地震」といい、これ以降に引き続いて発生する大規模地震（おおむねMw8クラス以上）を「後発地震」という。）。

先発地震発生後、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国は、後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の情報（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）を発信し、住民に対して後発地震への注意を促す。

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、次の事項に留意の上、伝達が確実に行われるよう措置する。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、「第2編 第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」の「第5 気象通報等の受理及び伝達」を準用する。

■情報伝達に当たって留意すべき事項

- ①勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じて、適切な手段で伝達すること。
- ②防災行政無線や緊急速報メール等の活用、自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うこと。
- ③住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと。
- ④状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努めること。
- ⑤外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めること。

2 町の災害に関する組織等の設置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、第一配備（準備体制）をとる。ただし、後発地震への注意を促す情報等の発信前に発生した地震に関し、既に第二配備（警戒体制）若しくは第三配備（非常体制）、又は災害対策本部が設置されている場合は、この限りでない。

配備、運営方法その他の事項については、「第1編 第3章 第2節 災害時応急活動体制」及び「第1編 第3章 第3節 職員の配備体制」を準用する。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、道等と協力し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

■後発地震に対して注意する措置

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認②避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え③施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え④個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え |
|---|

沿 革

昭和 40 年	4 月 1 日	策定
昭和 54 年	3 月 22 日	改正
昭和 55 年	3 月 28 日	修正
昭和 56 年	3 月 31 日	修正
昭和 56 年	10 月 22 日	修正
昭和 57 年	11 月 25 日	修正
昭和 59 年	3 月 29 日	修正
昭和 60 年	2 月 24 日	修正
昭和 61 年	2 月 24 日	修正
昭和 62 年	2 月 19 日	修正
昭和 63 年	3 月 7 日	修正
平成 元年	3 月 6 日	修正
平成 2 年	3 月 23 日	修正
平成 4 年	3 月 25 日	修正
平成 5 年	5 月 20 日	修正
平成 17 年	2 月 10 日	改正
平成 27 年	3 月	改正
令和 6 年	3 月	改正

八雲町地域防災計画

令和 年 月

八雲町防災会議
